

奉仕の理想

— ローターの心と形 —



2008-2009年度
国際ロータリーのテーマ

RI第2760地区ロータリー愛知82
2008年度ガバナー

片山 主水

奉 仕 の 理 想

—ロータリーの心と形—



RI 第 2760 地区ロータリー愛知 82
2008 年度ガバナー
片山 主水

ロータリーの綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として (as a basis of worthy enterprise) 奉仕の理想 (the ideal of service) を鼓吹し、これを育成し (and)、特に (in particular,) 次の各項を鼓吹、育成することにある。

- 第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。(The development of acquaintance as an opportunity for service;)
- 第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。
(High ethical standards in business and professions;)
あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。
- 第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。
(The application of the ideal of service . . . ;)
- 第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。(The advancement of international understanding, goodwill, and peace)

The Object of Rotary

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

- First. The development of acquaintance as an opportunity for service;
- Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as an opportunity to serve society;
- Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life;
- Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

ま え が き

連年にわたる会員減少とこれに連動するかのようなロータリー諸原則の崩壊現象の中、2008年度の1年は、RI李東建会長のRIテーマ「夢をかたちに」の下で、当2760地区・ロータリー愛知81の「持続可能な前進!!」の地区方針を掲げ、その具体的な展開として、①ロータリーの綱領の再確認、②地区・分区・クラブの組織・機構の整備、③調和の奉仕、④人的・物的資源の維持強化の4項目を重点的に語ってきました。

「持続可能な前進!!」に込めた思いは、新世紀への前進であり、ロータリーの永遠の存続です。その思いの原点は、これまでロータリーと共に過ごした年月、ロータリーに誠意を持って真面目にやってきたであろうかという多少の反省の念と、これから先、10年・20年、ロータリーに如何に対すべきであろうかという、10年ほど前に沸いてきた前途への問い掛けでした。

過去への反省と前途への問い掛けに対する答を得るには、向き合うべきロータリーの実体を出来る限り等身大に、過大評価せず過小評価せず、正確に把握することが不可欠です。

その把握の過程の中で、これまで臆けながら懐いていた、ロータリーという集団は他の集団とはどこか相違しているのではないかという予測が、やがて、ロータリーはまさしく大きな点において素晴らしく相違しているという確認になり、そうであるならば、ロータリーは永く相違を堅持して存続すべきだという当為の確信までに至りました。

この確信に至った時、当初の疑問に対する回答は自明です。ロータリーはロータリー自身によって錬磨された素晴らしい心の永続的な集まりでなければならないのであれば、我々はロータリーに対し誠意を持って人生の1部そのものとして相対していくべきであるという回答でした。

従って、この1年のガバナーとしての私の役割は、ロータリーの

心を考えることの少なくなっている現況からも、会員に「ロータリーの心」を鼓吹し、その心が凝縮して外に顕現しているロータリーの組織・行事・活動等の「ロータリーの形」を鼓吹し、再認識して貰うことであるということに決めました。

こんな思いから、この1年、理想のロータリーを心に描き、心に寄宿している純真な朗太君に励まされながら、最後の情熱を注いできたところです。

願わくは、いつの日か、人生を振り返った時、我が人生にロータリーありきと、ごく自然に思い浮かぶようなロータリーとの付き合い、そのようなロータリー人生を掴めることを。

これぞ、ロータリーの本望ですし、ロータリーの本願の筈です。

本文に取り上げた講題・閑話旧題・徒然十語（とぜんとご）は、以上のような思いから、地区報「奉仕の理想」の巻頭言としてのガバナー月信欄・善語座右欄、公式訪問のスピーチ、地区大会のガバナー講話等で開陳したものや、ガバナー補佐・地幹事等当時のものに、処々手を加え、年度を終えた後の感慨も新しく加えて、この機会に一つの括りとして、遺すこととしたものです。

ご高覧を賜れば、これに過ぎるものなく、これまでの苦労は雲散霧消です。有り難うございました。

2010年（平成22年）11月12日 片山 主水



目 次

ロータリーの綱領（日本語訳文と英語原文）
まえがき

第 1 講	「奉仕の理想」	1
第 2 講	ロータリーの綱領（1）	9
第 3 講	ロータリーの綱領（2）	14
第 4 講	奉仕と親睦と出席と	22
第 5 講	職業奉仕の考え方（1）	28
第 6 講	職業奉仕の考え方（2）	33
第 7 講	社会奉仕と職業奉仕	41
第 8 講	ロータリーの目的 三我の奉仕	47
第 9 講	ロータリーの心と形（1） ロータリー五原則	55
第10講	ロータリーの心と形（2） ロータリズム	61
第11講	クラブ細則	69
第12講	クラブの組織（1）	77
第13講	クラブの組織（2）	84
第14講	クラブの組織（3）	88
第15講	ロータリーの特長的特色	100
第16講	公式訪問の最善策	105
第17講	ロータリー財団の意義	112
第18講	米山記念奨学会 多地区合同奉仕活動	117
第19講	新世代育成	123
第20講	地球に奉仕 環境保全	127
第21講	会員増強	131
第22講	ロータリーの潮流 21世紀のロータリー	137
第23講	ガバナーの年度計画	145

閑話旧題

①地区名考	21
②入会式と就任式	39
③強調月間	52
④点鐘三点	68
⑤ロータリー用語	97
⑥四つのテストと3つの反省	111
⑦簡潔な地区大会	121
⑧もう一つのGHQ	136
⑨朗太君	154

引用資料	159
------	-----

徒然十語 一縦書表紙から一

第①講

「奉仕の理想」

ロータリーの最高のキーワードは「奉仕の理想」

ロータリーを一言で説明し、ひとことでロータリーを理解できる言葉……。それは、奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップでもなく、いろいろな角度から言って、間違いなく「奉仕の理想」のようです。※1

「奉仕の理想」。何とも言えない優雅な字面と響き。何とロマンに満ちた言葉でしょうか！

そしてまた何と意味不明な不可解な言葉でしょうか！！

ロマンに満ちながらこの意味不明なところがまた、各人にこの言葉に思い思いの夢を懐かせ、理想を詰め込ませ、字面と響きの相乗効果で、「奉仕の理想」をロータリー最高のキーワードとしています。

「奉仕の理想」という言葉の意味とその精神が解れば、もう、ロータリーとの葛藤から解放されロータリーを卒業したも同然です。

という訳で、最初に「奉仕の理想」を取り上げたいと思います。

この「奉仕の理想」という言葉は、「ロータリーの綱領」あるいは「綱領」の中では次の3箇所（下線のところ）で使用されています。※2

①ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成・…することにある。（本文第1文冒頭）

The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:

②第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。（本文第2文第3号）

Third. The application of the ideal of service in each

Rotarian's personal, business, and community life;

- ③第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。(同第4号)

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

以上の三か所です。

「奉仕」の意味するところ

「奉仕の理想」を検討する前に、英語原文と日本語訳文の両方の「service」「奉仕」の意味を見ておきましょう。

英語の「service」は、ちょっとお世話することから職務、服務としてする行為、貢献・奉仕行為等までを意味し、共通項は人に役立つ行為ということのようですが、概して「service」は水平方向を指向し、日本語の「奉仕」は対象的に、弱者の窮状を救助・支援する上から下向きのいわゆる社会奉仕的な行為、あるいは反対に下からお上に対して尽くす勤労奉仕的な行為を意味し、いずれにしても縦軸方向の提供を意味しているようです。

ロータリーにおいて原語「service」の意味するところは、長年使用してきたクラブサービス・ヴォケーショナルサービス・コミュニティサービスを含んだものとして理解されていますから、有償無償を問わず善意を以て人のためにする、縦方向・横方向に限らない相当幅の広い有益な行為と考えなければなりません。

それと同時に、訳文の「奉仕」の方も、同様な意味を有するものとして、あるいはそれ以上の東洋人特有のものを含むものとして解釈されていると思われます。

そのような中で、ロータリーが言うところの「service」「奉仕」

は、いちいち断りがなくても、その時々において社会に及ぼす有用性に差のある幅広い奉仕のうちの、どのような奉仕のことを言っているのかは解ります。「奉仕の理想」と言い「奉仕の理念」と言い、あるいはロータリーが奉仕に託す理想を掲げ、あるべき奉仕の方向を示す場合の「奉仕」は、クラブ奉仕のような軽い奉仕ではなく、決議 23 - 34 のような声明を出さなければならないような「奉仕」のことです。

もともと、ロータリーは、多義的な「service」を、全部、鼓吹し育成しようとしているのではなく、共通項を内包しながらも中心においては内包していないもう少し高次の性質の「service」、すなわち、超私の社会奉仕、彼我調和の職業奉仕等を問題としている訳です。

この意味において、ロータリーの現在の「service」は、日本語の「奉仕」に接近・変化し、深化した状態で定着していると思われます。

「奉仕の理想」の意味するところ

さて、それでは一体、「奉仕の理想」とはどういう意味でしょうか。耳にするとところによれば、「奉仕の理念」説が有力なようですが、何かのを少し外しているような感じがします。「理念」なら理念で、原文は別の言葉を選択したでしょうし、現に追加された標準クラブ定款第 5 条（四大奉仕部門）の日本語では「ロータリーの理念」という言葉が初めて使用されていますが、英語原文では「・・・Rotary's principles.」という語が使用されています。

ところで、言葉の意味は、本来、その言葉だけでまず判然としていなければならないのが原則です。もし、判然としない場合は、使用されている周囲の環境・全体の趣旨等の関連の中で解釈されなければなりません。この「奉仕の理想」は、奉仕・理想の一語一語の意味ははっきりしていますが、「奉仕の理想」となると、また別問

題で、一筋縄では解き明かすことができません。そこで、「ロータリーの綱領」全体ではどのような使われ方をしているか、大いに参考になるところです。

ところが、この綱領の短い文章の肝心な部分の「有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し・・・」という中での「事業の基礎」と「奉仕の理想」との結び付きの異常さ。同時に「奉仕の理想」という短い語の中での「奉仕」と「理想」の結び付きの異常さ。両方とも、通常結び付かない語句と語句との結び付き方です。

前者の、事業の基礎と奉仕の理想の関係については、例えば、事業の基礎の1つとして、貯蓄を奨励するとか、人の和を強調するとかと言うのであれば、何の注釈もなく判ります。それらは事業の資本であり事業のための常識的な必要条件の1つだからです。

後者の、奉仕と理想との結び付きの方も、私たちの理想、ロータリーの理想と言うのであれば判ります。理想という語に続くのですから、その前の語は人間かそれに類するものである筈です。それが、意外にも意思を持たない奉仕という語が理想と結びついていますから、理解に苦しむのです。

理解に苦しみますが解釈しなければなりません。

道筋の1つは、訳文の「奉仕の理想」が「理想の奉仕」とはなっておらず「奉仕の理想」となっているこの「奉仕」と「理想」の二語の語順をそのままにして、そして、原文 the ideal of service の「ideal」の訳をそのまま「理想」ということにして、素直に主体を補って、我々が「奉仕によって実現しようとする理想」、我々が「奉仕に込める理想、奉仕に託す理想」あるいは、我々が考える「奉仕の、理想の状態」という意味にとるか、はたまた、道筋を変えて、「奉仕の理想」という捨て難い言葉ではあるが、主体が無意思物の「奉仕」であるのかかわらず理想と訳すところに混乱の原因があるのですから、理想と訳すのを放棄し、「奉仕の根底にある“人のために”するという奉仕の心・精神」と訳すか、取り敢えずこの二つの道筋しかありません。

「奉仕の理想」が使われている三か所とも意味が通じることがこの語の取り敢えずの正解である訳ですから、それを検討してみましよう。

①の本文、有益な事業の基礎として「奉仕の理想」を鼓吹し、これを育成するといううち、まず、「奉仕の理想」と「事業の基礎として」との関連において、前記のように、主体を補って、我々が「奉仕によって実現しようとする理想」、我々が「奉仕に込める理想」あるいは、我々が考える「奉仕の理想の状態」という意味にとってどうでしょう。これでは、「奉仕の理想」と「事業の基礎」の両者の結び付きがしっくりいきません。

では、次の、理想と訳すのを放棄し、「奉仕の根底にある“人のために”する」という奉仕の心・精神・考え方」と訳したらどうでしょう。有益な事業の基礎として「奉仕の心・奉仕の精神・奉仕の考え方」を鼓吹し育成し…。これならば、「事業の基礎」と「奉仕の心・奉仕の精神・・・」との関係がピタリときます。

加えて、「鼓吹・育成し」との関係についても見てみますと、太鼓を叩いてトランペットを吹きならして、鼓舞し、そして育成するのですから、心・精神でこそ呼応しますが、一方の「奉仕によって実現しようとする理想」「奉仕に込める理想」「奉仕の理想の状態」では、叩き込んでも①の文章は意味不明です。

②の「個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること」も「奉仕の心・奉仕の精神・・・を実践に移すこと」となりますし、

③の「奉仕の理想に結ばれた・・・」というのも、「奉仕の心・奉仕の精神で結ばれた・・・」と抵抗もなく解釈され、①②③とも落ち着きます。

ということで、「奉仕の理想」は「奉仕の心」「奉仕の精神」「奉仕の考え方」を表わしているものと考えられます。「奉仕の理念」と解釈しそのように訳すのもこの考え方に沿うものですが、それでは、「奉仕の理念」というのは何ですか、と反問され、「奉仕のある

べき根本的な考え方」とかの不十分な言い換えをしなければなりません。何よりも、百万人ロータリアン向けの言葉としても、十万人ロータリアン向けの訳語としても、難解に過ぎますし、抽象的に過ぎます。

私は、「奉仕の心」「奉仕の精神」ととるのが一番解りやすく正しいように思います。

しかし、もう一つ、考慮しなければならない点があります。

それは、もし、idealが唯の心・精神であれば、spirit・mind・心・精神と書いた筈です。わざわざ、idealという言葉を使う必要はありません。そうであるのに、idealが使ってありますから、「高度な・真の・究極の・理想的な・心の籠もった」というほどの願望的な高次のニュアンスを含んだ心・精神の状態を指し示しているに相違ありません。

ですから、ここはただ単に「奉仕の心」「奉仕の精神」と訳すのではなく、「奉仕の根底にある崇高な心・精神」「人のためにする奉仕の理想的な心」「心の底からの本当の奉仕の心」という意味合いを含んだ「奉仕の真（しん）の心」「真の奉仕の心」位に訳せば、単に「奉仕の心」と言い放すのと違って、万事、丸く納まるのではないかと思います。この間1部削除

そして最後に、冒頭に戻りますが、意思を持たない主体として切り捨てた「奉仕の理想」の奉仕を、擬人的に扱って、奉仕自身が、自分自身の立場から、ロータリーに、あるいはロータリアンによって鼓吹し育成して貰えるとするれば、どんな「自分の理想」を鼓吹し育成して貰おうかと考えた時、奉仕自身はやはり理想として「真の奉仕の心」ばかりでなく「その心をもってする奉仕活動」そのものも、心と形の二つながら揃って始めて「私の理想」ですから、この2つをと、奉仕自身は明言するのではないのでしょうか。

ご承知の「社会奉仕に関する決議 23 - 34」の諸原則第4項には、「奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリー

とは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表わさなければならない・・・と宣言されているところでもあります。

※ 3

「真の奉仕の心」と「真の奉仕の心をもってする真の奉仕」

以上の諸点を考え併せますと、「ideal of service」「奉仕の理想」が究極に意味するところは、「真（しん）の奉仕の心」とその「真の奉仕の心をもってする実践としての真の奉仕」であると言えるのではないのでしょうか。従って、ロータリーの目的の核心部分の、鼓吹し育成する日本文の「奉仕の理想」は、「真の奉仕の心」と、その形としての「真の奉仕の実践」の双方であるという結論になります。

※ 1 奉仕 親睦 多様性 高潔性 リーダーシップ

「国際ロータリーの長期計画」は「中核となる価値観」として上記の5つを挙げている。この価値観は、RIがロータリー・ロータリアンの考え方の中核的な価値観として述べたものではないようで、RIの使命・職務を遂行する上での価値観のようです。そして、5つの価値観を上げているのみで解説が付いていないので、どういうことを意味するのか詳らかではありませんが、価値観として同程度に価値があるということではなく、当然、それぞれニュアンスが異なると思われます。奉仕はロータリーの目的です、親睦はロータリーに不可欠の潤滑油です、多様性は必要ですが、ロータリーという基準値周辺での許容でしょうし、高潔性は適度の道徳的水準の堅持ということでしょうが職業奉仕だけではなく社会奉仕においても、いや人間生きる上においても、重要です、リーダーシップはRIにはこれから重要なものです、こんなメッセージではないでしょうか。

- ※ 2 ロータリーの綱領
中扉裏に全文掲載を参照
- ※ 3 社会奉仕に関する決議 23 - 34
巻末資料全文掲載を参照
- ※ 言葉の解釈

国内や国際間や、ロータリーのような大集団で使用される言葉は、当然ながら、その言葉だけで意味が一義的に判然としていなければならないのが原則ですし、時が経って、その言葉の解釈に当たって、その言葉の成り立ち、使用の経緯、変化の歴史を知らなければ解釈できないような言葉を何等の定義・註釈なく使用することは、その情報が永く保存される緊密な少人数の仲間うち等の特殊の場合を除いては、その言葉は当初のその選択の段階で既に失格です。言葉が一旦文字として当事者全員に公表された以後は、その文字のその時々 of 合理的な、客観的な意味を探求しなければならないものです。一部の者しか知ることができないような資料で補充して、解釈を決定的に決めることは厳に慎まなければならないところです。

第 2 講

ロータリーの綱領（1）

綱領は冒頭で職業奉仕を宣明している。

ガバナーとして、ロータリーの基本問題について、見解を述べない訳にはいきませんから、順序として、ロータリーの綱領のことに
ついて、触れさせていただきます。※ 1

「ロータリーの綱領」は次のように言います。※ 2

原文と日本語文の両方を、箇条書き部分を除いて掲げます。

「The Object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster:」

「ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。」

簡明な文章で非常にいいのですが、「有益な事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹し育成する」とはどういう意味でしょうか。

「奉仕の理想」の意味については第 1 話で述べましたように「真の奉仕の心とその心をもって真の奉仕をすること」と致しましょう。

しかし、綱領はロータリーの核心でありながら、「奉仕の理想」と同じように、文章が簡潔に過ぎて判りづらく、その上、このような重要な文章・語句であるにもかかわらず、RI が有権的にその意味・解釈を示していませんから、十人十色の解釈がなされています。そのどれもが少しずつ原文・日本文との対比・関連において難点を持っていて、帰するところを知りません。

以下に、また一色を加えます。

御覧の通り、この文章は、前文・後文とか、前段、後段とか言いますが、一つの主語に二つの述語部分が and で並列的に繋がれて

います。今、これを便宜上、第1文、第2文と言いましょ。この1文・2文、どちらに重点があるというものではなく、andで結ばれていますから、両方は対等ですが、平面紙上に文章で表わす以上は、先後、どちらかを先に記載しなければなりませんので、同時ではなくするのは止むを得ませんが、どちらでもいい全くの対等か、または、事の順序として、例えば、総論から各論へ、抽象論から具体論へ進む、自然の理に従った前後かです。ロータリーの綱領も後者のような意味の前後で記載されているようです。

さて、本文中の「ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成することにある。」という文の必要最小限の構成要素は、「有益な事業の基礎として」という修飾語を除いた「ロータリーの綱領は、奉仕の理想を鼓吹し、育成することにある。」ということになります。

もし、この文がこの最小限の「ロータリーの目的は、奉仕の理想を鼓吹し育成することにある。」で完結していれば、非常にすっきりした意味の通りやすい良い文章であった筈ですが、不用意にも、原文には「as a basis of worthy enterprise」という修飾句（訳としては、現に訳されているような「有益な事業の基礎として」という連用修飾句の可能性と「有益な事業の基礎としての」という連体修飾句の可能性があります）を伴っています。

日本文が、連用修飾句の方を採用して、「ロータリーの綱領は、『有益な事業の基礎として』奉仕の理想を鼓吹し育成することにある。」としたことは、更にこの綱領を難解にし、結果的にまことに罪深い文章にしています。

原文の「・encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise」については、その中の「the ideal of service as a basis of worthy enterprise」は、asを、asの用法の1つの関係代名詞の省略形とみて、すなわち、as以下は≡ is ですから「奉仕の理想は有益な事業の基礎であるのだが、その奉仕の理想を」となり、簡潔に「有益な事業の基礎である（と

ころの) 奉仕の理想」「有益な事業の基礎となる(ところの) 奉仕の理想」と連体修飾句的に訳した方が良かったと思います。結果的には「有益な事業の基礎としての」という連体修飾句的に訳したことになります。

従って、その場合の綱領第1文は「ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎となる奉仕の理想を鼓吹し、これを育成することにある。」という意味になります。※3

ロータリー百年来のミステリー

さて、綱領の冒頭第1文は、結局、「ロータリーの目的は、事業の繁栄の基礎になる真の奉仕の心による真の奉仕の実行を鼓吹し、育成することである」と、高らかに宣明している訳ですが、ということは、真の奉仕の心による真の奉仕の実行は事業の繁栄の基礎になりますから、真の奉仕の心による真の奉仕の実行をしましょう、換言すれば、真の奉仕の心によって真の事業を営みましょう、その心と意欲を鼓吹し育成することがロータリーの目的であると言って

いる訳です。すなわち、この一文は職業奉仕を冒頭で宣明していて、職業奉仕以外の奉仕のことに一言も触れていません。この点は一点の疑念もありません。意味不明な「奉仕の理想」が綱領の第1の欠点とすれば、この点は第2の欠点です。

綱領が、一点の疑念もなく断言し、今まで改正されないというところが、実はロータリー百年来のミステリー、ロータリーの七不思議の一つです。

ロータリーが現実に目的としている奉仕には、職業奉仕以外に、それにも劣らない社会奉仕・国際奉仕・新世代育成・環境保全等がありますから、何故、綱領の冒頭に、「奉仕の理想」を、「事業繁栄の基礎として」などと、殊更、事業活動だけに限定的に係わらせて、職業奉仕だけを宣明しなければならないかということです。

このことに疑問を感じてない人は、ロータリーの唯一の重要な目

的は職業奉仕なんですから、あるいは、唯一ではないのですが当初から重要な目的の一つで、ロータリーの最大の特色ですから、綱領が、職業奉仕だけを宣言していても当然ですと言います。

しかし、職業奉仕が唯一の目的でないことは前記の通りですし、ロータリーの創立経過的にも、現在のロータリーの言う「職業奉仕」に繋がる商道德の低下を会員間だけでも改善していこうという思いが、ロータリー結成の1つの動機にもなっていた事実関係を理解できますが、それは、ロータリアン仲間内の取引のみに限って商道德の低下を改善していこうということであって、現時点での、会員間の取引に限らず会員の内外を問わない全方向の取引の道德的水準の向上ではないことも事実ですし、職業奉仕が他に誇るロータリーの特色であることも最大限理解することができるにしても、まず一般的な奉仕を述べ、次にその奉仕のうちの特色ある奉仕を述べるのが事の順序でしょう。そしてまた、ロータリー全体の奉仕活動の現状を考えるならば、綱領の冒頭に「奉仕の理想」を、「事業の基礎として」などと、殊更、事業活動だけに限定的に係わせて、職業奉仕だけを宣明しなければならない合理的な理由はありません。

また、続く第2文で項目別に他の奉仕のことが全部触れられているから、筋が通るのではありませんかと言いますが、第2文のその四つの項目の中で、第1文で触れられていないクラブ奉仕・社会奉仕・国際奉仕だけに触れられ、職業奉仕に触れられていなければ、多少の理屈は立ちますが、第1文で触れられた職業奉仕がまた第2項で、職業奉仕の道德的水準の向上のことが却って詳しく触れられていますから、筋が通りません。

以上のように、職業奉仕のみを強調し過ぎて、当然語らなければならない社会奉仕一般には少しも触れられていないという両面から考えて、現綱領は、過剰と不足の複合不備であると思われます。

(続く)

※ 1 綱領

綱領とはいかにも古色蒼然とした言葉で、共産党綱領が自民党綱領位にしかないような古い先長くない、もういけないという語感です。原文が目的 object と書いてあるのですから目的でいい。

しかし、日本語の綱領は、目的そのものだけではなく、基本理念だとか理想だとか、重要な方針・手段・方法までを言い表す言葉として重宝です。因みに、IR 定款は、第 3 条で目的 purpose 第 4 条で綱領 object と、両方を使い分けています。日本語の綱領に相当する英語は何でしょうか。

※ 2 ロータリーの綱領

中扉裏に全文掲載を参照

※ 3 「有益な事業の基礎として」

この語句の中の「有益な」というのは、「事業の『有益な』基礎として」というのではなく、「有益な」「事業の基礎として」というのもなく、「有益な事業」の「基礎として」と言っているのです。「有益な」は「事業」のみを修飾しています。しかし、今、この綱領の重要な冒頭部分で、有益な事業だの、無益な事業だのということ、わざわざ有益なという言葉を入れて問題にしなければならないでしょうか。全然、その必要はありません。却って、「有益な」が「事業」のみに掛かり「基礎」に掛かっていないことから、読む人によっては、「奉仕の理想」は、原文の「as abasis of worthy enterprise」日本文の「事業に必要な幾つかある有益な基礎の 1 つとして」というニュアンスから、「事業の唯一あるいは絶対的な基礎である」という融通の効かない教義のニュアンスを読み取るような余地を残してしまっています。

第 3 講

ロータリーの綱領（2）

ロータリーの綱領を早急に大改正し整備しましょう

前題の綱領の話の続きです。

ところで、「綱領」と題するロータリーの綱領は、一体、誰に宛てて宣言しているのでしょうか。

この綱領は、国際ロータリー定款第 4 条、ロータリークラブ定款第 4 条として規定されていますから、間違いなく、ロータリーの内に向かってロータリーアンに対して、話しかけているものです。

それとともに、この「綱領」だけが、ロータリーの広報等に際して、各定款から切り離されて「ロータリーの綱領」などとして独立に使用される時等には、この「綱領」をロータリー外の人達に認識してもらいたいという意味において、「綱領」は外に向かって話し掛けるものでもあります。

このことを念頭において、前項の続きを考えてみましょう。

確かに、職業奉仕は、ロータリーの奉仕活動の中でも、実践から帰納された実践的な原則である「最もよく奉仕する者 最も多く報いられる。」を指導理念にした重要な奉仕で、ロータリーの存在価値に特色を与える不可欠の奉仕分野です。

しかし、そうだからと言って、現に、ロータリーの奉仕活動の中で過半数以上の比重を占め、社会がロータリーを評価するのは、職業奉仕の点ではなく、むしろいわゆる一般的な人道的・教育的社会奉仕の分野での素晴らしい活動であるにもかかわらず、綱領の冒頭の総論の中で、職業奉仕のみを取り上げて他のロータリーの奉仕活動を無視していいということはない筈です。

しかも、ロータリーの綱領の中で触れられていないということがが

決定的に重要なことです。

ここでは、例えば、「ロータリーの目的は、奉仕の心とその心をもってする奉仕の意義を鼓吹し育成することにある。」、あるいは、例えば、「ロータリーの目的は、奉仕の心は人生の幸福と職業の繁栄の基礎になるという信念とその奉仕の心を育成することである。」というように、簡潔に触れ、分野を特定せずに総論的に述べておくべきであったと思われます。※1

この点が、述べましたように現在の綱領の欠点中の欠点で、七不思議の一つです。

「in particular,」は「特に」ではなく「具体的に言えば、」・「個別に言えば」

次に、続く第2文の「特に、次の各項を鼓吹、育成するにある」の「特に」についてですが、原文では・・and, in particular, to encourage and foster: となっています。

これをここで「特に」と訳すのは不正解です。欠点の第3です。日本語の「特に」の用法は、前の話題に出てきた事項のうち、後でもう一度取り挙げて強調する語感ですが、原文も訳文も、第1文で各種の奉仕事項が概括的あるいは総体的に、挙げてあるというような状況にはありません。見ての通り、職業奉仕のことだけを宣明していますから、その意味からも、職業奉仕については後で触れてますから、「特に」でいい訳ですが、他の奉仕についてはここで「特に」と訳すのは適当ではありません。「particular」の語源に遡りますと、「part」（部分・個々）あるいは「particle」（小片）という意味ですから、ここは、and の前の第1文では「総論的・抽象的に言ったが、」第2文では「個々の・具体的に言えば、次の各項を鼓吹、育成するにある・」という流れで訳すのが、一番正鵠に近い解釈だと思われます。

現に、四項目は、四つの奉仕分野全部について、個別に具体的に挙げていとされていますから、第1文総論、第2文各論として、訳としてぴったりします。

しかし、第2文の四項目は四大奉仕を表わしているでしょうか。

四項目は四大奉仕を表わしているか？

第1号はクラブ奉仕、第2号は職業奉仕、第3号は社会奉仕、第4号は国際奉仕を定めたものと言われていますが、第2号の職業奉仕と第4号の国際奉仕は間違いなくその通りですが、第1号の「奉仕の機会として知り合いを広めること」とは、何と哀れでしょうか。我々は心にひびく友を求めていますのに、奉仕の機会として知り合いを広めるとは！知り合いを広めるといふのは、クラブ奉仕のほんの一部に触れているかも知れませんが、クラブ奉仕の核心を衝いていませんし、第3号も「ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること」と言っていて、事業生活に奉仕の理想を適用するのは誰が考えても職業奉仕のことです。全体として社会奉仕を述べたものであるとは到底言えません。

これら四項目の記述の内容自体にも、首肯できるような必然性を讀みとることはできません。

この四項目がここで言わんとする臍げなるものを僅かに感じ取ることができない訳ではありませんが、明確であることが重んぜられる綱領で、そのような不明朗な記述の仕方は、議論を混迷させるだけで、何の益もありません。欠点の第4です。

標準定款・推奨細則に各四大奉仕を追加

2007年版手続要覧所収の標準クラブ定款には、2007年4月シカゴ開催の規定審議会において承認された第5条が、次のように記載されています。

第5条 四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な基準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実

させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるため、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕部門は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

これを受けて、RI 理事会が定める推奨クラブ細則にも、次の様に挿入・追加されました。

第 8 条 四大奉仕部門

四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕である。本クラブは、四大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

これら四大奉仕部門の明示的な追加は、これまで四大奉仕として綱領に謳われている内容は不完全なものであることを語っているものです。多くの人々が不完全なものと感じていた訳です。しかし、

これで、完全なものとなったでしょうか。

定款・細則の両方のこの四大奉仕の追加も、綱領の四項目との関係については何も言わず、その間の内容的な整合はできていませんし、定款の5条自体の訳文も、「・・・哲学のおよび実際的な基準である」という定款中の他の用語と不釣り合いな言葉が出てくるかと思えば、「・・・書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブの活動・・・」というような砕けた口語体が混り合ったりしてよく練れていないようですし、推奨細則の条文もその位置については、クラブ定款の方は綱領の第五条の次に納まりよく追加されているのに比して、「第6条会費」「第7条採決の方法」の直後に「第8条四大奉仕」と唐突に出てきて、まことに居どころの悪いものです。熟慮した形跡は更にない、一時しのぎの付け焼き刃のような感じがします。

しかも、定款5条の本文の「・・・活動の哲学のおよび実際的な基準である。」というのも、細則8条の「・・・活動のための理念と実践の枠組みである。」というのも、それぞれの原文はいずれも、「**philosophical and practical framework for the work of this Rotary club.**」という全くの同一語句であるのに、こんなに二つの訳文が違っていいものかと疑問に感じるほどの問題を多く含んだ追加改正です。

いずれにしても、長年月に亙り、英米法的な伝統の下において、その都度、糊塗してきたという事情もあり、規定審議会という未成熟の会議体で改正するという制度下でもありますが、内容的、形式的、どの点から言っても、現行の綱領は、現状の「最善の努力による最上の品質」として出来上がっているものとは到底言えません。
※ 2

何度も言うようですが、ロータリーが現実に「超私の奉仕」を押し立てて活動しているのですから、本来、まず、奉仕一般、社会奉

仕の事を規定するものでなければなりません。「超私の奉仕」と「最も良い奉仕をする者、最も多く報われる」の旗を掲げながら、社会奉仕、職業奉仕、国際奉仕と少しでも世の中の欠陥を埋めようと奉仕に活動するロータリー自身が、欠陥のある綱領を吹聴してはどうでしょう。※3

ロータリーにとって、ロータリアンにとって、心と、心の方向・目的が明確でなければ、混乱します。心が晴朗でなく、心の有耶無耶が整理できないと、精神疲労を起こします。

ロータリーの綱領は、ロータリーで最も重要な文章であるだけにこの綱領の罪は想像以上に大きいというのが私の実感です。

原文も訳文も、このような難解な綱領をすぐにでも改め、理路整然とした理解し易い、特に訳文は、格調の高い日本語の文章にしなければならぬと思います。

難解な綱領では会員増強もできません。維持も困難です。

みんなで考えましょう。

※1 奉仕の理論

決議 23 - 34 のうちに、次のような「奉仕の理論」[theory of service] という語が見られます。「……まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと……」

※2 最善の努力による最上の品質

職業奉仕のモットー「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」中の「最良奉仕」の意味内容を別の言葉で表わしたもの。第5講参照

※3 「最も良い奉仕をする者、最も多く報われる。」

現行の「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」の「最もよく奉仕する者」は原文 serve best で、質的に「良く」奉仕するの意味が、往々にして、量的に「よく奉仕する」の意味に間違っているとられ易く、元々、「最も良い奉仕をする者」と訳すべきであったと考えられ

ます。また、「報いられる」は「報われる」にすべきです。能動態は「報いる」受動態は「報いられる」ではなく、「報われる」を採用すべきです。



RI第2760地区とロータリー愛知81

日本全国各地区の当年度のガバナーが集まって当年度の横の連絡を密に情報を交換し、地区運営の一助とする為に、ガバナー会という会議が年に数回開催されているが、余所の地区の地区番号を何度聞いても、私を含めてほとんどのガバナーは覚わりはしません。

ガバナーの平均年齢は66歳なんですから。

ですから、そういう場での私の自己紹介の地区名は、覚えて貰えるように、第2760愛知県全県一区とすることにしています。

このRI第2760地区という名称は、RIが一方向的に付けたものである上に、これまでも、10年程度毎に変更されてきています。その度毎に覚え直さねばなりません。

そもそも、地区を全くRIの都合により、機械的で無味乾燥な番号で呼び捨てにすることは、少なくとも、ロータリーの紳士のすることとも思えない失礼千萬な話です。

当方には各地に当方固有の名称があり、都合もあります。各地区の自由意志を優先して、早急に考え直して貰いたいものです。

RIと地区との事務的な連絡等の事柄には、今迄のように、各地区に番号を設定するなり、事務的に命名すればよい。しかし、正式名称は各地区の意思を取り入れるのが本筋です。

因みに、私は、2008年度当初より、非公式に当地区内向けに、「ロータリー愛知81」という名称を継続して使用し吹聴してきました。

年度中に、お隣りの第2630岐阜三重地区と共同で、財団・米山の学友を主力とした新型クラブの新設を得て、有り難いことに「ロータリー愛知82」ということになりました。

第4講

奉仕と親睦と出席と

奉仕と親睦は車の両輪 前後の両輪

ご存じのロータリーソング「我等の生業」。

我等の生業さまざまなれど 集いて図る心は一つ
求むるところは平和・親睦 力むるところは向上・奉仕
おゝロータリアン 我等の集い

という歌詞です。

この歌は、高名な明治・大正時代の高野辰之博士の作詩、岡野貞一博士の作曲によるもので、お二人は名コンビで文部省唱歌「ふるさと（兎追いしかの山・・・）」「朧月夜（菜の花畑に入り日薄れ・・・）」「春がきた」「春の小川」「紅葉（秋の夕日に照る山モミジ・・・）」「日の丸」など数々の日本人の心に残る素晴らしい名曲を作っています。

この高名なお二人に、ロータリーがロータリーソングの作詩作曲の応募を依頼したというその見識に涙が出るほど感心しますが、

我等の生業さまざまなれど 集いて図る心は一つ
求むるところは やわらぎ睦み
力むるところは 向上奉仕
おゝロータリアン 我等の集い

こういう人の手になる歌だということを念頭に置くとまたこの中から、気が付かなかったことがいろいろなことが見えてきます。

冒頭に、ロータリーのキーワードの一つである職業を取り上げ、1業種1会員の原則を「様々なれど」という言葉で表わし、職業は多様であるけれども、目的は一つだ、一様だ、と見事な対比を謳っていますし、それとなく、ただ図るのではなく「集いて図る」と言っていて、掉尾にも「我等の集い」と例会の大切さにも触れています。

そして、自分自身求めて得たいものは和らぎ睦み、心の平安と親睦であり、人として、社会人として務めなければならないものは、向上と奉仕だと対句で言っています。しかも、和らぎ睦みはいずれも心の状態ですが、やわらぎは一人の心の状態であるのに対し、親睦は心と心の交誼の状態ですし、次の向上奉仕も、人間向上は当人一人の内に向けた研鑽であるのに対し、奉仕は人と人との間で成立する行為です。それぞれの短い語句の中にも、鮮やかな対比があります。会員同志の親睦の前には自分の心のやわらぎ・平安を置き、他人にする奉仕の前にはまず自己の向上を唱えています。

対比・対句の格調の高い詩であるとともに、内容的にも、実に、ロータリーの核心を突いています。

この歌が取り上げる親睦と奉仕は、言うまでもなく、ロータリーを支えている二つの重要な核です。

この二つの関係は、二本柱と言われますが、同質の柱ではありません。1本はロータリーの天に向かって縦に立つ大黒柱、もう1本は会員を横に繋ぐ土台柱です。

また、車の両輪にも昔から例えられます。

いい譬えですが、両輪でも、同質の左右の両輪ではなく、前後の両輪と考えなければなりません。

ロータリーの目的の奉仕は前輪でハンドルに直結し、車の行き先に方向性を与え、どこへでもロータリーを導きます。親睦は後輪でエンジンに直結し、車にエネルギーを与え、ロータリーに活力を生み出します。一方の奉仕は前からロータリーを先導し、一方の親睦はロータリーを後ろから支えます。奉仕がロータリーの存在理由・存在価値に関することであれば、親睦はロータリークラブ存立の基礎・土台です。二つは、そういう不即不離の関係です。奉仕も親睦も両方とも、不可欠のものです。どちらが欠けてもロータリーはロータリーでなくなります。

ある人は言います。親睦も目的である筈だと。

確かに、当初は、心の平安、憩い、友好、親睦も目的の一つでした。しかし、ロータリーに時が経ち、親睦の上に奉仕というもう一つ先の目的が設定された時から、親睦は終局目的から奉仕への中間目的、奉仕への一中間過程へと、謙虚にその座を譲りました。我等の生業に歌われているように、親睦は求めはしますが、務めるのは奉仕です。

今言いましたように、親睦は、求め、楽しみ、親睦の中から奉仕の活力を生み、奉仕の心を育て育むものです。親睦はロータリーを支えるもの、奉仕はロータリーを導くもの、ロータリーの前方の希望の灯火です。親睦はロータリーの理想ではありません。

目的ではないもう一つの理由として、こういうことも言えるのではないのでしょうか。親睦は楽しいものです。奉仕は楽しいものではありません。却って苦しいもの、厳しいもの、嫌なものです。目的というものは元来そういうものです。その代わり、その目的を達成した時の喜びは、また格別のものです。奉仕は喜びを齎すもの、喜びを感じるものです。親睦は楽しむものです。

喜びの精神状態は、楽しみ精神状態より一段と上位の精神状態のようです。

そのような訳で、奉仕と親睦は、車の両輪の如く不即不離、ロータリーに不可欠の要素であります。親睦は、奉仕と同様なロータリーの目的にまでは昇格はできません。それぞれ固有の役割を持った前後の両輪です。

本年度（08～09）の地区目標は、地区方針として「持続可能な前進！！組織運営で・奉仕活動で・会員増強で・・・」ということ掲げ、重点事項として4項目を挙げていますが、その3番目の「調和の奉仕」といいますのは、例えば、財団奉仕・米山奉仕・クラブ独自の奉仕のような異なる部類のいろいろな奉仕の間で調和の取れた選択と実行が必要であるとともに、奉仕は、奉仕とは異なる他のロータリー活動との間において、突出するのではなく適度の調和関係が、

ロータリーの持続可能な前進!!のために、必要であることを言ったものです。※1

上記に述べました、奉仕と親睦の調和は、調和の奉仕の最大のものです。

それではその調和点はどの程度のところになどと聞かれますが、奉仕は、ロータリーが世界にあり得る存在理由ですし、同時に、ロータリーの希望の灯火ですから、五分五分でなく奉仕にそれなりの比重を掛け、六分の奉仕・四分の親睦リクブノハウシ シブノシンボク。バランスよく並んだ歓びと楽しみの同行どうぎょう二人の姿がロータリーではないでしょうか。

「奉仕と親睦と出席と」

次に、これらと例会への出席との関係に触れて見ます。

我等の生業の歌詞を借りますが、歌詞が「集いて囋る心は一つ」「おゝロータリアン我等の集い」と注意深く触れていますように、奉仕と親睦はそれ自体で自立し前進できることはできません。集うこと、1週間に1度、顔を合せること、会話を交わして心を通わせること、そのための例会への出席が不可欠の前提です。

クラブ定款でも、会員の基本的義務の会費納入義務の前に、毎週一回開かれる例会に出席しなければならないことを定めています。

この例会出席義務は、定款に規定されている会員の幾つかの義務のうち、勿論、その程度によりますが、その履行を怠ることにより退会の原因となる重要な義務として規定しています。

それほど、例会出席はロータリーにおいては大切なものです。同種同類の任意団体で、1週間に1度の会合を定例としているところがあるでしょうか。家庭は言わば常時が例会で、間隔などはありませんし、学校や職場も祝祭日を除くほゞ毎日が例会です。これらは、すべての方向において人間関係の密度の高い集団です。しかし、それらはロータリーと、発生経緯、あるいは設置機縁を異にしています。ただ、その例会密度が高ければ高いほどその人間関係指数が高

くなるということはだけは判ります。ロータリー五原則中の第3原則の例会原則はこの経験則に基づいています。ロータリーの七不思議の一つと言われた出席率の高さですが、ロータリーは、この密度の高い例会原則により、人間関係指数の高さにおいて、他の集団を大きく凌駕しています。ロータリーが他に誇るべきもう一つの大きな特色です。※2

ことほど左様に、「出席なければ親睦なし」です。

従って、奉仕と親睦と出席の関係は、「出席なければ親睦なし、親睦なければ奉仕なし。」です。同じことですが、

「ロータリーの目的は奉仕であり、奉仕は親睦から生れ、親睦は出席より始まる。」ということになります。

奉仕も親睦も、例会出席・行事参加があって初めて、友情も芽生え親睦の実も上がります。奉仕の意欲のエネルギーも沸き上がります。奉仕がロータリーの存在理由・存在価値であれば、親睦はロータリークラブ存立の基礎・土台であると言いましたが、例会出席・行事参加は親睦・友情を支える更にその下の基礎・岩盤と言わなければなりません。

例会は、奉仕が目的地点、親睦が中継地点とすれば、出発地点です。

当地区においても、かつて全国一の100%に近い高出席率を誇っていましたが、現在では90%の前半を低迷しています。往年は厳しかった出席が、会員増強のために、緩やかになってきているようですが、持続可能な前進!!のためにどちらが正道か、よく考えなければならぬ時にあるようです。「出席なければロータリーなし」です。

皆さん、今日の例会にご出席いただき有り難うございました。奉仕はロータリーの実、親睦はロータリーの花、例会はロータリーの種です。しっかり、心にとめて頂きますように・・・。

ご静聴、有り難うございました。

- ※ 1 地区目標 地区方針 重点事項
第 25 講ガバナーの年度計画参照
- ※ 2 例会原則
第 8 講ロータリー五原則の第三原則

第 5 講

職業奉仕の考え方（1）

最良奉仕の最多果報の実践理論

ロータリーの綱領冒頭で、ロータリーの目的は、事業の基礎として、奉仕の理想を鼓吹・育成することにある、すなわち、職業奉仕がロータリーの目的であると宣言され、後段でも職業の道徳的水準を高めるなどと記載されていますから、今日、お集まりの委員長の皆さんが担当の職業奉仕委員会も、準備をしていただきました地区の職業奉仕委員会も万々歳です。何も言うことはありません。

しかし、改めて、職業奉仕とは問われたら、何と答えますか。今日はそれを考えてみる会合にしたいと思います。

よく出てきますので先にお断りしておきますが、「超我の奉仕」の第 1 モットーに対し、第 2 モットーといわれるご承知の「最もよく奉仕する者 最も多く報いられる」という標語の「最もよく奉仕する」の質的に「良く」奉仕するの意味が、往々にして、量的に「よく奉仕する」の意味に間違っているとられ易く、元々、「最も良い奉仕をする者」と訳すべきであったと考えられますし、「最もよく奉仕する者 最も多く報いられる」は、「最もよく奉仕する者 最も多く報われる」である筈ですし、また、少々長すぎて引用に不便ですし、「**最良奉仕の最多果報**」と言った方がいいと思いますので、以下、「最良奉仕の最多果報」または「最良奉仕」という形で引用します。

※ 1

さて、職業奉仕とは、事業遂行のうえで「**・事業の基礎として『奉仕の理想』を**・」適用・実践することです。

皆さん、先刻ご承知の通り、ロータリーが目的としている奉仕の

うち、社会奉仕と一般に言われる人道的・教育的・文化的な奉仕の分野があります。この分野の理念は「超我の奉仕」です。

これとは異なる考え方・理論による他の分野があります。

「**最良奉仕の最多果報**」の考え・理論に基づく職業奉仕の分野です。

R1の理解では、手続要覧によりますと、職業教育も、職業表彰も、職業上の技術等を利用してする奉仕も、職業奉仕だと言っているようですが、勿論、職業奉仕の一部と言って間違いではありませんが、しかしそれらは、職業に関連した社会奉仕であって、後に述べる様な職業奉仕としての特殊なメルクマールを持っていません。例えば、それぞれの職業上の技能・技術を利用して無料よろず相談会を開催し実際に適用するのは、たまたま職業上の技能を利用しただけであって、趣味上の特殊技能や職業に関連しない特殊能力を利用するのと変わりなく、職業に関連した社会奉仕です。

職業奉仕のメルクマールの部分は、職業という太いパイプで繋がれている個人と社会の、職業を挟んだ利益・損失の聞き合いせめぎあいの場での最良の奉仕の最多果報の理論による一連の職業そのものの遂行です。これが職業奉仕です。

ですから、専ら社会のために、職業教育・職業表彰・職業上の技術等を利用してする奉仕は、職業奉仕の本体部分ではない訳です。

それでは「・・・事業の基礎として『奉仕の理想』を・・・」鼓吹し育成するとはどういうことを言っているのでしょうか。

この意味については、第1講～第3講で述べていますが、かい摘んで言いますと、心の籠もった「真(しん)の奉仕の心」とその「真の奉仕の心をもって真の奉仕」をすることが事業の基礎になるので、そのような奉仕の心で「斯くあれば、斯くなるもの」というその信念をもって、職業を遂行する一連の行為そのものが職業奉仕だということです。

では、職業のうえで、「真の奉仕の心をもってする真の奉仕」とはどういう奉仕のことでしょうか。

それは、「奉仕の理想」の「事業生活」での適用にほかなりませんが、「最良奉仕の最多果報」が十分に説明しています。

この文章自体は、最もいい奉仕をする者は最も多く報われるという事実を叙述するだけのものですが、これをモットーとしてみる訳ですから、もう少し意味を補充し付加して理解しなければなりません。職業で最もいい奉仕をする者は最も多く報われる。この「最良奉仕の最多果報」の因果の法則は既に充分実証されていますから、この実践原則を信じて職業を遂行しましょうというのが、この「最良奉仕の最多果報」の意味するところです。

それでは、「真の奉仕の心」を基礎付け、「真の奉仕」から導き出されたその「最良奉仕」とは何かということですが、それは、その奉仕、その職業上注ぎ込む努力・労力・財貨がいつか後日、きっとより多くの対価・報酬（感謝・称賛など精神的なものを当然含みますが、主として金銭上のものです）を伴って還って来る、そのような種を宿している活動のことをいうのですから、相当質の高い奉仕の筈です。※2

その最良奉仕の核心部分は、各人が職業上において、最善の努力によって最上の質のサービス・物を提供するということ、それ自体です。

この質の程度は、各人が不断の最善の努力により蓄積した技能・ノウハウ等が最上のものとして結実したものであり、その質の中には、機能的・味覚的・安全的等の物理的な質ばかりでなく、精神的な倫理的・道徳的な質の維持・向上も含まれるものですし、時間的にも、サービス・物の提供の際のみならず、その提供に至るまでの過程の前後における人的・物的資源の購入・調達等の活動（これらの取引の対価の支払は一面ではその職業関係者に対する未実現利益の配分の意味をも持っています）の際の質も包含されるものです。

この両方の品質的質と精神的質がともに最上であって始めてそのサービス・物の質が最上の質と言えるものですし、また、各人の可能な範囲のなかで精一杯の努力があって最善の努力と言えるもの

です。

この最善の努力による最上の質の両者が充足されて初めて最良奉仕と言える訳です。

職業奉仕は、この両者が充足された最良の職業・事業を遂行するそのことです。

ロータリーの守備範囲は倫理的基準の維持・向上

さて、そこで、ロータリー草創の原点に遡って、ロータリーの役割、ロータリーの在るべきよう(様)を考えますと、この最良奉仕のうち、通常有すべき品質等の質を有せず、劣悪な品質等を供給するなどということは、品質の問題というより倫理的な問題の範疇に入りますから、そのような倫理的問題に転嫁される劣悪な品質レベルのことを除外した物理的・技術的な質の向上のことは、ロータリーの守備範囲としなくても、むしろ、ロータリーよりその分野において一層適切な商工会議所等を始めとする職業関連団体に任せておくべきであり、ただ、ロータリーとしても、品質向上のことを放置するのではなく、その分野も最良奉仕として職業奉仕の重要な部分ですから、そのことは会員に絶えず強調し注意を喚起することに務めるとともにその範囲にとどめ、精神的な倫理側面を守備範囲とすることがその本分だと考えられます。すなわち、倫理上の質の向上、高度な倫理基準の維持のことは、まさに多様な職業人の集まりであるロータリーこそが、知分知役、本来的職分とするに最もふさわしく、ロータリーの先取特権的職分、少し言葉を選べば、ロータリーが天から与えられ当初より予定されていた、天の配剂的職分というべきものであると考えられます。

ロータリーが職業奉仕を強調する意味はまさにここにあります。

(続く)

- ※ 1 果報
因果応報の報。果報はよい知らせではなく、よい報い、よい結果
- ※ 2 職業奉仕深川純一 PG は、職業奉仕を「満足を売り感謝を得る 真実を売り信用を得る」こと、「勘定の世界に心の世界を注ぎ込む」ことであるという印象深い言葉で説明されています。

第 6 講

職業奉仕の考え方（2）

難しいのは倫理基準の遵守・倫理の向上の実践

述べましたように、職業における一連の最良の職業の遂行そのもの、最良の職業の営み自体が職業奉仕である訳ですから、考え方としては決して難しくありません。

難しいのはそのうちの倫理基準の遵守・倫理の向上の実践です。

近年、職業上の競争が激化し事業環境のゆとりがなくなったせいでしょうか、職業の道徳的水準の低下の話題が新聞紙上を賑わせています。

品質の向上の方は、企業の利益拡大に結び付き易いですから、実行が比較的容易ですが、職業倫理の維持向上は、却って利益を犠牲にし費用の増大に繋がりが易いところに、この実践の難しさがありません。

それでは、どのようにすれば、職業倫理の維持・向上の心を堅持することができるでしょうか。

少々込み入った話ですが、職業奉仕ばかりでなく、ロータリー全体の核心に関わることですから、聞いて下さい。

ロータリーは、一つの人生哲学

ロータリーは、本質的に一つの人生哲学だと難しいことを言われていますが（決議 23 - 34）、哲学だなどと言わなければならないのは、人間が、神のような純真な心の神性と、獣のような本能の獣性を持つだけであるなら、話は簡単ですが、人間はまことに厄介なことに、神性・獣性のほかに、人間自身が高度だと思っている中途半端な人間特有の浅はかな精神能力を持っていることです。神の世

界に倫理問題は出来ませんし、対極の獣の世界にも道德問題はあり得ません。人間だけがなまじいに有する人欲と理性ゆえにロータリーのいう哲学が生じるのです。

その最たるものが人間特有の際限のない所有欲・金銭欲・名誉欲です。そしてこれらの欲望を巡って、理性に基づく欲望の制御と反省の、ロータリーのいう哲学が生じます。

一つは、おのれの 我利我欲 あるいは一つの我（が）を軸として、奉仕によって生じる自己の金銭的出捐を始めとする財産的・時間的・精神的損失・負担と、これらの損失・負担があってもなお奉仕したいという欲求、あるいは奉仕しなければならないという義務の念、この損失・負担の回避・嫌悪の気持ちと欲求・義務感の両方の相反する心理の葛藤の調整・調和と緩和・解消に関する種類の場面です。

もう一つは、 自利他利 を両軸として他人ひいては社会の損失において自己が利得する彼我の利益の衝突の場における上記と同種の心理の葛藤の調整・調和と緩和・解消に関する場面とがあります。

前者の葛藤は、自己一人の我利我欲に関する内心の二つの心情の葛藤であって、職業とは無関係に、自己が社会奉仕として出捐する自己の損失・負担の痛み・回避・嫌悪の情と、奉仕への欲求・義務感とその充足による精神的満足との調和・緩和が問題の焦点であるのに対し、後者は、職業の遂行において対立する、他人の損失において自己が得る利益のその正当性の説明・納得がまず問題の焦点です。

前者がいわゆる社会奉仕に関する部分であり、後者が職業奉仕に関する部分です。

さて、その職業奉仕理論発生の原点は、他人の損失において自己が利益を得る後ろめたさの気持ちを如何に解消させ、進んで、その利益の正当性を如何に説明し自己を納得させるか、そして、どこに自己の職業の価値を見出すか、その理屈・理論の創造・発見にあったと考えられます。

そして、その理屈として宣揚されたのが、職業人集団のまことに一面ロータリー的な、キリスト教的天職観を添加された「最も良く奉仕する者 最も多く報われる。」最良奉仕の最多果報の理屈です。「最良奉仕の最多果報」。いい奉仕をする者は多くの報いを得るのが世の自然だ、誠意を込めて真面目に仕事をしているのだから得てもいいという理屈です。そしてその裏返しとしての「最多果報の最良奉仕」。多く利益を得るのだから良い職業を遂行しなければならないという積極的職業観・使命感への転換です。

この労働・職業観は日本的な天下の職分観とともに古くから日本にも定着していますように、現に良い仕事をすれば多くの利益を得ることが事実として多く存在しますから、この理屈が納得され易い訳です。

ロータリーの職業奉仕の現在の「最良奉仕」は、「最良奉仕の最多果報」の原理通り、素朴に「最良奉仕は最多果報を招く」という事業の最終目標の最多果報のための手段・原因の位置付けから、「最多果報に誘導された最良奉仕」「多くの利益が得られるから、最良奉仕をしよう」という主客転倒された位置まで高められた「最多果報の最良奉仕」の奉仕理論の組み込まれています。「最良奉仕の最多果報」が提唱された頃の「最多果報」は、主として経済的報酬であったと思われますが、現時点においては物質的・精神的両面の報酬を含みます。そして将来は精神的なものだけが強調されることになるでしょう。

いずれにしても、手段・目的の位置を交替した前後に関係なく、最良奉仕の相手方にも最良の利益があり、果報を得る当方にも最大の利益のある両利調和の「彼我（ひが）の奉仕」であることには、違いはありません。

この理論は、明らかに「超我の奉仕」とは別の理念による奉仕分野です。

ロータリーの奉仕全般に関する議論は、特に日本においては、職業そのものの社会貢献性・有用性の確認、職業遂行による利益の不

当利得性の解消を契機とし、職業における最良奉仕の最多果報性の実践理論の確認を経て、この最良奉仕の実践理論を中心とする職業奉仕の理論を軸に展開されてきたと言っても過言ではないということができると思います。

そして、現在、職業奉仕の理念は、上に述べましたように、更に高められ「最多果報の最良奉仕」を止揚して、多くの報い・果報を得ることができるから、あるいは得るために、最良の奉仕をしようという、利益誘因性の最良奉仕、あるいは有因性の最良奉仕ではなく、「最良奉仕」を「最多果報」から切り離しこれより一段と高い精神性によるところの、無因性の「最良奉仕」、言葉を換えて言えば、理屈抜きの純粋な「最良奉仕」の理念に昇華させることが考えられつつあるように思います。

ロータリー財団が「世界で善いことをしよう」と提唱し、RIが先年「最良奉仕の最多果報」を抹消しようとしたのも、職業奉仕の理念を「超私の奉仕」に融合・統一させたいという意思の現れと思われませんが、「最多果報の最良奉仕」から「最良奉仕」への理念の昇華というのは、「超私の奉仕」より更に上の高度な精神性と倫理性を付加した超「超私の奉仕」とでもいうべきものでしょうか。

超「超私の奉仕」といい、純粋「最良奉仕」といい、職業奉仕は社会奉仕より精神性あるいは倫理性が高度で厳しい訳ですが、それは、社会奉仕の方は一方的に「超私の奉仕」であって金銭的な対価はありませんが、職業奉仕はギヴアンドテイクの双方向的なもので金銭的な対価を必ず受領するからです。受領するだけに厳しい訳です。

ロータリーは何故、目的の1つとして職業奉仕を取り上げるか

ところで、ロータリーが、他の諸団体と同じように、一般的な社会奉仕を強調するのは当然のことですが、ロータリーが、例えば、健康、男女同権、環境保全、家庭、次世代育成等々、取り上げて問題とすべき事柄が多くあるにもかかわらず、殊更、綱領にまで、職業を取り上げて、職業奉仕をこのように実践的にまた哲学的に問題とするのは、何故でしょうか。これも七不思議の一つだけに、疑問

に思わなければならないところです。

その理由は、職業が、本質的・不可避的に、全ての人間にとって、弱肉強食の社会的な生存競争に関わる問題であり、人間活動の中で他に比肩すべき類例がない最重要問題だからです。言葉を継げば、触れましたように、第一に、職業が、ロータリアンを含めすべての人間の赤裸々な姿が露呈される生存活動そのもの、個人と社会との間における、両者の利益の衝突の最前線、職場はまさに我利と他利とのせめぎ合いの主戦場で、一番問題を発生させ易い活動だからですし、第二に、利得の争奪を通じて、その結果が職業の盛衰に直結すると同時に、各人の職業の成功不成功が当該個人の幸不幸また家族の幸不幸を最も大きく左右し、時間的にも一生のうち、職業に費やす時間ほど大きな割合を占めるものがないうえに、個人と社会を結びつける太く日常的なパイプは職業というパイプ以外には無いからです。職業は、即、社会性を持つものだからです。

職業以外で、例えば、先に上げた健康問題は、なるほど、人間一生の重要事ですが、職業が利益と損失を絶えず前面に押し出して、その取引を以て社会と関わり合い、社会と大きな接面と太いパイプで日常的・社会的な関わりを持っているのに比べ、健康問題は、これほど大きな係わりを持ち得ないからです。健康問題が社会との間に発生させる摩擦が少ないからです。

この故に、ロータリーは、社会奉仕を取り上げる理由とは異なった理由により、個人と社会が真剣に対峙する職業を、一般的な社会奉仕と共に、職業奉仕として殊更に綱領において取り上げて云々する、いや、取り上げなければならない理由がある訳です。単に歴史的な経緯ばかりではありません。

さて、倫理遵守の方法の問題に戻りますが、理性を失わせるこの困難な職業前線にあって、倫理基準を遵守し向上させる方策は、職業奉仕の理論を絶えず想起し、それとともに、想起し実行できる環境を整備する。自分の殻に籠もらず、絶えず身をロータリーに晒し、

ロータリーに心を通わせ、ロータリーを心に繋ぎ、ロータリーの心を自分の心と一つに融和させ、この職業奉仕の理論と職業宣言を絶えず反芻し、四つのテストにより、職業遂行を事前にチェックし事後に検証する・・・。

「我欲は強く、意思は弱い」我々人間のことです。このことの着実な実行よりほかに、職業奉仕の、とりわけ職業倫理基準の遵守の王道は無いのではないのでしょうか。

ご静聴、有り難うございました。



厳粛な新会員入会式を

言い古されたことですが、2007年度版手続要覧（20～21頁）によりますと、クラブは新会員の入会に際して厳粛で意義深い入会式を行なうよう要請されています。

どこのクラブでも大同小異の形で行なわれていると思いますが、この入会式は、厳粛に行なえば行なうほど、新会員にとっては印象深いものとなるようで、クラブの定着率もいよい感じます。

私の所属クラブの入会式は、紹介者による新会員紹介、新会員の宣誓書朗読・署名、会長による認定書授与、入会挨拶、情報委員長または増強委員長の歓迎挨拶、会長によるクラブ計画書・会員名簿・直近周年記念誌の贈呈、バッジ装着、全員の入会歓迎の歌、記念撮影の順序で行なわれますが、このうち、新会員の宣誓書朗読署名とそれに対する会長の認定証の授与がこの入会式のメインイベントで、格調の高い宣誓書と認定状の交換で一挙に雰囲気が高まり、入会式を感銘深いものにしていきます。

時間が20分ほど掛かりますが、その会員にとっては一生一度のことですし、これでクラブの定着率がよくなるのですから、お安い御用です。

何を馬鹿げたことに時間を掛けるのかとお叱りを受けるかも知れませんが、この厳粛な入会式をやった新会員に1年位経った時点で感想を聞いてみて下さい。全員、その感動を覚えていてくれます。一度試しにやってみられることを推奨します。

年度当初に地区役員会長幹事激励会を

また、手続要覧（5頁）によりますと、各クラブは、クラブ会長以下役員と会員がロータリーの目的に対する決意を新たにするために、年度当初に役員就任式を行なうことを奨励されています。

他地区において、どの程度実行されているか知りませんが、当地

区においても、いろいろな理由でクラブで行なわれたと聞いたことはありません。

そこで、それに代わって、別の名目も加えて、10年ほど前から断続的に、年度当初に分区単位（主催者各ガバナー補佐）で決起激励会、年度末には地区全体で慰労会が開かれます。パストガバナー、地区の役員（ガバナー以下ガバナー補佐・地区幹事・副幹事・地区会計長・会計監事、各地区委員会委員長等）と各クラブ会長・幹事（分区単位の時の参加役員は分区内各クラブ所属の役員・会長幹事・パストガバナー・パストガバナー補佐等）の参加です。

年度当初は1年間を展望する懇談と就任披露と決起激励の意味を込めて、年度末は1年の成果顕彰と反省の懇談と慰労の打ち上げです。年度当初の分區別の決起会の方が好評のようです。



第 7 講

社会奉仕と職業奉仕

社会奉仕と職業奉仕

ロータリーが、ロータリーでいう奉仕のうち、「奉仕の理想」を鼓吹し育成し、その理想を適用・実践すべき分野として、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の三つを挙げていますが、私は、第 1 に、なぜこの順番なのか、この分類基準は何か、第 2 に、この外に重要な分野を落としているのではないかとかねがね疑問に思っていました。

なぜ、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の順番か

入会当時から、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕を四大奉仕といい、このうち、クラブ奉仕はロータリーが目的としている奉仕から除外するというのを、特に明示的に聞いたことはありませんが、長年のうちに、「超我の奉仕」「最良奉仕の最多果報」「奉仕の理想」とかを問題にする「奉仕」の中には、入っていないのだということがそれとなく判ってきました。

入会后、相当年数が経過するまで、ロータリーの綱領の箇条書きの 4 項目に、クラブ奉仕からこの順に奉仕分野が記載されているとか、当時の推奨細則にもこの順に委員会に関する規定が記載されていたとかのことは、見聞きすることがあったと思いますが、なぜ、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の順番かなどという疑問は、当時には生じることがありませんでした。

ところで、ロータリーは、ロータリー独自の均整のとれたロータリー理論を述べるために、すべてのロータリーの活動を、「奉仕」という言葉で表現しています。

その中で、ロータリーは、ロータリーがその目的としている奉仕と、目的以外の奉仕とを明確に区別していませんが、私自身は、前

者を狭義の「奉仕」、前者・後者を含むすべての奉仕を広義の「奉仕」として把握することにしてあります。この狭義の奉仕（職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕）の記載の順番、ひいては重要性の順番については、ロータリーをロータリー外の人達に説明する時に、どちらを先にしようかという場面に出会いますし、また、年度当初に各クラブで幹事が中心になって、年度最初の例会か第二例会に間に合わせるべく、クラブ計画書という立派な5～60頁の冊子を作ります。その中のクラブ組織図・会員所属表の作成について、職業奉仕を社会奉仕より先に書くか、社会奉仕の後ろに書くかと迷うことがありますし、ガバナー事務所でも、その年度の会長エレクト研修セミナーPETSの開催に合せて地区幹事が中心となって作る「地区便覧」の中の地区組織図・委員会名簿についても、同じ議論が起きることがあります。

三つの考え方があります。

ロータリーの本質に関わる非常に重大な問題であるから、譲れない、職業奉仕第一、社会奉仕第二の、職業奉仕こそ最前線派、事は大した問題ではないけれども意見が分かれるのなら、クラブなら会長の、地区ならガバナーの好きな様に派、いや、今の時点では社会奉仕こそが奉仕の大本派など幾つもの見解に別れます。ロータリー経験が長ければ長いほど、当然それぞれの思い入れは強まります。

最前線派には過去から現在に至るまでのロータリー運動への深い観察と愛情があります。好きな様に派の根底には、ロータリーというものに対する善意と友情への大らかな達観があります。大本派にはロータリーの永続への尽きない願望があります。

ロータリーの誇る世界最初の職業倫理向上運動だからという最前線派の考え方も、尤もなもので否定する積もりは毛頭ありません。また、ロータリーが100年の経過の中で問題意識を持った順番、あるいは活動として取り上げた順番だからという歴史的な理由付けもありますが、職業奉仕の発生経緯は、当初の仲間うちだけにおけ

る、取引の改善・正常化であって、それから更に先の、仲間内の取引範囲から会員外一般取引への範囲を拡大した上での商徳の向上・倫理基準の高度化を射程に入れ、職業奉仕を「最もよく奉仕する者 最も多く報われる」「最良奉仕の最多果報」の現在の職業奉仕に質的に転換したのは、ロータリーが最初に会員外・公共へ目を向けた、かのシカゴの公衆トイレの設置を嚆矢とする社会奉仕の採用より、遅れること十数年であるようです。従って、一概に、職業奉仕に先駆けの榮譽があるとは断言できないようです。

私は、ロータリーが、各ロータリーアン個人またクラブとして、地域奉仕活動、青少年交換あるいは世界社会奉仕 WCS 等として、独自に現在行なっている諸奉仕活動、またこれとは別に、ロータリー財団・米山記念財団を通じて行なっている諸奨学活動等のロータリー奉仕活動全般の状況、ロータリーの奉仕活動の中で占める社会奉仕（国際奉仕活動を含む）の割合・比重の大きさ・重要性を踏まえ、また、ロータリーの広報の観点からも、ロータリーの目的としてのいわゆる狭義の奉仕の中から、外に向かって第一に標榜し宣揚すべきものは、やはり、全般的・一般的な社会奉仕であって、特殊な職業奉仕ではないのではないかと思います。

2007年版手続要覧にありますように、標準クラブ定款第4条の「綱領」に続いて第5条「四大奉仕部門」として、クラブ奉仕のほか職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕が、この順に改正・挿入され、推奨ロータリー細則も同様に改正されていますが、この挿入・改正には大いに議論のあるところであり、それだけに、この改正があっても、私は、社会奉仕大本派の考えに賛同するところです。

ロータリーがなくなるか、ロータリーでなくなるか

今、仮に、ロータリーから、クラブ独自の社会奉仕、ロータリー財団・米山記念を通してする国際奉仕等を含む社会奉仕を捨てて、ロータリーの目的から外したとしたならば、それでもロータリーはロータリーであり続けるでしょうか。それは、もはや、ロータリー

でもなく、存続も難しいのではないのでしょうか。

また、同じように、ロータリーから職業奉仕を取り除いたならば、それでも、ロータリーはロータリーでしょうか。他の奉仕団体と同列となり、その中に埋没しつつも存続はするでしょうか、ロータリーではなくなるでしょう。

ロータリーは、現時点において、2つのDNA、1つは一般的な社会奉仕としてのDNA、もう1つは特別な職業奉仕としてのDNAの2つを持っており、発生時点も発生経緯も異なる、この2つのDNAがあって初めて現在のロータリーなのですから、どちらが欠けても、**ロータリーがなくなるか、ロータリーでなくなるかの違い**はあっても、ロータリーの歴史はそこで閉じられると考えなければならぬものと思います。

その意味において、**両者とも実質的に、ロータリーに不可欠の奉仕であって、同程度に重要な奉仕です。ただ、形式的には、一般を先にし特別を後ろにするところでしょうし、また、初めに属性を語り、次に特徴を告げるのが順序である**ような気がします。

職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の分類基準は何か

ところで、上述の検討では、職業奉仕と社会奉仕のことばかりで、国際奉仕には触れていませんが、それは、国際奉仕は社会奉仕の一部だからですが、一体、職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の分類基準は何でしょうか。

社会奉仕と職業奉仕との間には、画然とした分界線があってその区分は、明確ですが、社会奉仕・国際奉仕には確たる分界基準はなく、両者とも、社会的弱者に対する救済を主とした人道的奉仕、次世代青少年の育成の新世代奉仕・才能開発助成・文化事業支援等を奉仕の中身としていて、僅かに、世界平和、国際親善、国際友好が国際奉仕の独自の分野かと思われませんが、これとても、理論的には国内においても類似の分野はあり得るものですから、両者には、殆ど対

象分野に質的な差はないと言ってよく、その場合、民族・言語・国境等特殊の要素はあるにしても本質的なものではなく、結局、単純に国内的か国際的か、換言すれば、外国人を対象とする活動か、外国においてする活動かの一線が、社会奉仕と国際奉仕を分ける基準のようです。

もともと、ロータリー自身が、ロータリー理論を述べるに際して、すべてのロータリーの活動を、「奉仕」という言葉で表現することとしたために、クラブに内在的な管理運営まで、その一面を有するが故に「奉仕」と言い表わしただけで、クラブ奉仕は、ロータリーの運動としてロータリーの目的とすべき性質の活動ではないものですし、また、ロータリーの目的である奉仕のうち、社会奉仕と職業奉仕を分離しているのは、奉仕の思想・内容・対象・手段等の実質の違いによるものです。社会奉仕はいわゆる人道・福祉・教育・学術等の社会奉仕活動を対象とするものであり、職業奉仕は職業の技術・倫理の向上、最良奉仕を分野とするものです。それは一部において、社会のため、社会に貢献するものではあってもロータリーという社会奉仕ではありません。奉仕の精神・考え方、これを理念というならば、理念が違います。※1

それに引き替え、国際奉仕は社会奉仕の一部門の国際版であり、同じように、新世代奉仕は社会奉仕の一部門の青少年育成であり、うち、青少年交換はその国際版ということができます。

クラブ定款第5条四大奉仕部門、あるいは推奨クラブ細則第8条四大奉仕部門がいうように、職業奉仕・社会奉仕の区分は、「哲学的な規準」「理念の枠組み」、すなわち、理論上の基準によるものであるのに対し、社会奉仕・国際奉仕・新世代奉仕の区分は、「实际的」「実践」上の基準によるものです。クラブ奉仕はその中間的などと言えますが、理論的・実践的な両者の混在した枠組みの感じがします。

以上を整理しますと、狭義の奉仕、すなわち、ロータリーがロータリーの目的としている奉仕には、社会奉仕と職業奉仕があり、こ

の場合の社会奉仕は、国際奉仕・新世代奉仕等を含んだ理論上の社会奉仕、広義の社会奉仕のことであり、社会奉仕・国際奉仕とか、社会奉仕・新世代奉仕とかという時の社会奉仕は、「実際のな・実践的な」狭義の社会奉仕を意味しているということになります。その筆法でいけば、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕を四大奉仕というならば、新世代奉仕を入れて、五大奉仕と言うことができますし、その方が実際の・実践的で筋が通ります。

更に、これまでの奉仕活動が総て人間のための奉仕であって人間中心の考えによるものでありますが、環境奉仕は、その視点を一八〇度転換し、人類もその一部とする全地球生物・全地球自然の目線で、全地球生物・全地球環境を考えようとする画期的な保全活動で、しかも、これまでの奉仕活動とは質的に異なる奉仕分野すから、環境奉仕を格上げし、六大奉仕と言われなければなりません。「人間に奉仕」から「地球に奉仕」へです。※ 2 ※ 3 続く

- ※ 1 前講第 6・7 講職業奉仕の考え方参照
- ※ 2 後述第 20 講環境保全参照
- ※ 3 名古屋東南クラブ細則は、2003 年度から六大奉仕委員会になっています

第 8 講

ロータリーの目的 三我の奉仕 超我の奉仕 彼我の奉仕 唯我の奉仕

「超我の奉仕」の社会奉仕

ロータリーが目的として活動している幅広いいろいろな奉仕を理論的に整理しますと、三つの分野に整理することができると思っています。

一つは、RIが第一標語に指定している「超我の奉仕」の理念に基づくいわゆる社会奉仕と言われる奉仕の分野です。国内外を問わず、社会的弱者に対する救済を主とした人道的奉仕、次世代青少年の育成の新世代奉仕・才能開発助成・文化事業支援等の分野です。ロータリー財団を通じ、あるいはクラブ独自に実行されるロータリー奉仕活動の中で、この社会奉仕が過半を占めているのはご承知の通りです。

勿論、「超我の奉仕」というのは、滅私奉公、則天去私、というような自分を無にしてする奉仕、自分の身を切ってまでする奉仕ではありません。自分の欲を制し少し小さくして、我を越えよう、我欲を越えよう、そういう気持ちでしようという奉仕です。

大きな痛みを伴わない奉仕、長く抵抗感の残らない奉仕、比較的緩やかな奉仕、これが「超我の奉仕」の意味するところです。

この「超我の奉仕」の心は、二十世紀第3四半世紀以降の地球上の人間社会の現状をみる時、共助共生（共に助け合い共に生きる）、別の言葉で言えば、分かち合い（命を分かち合い食を分かち合い、損得を分かち合い、喜怒哀楽を分かち合うこと）が必要不可欠であり、それら共助共生・分かち合いを精神面から支える、善意のやさしい心（慈悲慈愛という程の深刻なものでなく、人のため世間のためを少しばかり思う心）と感謝の心とによる助け合いの精神の堅持が重要であるとの認識によるもので、専ら社会のために尽くす奉仕

です。物質的な見返りは度外視です。それ故に、一方的ですが、しかし緩やかな「超我の奉仕」です。

「彼我の奉仕」の職業奉仕

その二は、「最も良く奉仕する者 最も多く報われる。」「最良奉仕の最多果報」という考え・理論による職業奉仕の分野です。

職業奉仕は、「最良奉仕の最多果報」の実践帰納的な考えに基づいてなすところの最良の仕事・サービスを提供するその職業の遂行そのもののことです。

5・6 講で述べましたように、ここにいう最良奉仕というのは、最善の努力による最上の質の物・サービスの提供です。この最上の質の中には、物理的な質と精神的・倫理的な質の、物心双方の質が含まれています。この最良のサービスの提供とその前後一連の行為そのものが職業奉仕です。

職業奉仕は、最良の職業を遂行することにより、社会にも結果的に利益になり、自己にも利益があると考える「最良奉仕の最多果報」の理論によるものです。

この「最良の職業の遂行」の「最良奉仕」の中で、職業人に技術的・倫理的研鑽・向上が求められ、職業に存在価値が生れ、職業人に自覚と矜持が生れ、職業に品位・品格が生れ、また、求められるようになるの訳です。社会への奉仕は結果的なものでそこに職業奉仕の目的がある訳ではありません。職業奉仕の目的の力点は物心両面の「最良の職業」の遂行にあります。対峙する一方の社会奉仕の社会への奉仕は結果ではなく目的です。ここに両者の基本的な質的相違があります。

この職業奉仕は、一方的な「超我の奉仕」に対比すれば、「超我」でなく両利「調和の奉仕」であり、「我」を軸とすれば両利の「彼我の奉仕」です。

「唯我の奉仕」の自分自身の人間向上奉仕

このようないわゆる社会奉仕と職業奉仕の2種類の奉仕の外に、私はもう1つロータリーの目的とすべき奉仕分野があるのではない

かと思っています。これが 今日の話のポイントです。

昔から、修身 齐家 治国 平天下 と言います。

天下を治めるにもまず我が身の修養から始まるという君子の教えです。何事によらず、まず、当該事に当たる者の知育・徳育・体育、トータルとしての質的な人間向上、すなわち、教養修得・精神修養・人格陶冶から始まらなければ、あるいは共に進めなければならないとする考え方です。ロータリーでも、人間向上のことがなければなりません。このことが当然先に来なければならない筈です。

身を匡し身を清め、徳を積み身を修める。

社会奉仕もこの上にあり、職業奉仕もこの内にあります。

おゝ ロータリー!! この素晴らしい人の集まりよ!!

ロータリーは、奉仕を志す者の集団でありながら、毎週の例会を中心に親睦を尊重し、奉仕の中には職業倫理を強調する特色ある職業奉仕を高く掲げ、それとともに、多種多様な職業と多種多様な才能を有し上質の素質を有する、素晴らしい人の集団です。

これ程の人の集団が身近にロータリーのほかにあるでしょうか。このことをまずロータリー自身が自覚しなければなりません。

そして、ロータリー自身がロータリアン自身が、「我のほか全て我が師」と謙虚に観じたならば、観ることができたならば、ロータリーに優る有効な生涯教育の道場はありません。これ程優秀な社会教室はありません。

多くの先輩ロータリアンも、話をされる度毎に、会員自身の教養修得・精神修養・人格陶冶の人間向上がロータリーの第1の目的であることを、強調されてきています。

「三私の奉仕」をロータリーの綱領に明記

勿論、人間向上がロータリーの第1の目的であるとする見解に、私も諸手を挙げて大賛成ですが、強調するのに加えて、ロータリーは、会員自身の教養修得・精神修養・人格陶冶の人間向上を社会奉仕・職業奉仕とともに明確にし、しかも堂々と綱領をもってロータリーの目的として、理論的に整理して取り上げ、ロータリアンも意識的

にこのことを自覚しなければならないと思っている訳です。会員各自のロータリー入会の、また在会の理由の一つが自分自身の向上であることが、アンケートなどによって会員の意思として示されているのですから、この点から言っても、ロータリーは素直にそれを受け止め、躊躇することなく、ロータリー自身の目的と認めていかなければならないと思うのです。

「超我の奉仕」・「彼我の奉仕」に対比し「我」の軸にこだわれば、人間向上は「唯我の奉仕」ということになります。

こう名付けることによって、自利・他利の関係を、「我」を焦点にして観て、「超我の奉仕」「彼我の奉仕」「唯我の奉仕」のように「三我の奉仕」として整合した形になります。

以上のロータリーの目的とする奉仕について、分類・整理し、まとめれば、次のようになります。

- 第 1 は 専ら自己の出捐を以て、社会のために尽くす社会奉仕であるこの奉仕は、慈愛と感謝の心・分かち合いの精神とによる共助共生を目指す「超我の奉仕」の精神に基づく
- 第 2 は 自己と社会とを固く結ぶ各自の職業の遂行を通じて、最善の努力による物心ともに最上のサービスを社会に提供することによって、社会に貢献するとともに、自己に適正な利益を得ることとなる職業奉仕であるこの奉仕は、「最良奉仕の最多果報」の両利調和の「彼我の奉仕」の精神に基づく
- 第 3 は 専ら互いに人間向上をめざして切磋琢磨する自らに奉仕する「唯我の奉仕」であるこの奉仕は、多様な職業人よりなるロータリーは人間向上のための学習の絶好の機会なりと承知し、かつ社会に対して奉仕する心は誠実にして少欲知足であると同時に社会に対し良き指導性を備えなければならず、それ故、期待されるロー

タリアンとなるための人間向上は各人の人間的道義責任であるとの考えに基づく

最後に、この人間向上の目的と親睦を混同することがありますので、触れますが、親睦は、上記の三我の奉仕を支える共通の土台となり潤滑油となり機会となり契機となるものですが、ロータリーの目的そのものではなく、また、親睦は会員同志の間において成立する情誼の交流をいいますが、向上のことは会員自身の向上のことですから、自分自身の内に成立するものです。事実、親睦の中で学びとり教えられることが多いわけですから、人間向上と親睦とは密接に関連はしますが、自ずから異なるものであることは、判っていただけのものと思います。



我々ロータリアンは今何をなすべきか。

もう50年近くも前のことになりますが、就任早々の険悪なキューバ関係の中で、ケネディ新大統領が就任式において国民の心に訴えた演説の有名な次の一節はまことに感動の一節です。

「問い給うな、国は自分のために何をしてくれるかと。」

「問い給え、自分は国のために何ができるかと。」

**Ask not what your country do for you,
ask what you can do for your country.**

好むと好まざるとに係わらず生まれながらにしまった国民と国との関係と、自らの意思により選択して入ったロータリアンとクラブとの関係とでは、勿論、同列に論じられないことは重々承知していますが、それでも皆さんに、次のことを自問していただければと思います。新年度に入るに際して、時間をかけてでも考えていただきたいと思います。

「自分はロータリーに何を求めるか。」「ロータリーは今何をなすべきか。」そして、「自分は今何をなすべきか。」

この三つの問いは、ロータリーの発祥の原点、ロータリーの存続の条件、ロータリアンの責務は、何かということですが、これらロータリーに対する基本的な理解と視点を持ってロータリーに対し、あるいはロータリアンとして、毎日を過ごし行動するのと、そうでないのとでは、長年のうちには計り知れない違いをもたらします。

地区特別ロータリー強調月間「ロータリーを考える月間」

R1は特定月に特定のロータリー活動を強調するためにロータリー特別月間を定めています。これまで7月は識字率向上月間であったのが、2年前の2006年度より3月に指定変えになり、7月はおそらく年度始めでクラブの運営に忙しく、奉仕活動の特別月間は相応しくないと考えたのでしょう、R1はそのまま何も指定しませんでした。5月も同様に空いています。

そこで、当地区は、年初の貴重な7月を地区特別月間として「ロータリーを考える月間」に設定させていただきました。この新しい年度を始めるに当り、是非とも、新鮮な気持ちで会員一人ひとり沈思黙考、ロータリーの現状を見つめ、過去を回顧し、10年先を展望してみてください。

当地区を含め日本34地区全体のこの10年の会員数の25%を越える減少は、世界の微増の趨勢とはかけ離れた現象です。経済状況の変動が最も大きな原因でしょうが、それ以外に何かロータリー自体に内在する原因もあるように思われます。それを突き止めるのは困難ですが、思い当たることは幾つあります。その一つには、ロータリアンがロータリーに対してもう一つ積極さが足りない、愛情が足りないということです。

今年度の地区方針のサブフレーズは、

「ロータリーに心を ロータリーを心に ロータリーの心を」

ですが、「ロータリーに心を」というのは、あなたの心をロータリーに注いで下さい、ロータリーに関心を持って下さい、ロータリーに心を開いて下さいという意味ですし、「ロータリーを心に」は、ロータリーを捕まえて、あなたの心に取り入れて下さいというものです。

このサブフレーズは、会員のロータリーに対する関心と愛情を呼び起こすためのものです。会長・幹事さん、どうぞ、ご利用、ご吹聴下さい。

ロータリーを考える月間の話題には、会員減少・増強もまた8月の会員増強月間へのプレフォーラムとして相応しいものです。

他にも事欠きません。ロータリーの意義・価値、ロータリーのロータリーたる所以 社会のロータリーに関する認識・評価、期待されるロータリアン像、あなたは何故奉仕するか、ロータリーと如何に対するか、ロータリーとどのように付き合うか、親睦と奉仕、奉仕の理想、ロータリーの精神、奉仕の理論、単年度制……。あるいは、過去のガバナー方針「違いをもたらそう」「原点回帰」「語り合おう ロータリーのロマンを!」、また過去のR1テーマ「エンジョイロータリー」「超我の奉仕」「まことの幸福は人助けから」「慈愛の種を播きましょう」……。

とにかく、実行してみてください。きっと、あなたのクラブ全体に目に見えない想像以上のいい影響をもたらします。

なお、当地区では、15年ほど前から断続的に、当地区豊橋北クラブ提唱のゴミゼロ運動の日の5月30日から環境基本法に定める環境の日の6月5日までのちょうど一週間を、地区の特別環境保全週間として、その期間内に各クラブでの特別の環境保全に関する活動・催しごとを奨励してきています。

第 9 講

ロータリーの心と形 (1)

ロータリーの五原則

ロータリー五原則はロータリーの原点

政治の世界にご承知の如く、国際平和に関する平和五原則というのがあります。日本の非核三原則というのもあります。※ 1

ロータリーにも、ロータリーの発足当初から昭和 40 年台の安定的発展期頃までに、日本のロータリアン全体に、ロータリーの原点、あるいは、ロータリーの原則と認識せられていたいくつかの重要な原則がありました。

それら諸原則は、整理されないまま来ていますが、ロータリーの活動の実質に関わる実質原則と、それ以外の次のような外形にかかわる形式原則に分けて整理ができるものと思います。

ここでは、あくまで日本のロータリーの中での話ですが、ロータリーの形式原則を拾い上げ、ロータリー五原則と名付けました。「持続可能な前進!!」を念頭に、その現況ととるべき方向性にちょっと触れてみたいと思います。総じて、これら五原則は、日本のバブルが見え隠れし出した昭和から平成への改元の頃、当地区で言

えば、長野と愛知が分離し、当地区がロータリー愛知 60 全県 1 区となった前後の頃から、崩れ始めたことを見て取ることができません。

第 1 原則 職業原則

第 1 原則は順序として、職業原則、職業に関する原則です。

この職業原則の中味の一つは、会員に関して、個々の資格としての有職制と業種代表制であり、その 2 はクラブに関して、一業種一会員（一業一人）制と全業種網羅制です。

R1 定款第 5 条第 2 節 b)・クラブ定款第 8 条第 2 節にその断片が規定されています。※ 2

上記第1のうち、有職制は、比較的早い時期から、ロータリーが自らの職業において最良奉仕（職業奉仕）をすることを重要な目的としていますから、入会時の会員資格として有職制は当然の原則ですが、業種代表制は当クラブの地域内において当該会員が現に就業する業種の代表であるとするものです。代表としてその職能集団から推薦を受けている訳ではないのですけれども、クラブが、代表となるに相応しい、あるいはその素質を十分に有するものと認定して、会員に自覚を促す目的を有しています。

第2のクラブとしての一業一人制は、同じクラブ内に同業種の会員が居ては親睦の実があがらないからという親睦の側から要請される原則であり、全業種代表網羅制は、クラブは地域内に存する職業のすべてを網羅する代表者の集まりでなければならないとする組織論からくるものです。

しかし、この一業一人制については大きく崩れ、これまでに、先がけてアディショナル会員等を創設して1業種2人程までに緩和し、次いで、職業分類を細分化の方向に拡大解釈して緩和し、更に緩和した職業分類をそのままにして同業種5人まで・51人以上のクラブは1割までと緩和したのですから、事実上フリーに等しいものです。※3

クラブとしてはこれまで通り、細分化された職業分類を前提にした一業一人制を自主的に堅持していきたいものです。

第2原則 地域原則

原則の第2は、地域原則です。

その第1の意味するところは、クラブは、クラブを組織し奉仕活動をするに適した地域を設定しなければならないとするものであり、第2に会員は、その地域内に住所または職場を持っていないとしないとするものです。

クラブ会員の供給と奉仕活動を永年にわたり支え、地域に密着したクラブの存立を保障し、クラブを活性させてきた原則です。

この原則も、区域限界・テリトリーとして、ある時期まで厳格に

護られてきましたが、現在、所在地域（locality）として大きく緩和されてきていますから、会員増強には広くなって実に好都合ですが、クラブの個性・地域的な特色を失なわせる原因にもなっています。

当初の区域限界と現在の所在地域の関係は、例えば、**本籍・故郷と現住所・居所**に似たようなものですから、細則などにそのことを考慮した規定を整備して、両者の調整・調和を考えて運用したいものです。

第3原則 例会原則

原則の第3は例会に関する1週間制の原則です。クラブは1週間に1回例会を開くべし、会員は1週間に1回その例会に出席すべし、という原則です。例会1週間1回開会制、会員1週間1回例会出席制・メイクアップ前後各1週間制です。

おいしい食事・楽しい話題・気楽な雰囲気の例会といわれますように、クラブに会員に、いろいろ重要な機会と場を提供するロータリーに不可欠のシステムです。この原則の根底にある思想は、クラブの例会に集い、心を一つにすることがクラブの発展・親睦・奉仕にとって不可欠ないしは非常に重要であるとする重視思想です。他の集団にはない特色ある厳しい原則です。ロータリーの原点中の原点です。

顔を合わせ意思を通わせる例会出席の間隔は、短ければ身近い程よく、ロータリーとしてその適度な間隔は1週間とするものです。メイクアップの期間も当然前後各1週間です。

しかし、他の原則の中で、この第3原則は比較的よく原型を留めています。

現在、メイクアップの期間が前後各2週間になっていますが、これ自体はメイクアップの期間が緩和され、出席の間隔が緩和されるだけで、年間の総回数、同じことですが年間の平均間隔は変わりませんから、ほとんど問題はありません。

しかし、メイクアップを含む出席率を各半期50%、ホームクラ

ブ出席率を各半期 30%まで緩和しては、会員の出席意識に影響し、どんどん出席率が下がっていきます。会員同士の親睦の点からも研鑽・向上の点からも、問題の多い変革です。

ウェブサイト出席の許容の検討なども、一般的な許容ではなく、多様性の中で許容されるべきものであると思われれます。いずれにしても今後の大きな課題です。今暫くの試行錯誤・観察期間が必要です。

第 4 原則 資源原則

原則の第 4 は資源原則です。ロータリーの奉仕活動に必要な人的・物的な資源、すなわち、労力と資金は、ロータリアン自身が自ら高い矜持を持ち、自力で拠出し自己完結とし、ロータリーの外に求めないとする自力原則・自給自足原則です。もし求めるとすれば、会員を増強するという方法原則です。奉仕資金だけでなく奉仕労力も、不特定多数の人の手を煩わさないというのが長年のロータリー方式の原則です。

奉仕の方法について、ロータリーの視線をこれまでのようにクラブの内にのみ向けず、ロータリーの外に対して開き、社会奉仕を目的の一つに採用した当初から、アイサーヴかウィーサーかの議論は、アイサーヴは思想的 1 次原則、ウィーサーブは実践的 1 次原則と理解して、今日に及んでいますが、これらは自給自足原則の中での話です。

近年、諸クラブで行なうことのあるいわゆるチャリティー方式という、クラブがクラブ外の人たち（そのうちに社会奉仕の対象となるような人たちを招待などして含めるのが望ましい）を対象にして慈善の催し事を開催し、外部から多数の参加を得て、その参加料金の中に寄付金分を含めた料金を徴収し、あるいは参加費用を無料とし何がしかの寄付金を募って奉仕資金を外部から得る方式は、当初より疑問なく許容されていた方式です。

昨年に続き、ゲイツ財団より受けた 2 億 5500 万ドルの寄付に対するロータリーの 1 億ドルのマッチングについて、RI は各クラブ

に協力を求め、クラブ外からの調達を勤めています。しかし、この原則からいって、チャリティー方式を越えて、文書により特定・不特定を問わず外部多数からの募金あるいは、街頭募金などは、ロータリーの慣習的方法ではなく、この原則沿わないものです。

労力についても、例えば仮に、河川の清掃活動でいえば、クラブ会員の参加による自力清掃が原則であり、外部特定諸団体と合意のうえでその団体と共同奉仕するのを越えて、不特定多数に呼びかけてロータリー外の人を巻き込んでするのは、これまでのロータリーの本意ではありません。

このような方式を「アイサーブ」「ウィーサーブ」に続く「**コーサーブ**」または「**レッツサーヴ**」方式と名付けますが、クラブが中心となって、ローターアクト、インターアクト、あるいはRCCを結成し、ロータリアンが主導して特定の奉仕賛同者を育成して奉仕協力を得る方法、またチャリティー方式により資金を得る方法は、持続可能な前進のための資源原則の未来形態ではないかと思われます。

第5原則 年度原則

第5原則は、ロータリーの如く循環すべし、役職も1年度で毎年交替すべし、地区行事も1年制、奉仕活動も1年度内で完結すべしという年数に関する原則です。すべて新規役員・新規活動であるべしという原則です。

ロータリーシェアード・分かち合いという基本思想による役員交替・新規活動が長年ロータリー活性化の原動力でした。

しかし、効果のあったことは実証済みのようですが、身近には日本国の首相の毎年交替の見本がありますように、RIは、近年、盛んに単年度制の欠陥を指摘し、組織（委員の2・3年任期または重任制）および活動の継続性を強調しています。

両者とも一理も二理もあることから、主原則単年制を基本にしなが、継続制を重要な補助原則として2つの原則の調和を図るべきです。

- ※ 1 平和五原則・非核三原則
1954年周恩来・ネルー間で協定された国交五原則を嚆矢とする。領土・主権尊重、相互不可侵、内政不干渉 通商平等互恵、平和的共存。非核三原則は持たず・作らず・持ち込ませず。
- ※ 2 RI 定款第 5 条第 2 節巻末資料参照
- ※ 3 アディショナル会員正会員は同じ職業分類の会員 1 人を推薦することが、旧定款によって認められていた。その会員をアディショナル会員という。推薦した正会員が退会またはシニアになった時は、アディショナル会員は正会員となる。

第 10 講

ロータリーの心と形（2）

ロータリズム

ロータリズム：ロータリーがロータリアンオブリジを以て「奉仕の理想」を実現しようとする思想とその奉仕運動

去年今年 貫く棒の如きもの

これは、ご承知の高浜虚子の昭和 26 年の年頭へ向けての句です。
言葉を借りて・・・ロータリーを 貫く棒の如きもの

ロータリーにも、こんな心棒みたいな心と形を、一語一文で表わすものがあるのでしょうか。ロータリーを貫く基本精神・基本思想・基本理念・主義主張、組織・制度・様式などを、短い言葉、短い文句で表わしたいものです。こんなことも考えてみなければなりません。

どんな事象にもありますように、ロータリーを説明するについて、ロータリーとして外すことのできない必要的な構成要素があります。中でも特徴的な要素は落とすことはできませんし、ましてやそれが他に優れて特長的なことであれば、強調して取り上げなければなりません。

とすれば、アイサーブ・ウィーサーブの問題は脇において、当然、社会奉仕、世界親善を目的としていることと共に、職業奉仕を強調し、また、クラブ内会員間の親睦・親交も強調しなければなりません。

それは、結局、目的としての奉仕（社会奉仕 職業奉仕 自己研鑽）と、それらの奉仕を持続可能な活動とするためとそれを保障するクラブの永続のための土台としての親睦です。

としますと、この両者の中を共通して貫き流れるものは、何かということになります。

ロータリーの姿・形を規定する 2 つの事実

それには、これらの諸要素を発現させ、ロータリーの姿・形を規定している象徴的な2つの状況事実まで遡及しなければなりません。一つは、シカゴで初めて創立されたロータリークラブは、「親睦と相互扶助」の目的をもって少人数の同好の志・同憂の士よりなるいわゆる内向的な会員制クラブ組織で発足したこと、二つには、これは日本だけの創立事情によるかと思われませんが、東京ロータリークラブほか日本ロータリーの草創当時のクラブは、「親睦と奉仕」「一業一人」「一業種一会員」の下に参加した、上質な会員の集合体であったこと、この二点です。※1

この2つの原点事情・事実関係が、その後の日本のロータリーの主要な構成要素を規制しながら、ロータリーの心と形を形造ってきたと思われま

す。1点目の「親睦と相互扶助」という「心」を実現するための最適な形が、クラブ組織という「形」を取らせたものです。一旦、選択したクラブ組織がまた会員間の親睦・親交に影響するという、もともと相性のいい「親睦とクラブ組織」の関係が、外向的な社会奉仕を採用した後においてもなお、堅持されてきています。しかし、近年、クラブ会員組織から、クラブ組織という点が希薄になりつつあり、会員組織の点だけが強調され過ぎている感じがします。クラブ組織の中から、急激な会員の増加により、また増加がなくても、会員間の横の親睦・親交関係が希薄になったならば、それはクラブ組織とは名ばかりの形骸が残るだけです。

クラブ組織というのは、その構成員の個性を重視するものですから、閉鎖的な少数会員組織の性質を有するもので、開放的な多数非会員組織ではありえないものです。閉鎖的な会員組織の直接的な反映は当然ながら、資源自給自足の原則という表現を使用しているところのクラブ会員の労力・必要経費等自力提供・自己負担制となって現われます。

2点目の「親睦と奉仕」と並列して挙げられる奉仕のうち、いわゆる外向的な性質を有する広義の社会奉仕は、本来、内向的なクラ

ブ会員組織には馴染みにくい関係であったうえに、資源自給自足の制約があったにも拘わらず、上質な会員であったことが日本のロータリーに、親睦活動に併せて、容易に社会奉仕を取り入れることができた要因であったと思われます。そして、決して本質的なことではありませんが、上質の会員組織であったことは、社会奉仕活動の中においても、またロータリーの会員間の親睦・親交の中においても、一定のロータリーの行動様式・流儀を生み出してきたものと思われれます。

それは、「大らかに、ゆとりを持って、品よく」＝「悠裕雅」というロータリー様式です。

親睦に奉仕に、悠裕雅に振る舞う会員の姿・形は、ロータリーに限りない魅力を作り出しています。

また、「一業一人」制・「一業種一会員」制は、クラブ組織とは中立の関係だと思われれますが、親睦にはいい影響をもたらした制度・形でしょう。そして、忘れてはならないのは、「一業一人」制が、「相互扶助」とともに、その後の日本的な「職業奉仕」尊重の下地となっていることです。

奉仕を志す人の集まりであるロータリーの、他に優れて特長的な点は、第15講「ロータリーの特長的特色」で触れていますように、親睦重視の原則、職業奉仕尊重の原則、資源自給自足の原則の3点であり、その三原則の淵源は、以上のように、ロータリーが当初から内向的のクラブ組織であったことにあると思われれます。

三我の奉仕の基本理念

さて、一番重要で難解な、ロータリーの掲げる奉仕に流れる精神に触れなければなりません。

「超我の奉仕」「彼我の奉仕」「唯我の奉仕」を支えるそれぞれの精神・理念については、述べましたように、「超我の奉仕」の社会奉仕は慈愛の心と感謝の心による共助共生・分かち合いの精神であり、「彼我の奉仕」の職業奉仕は「最良奉仕の最多果報」の彼我の両利調和の経験的奉仕理論であり、また「唯我の奉仕」の個々の人

間向上奉仕は修身齐家治国の道理の基本原則、人間的道義論であると、私は考えています。

この「超我の奉仕」の心は、二十世紀第3四半世紀以降の地球上の人間社会の現状をみる時、共助共生（共に助け合い共に生きる）、別の言葉で言えば、分かち合い（命を分かち合い食を分かち合い、損得を分かち合い、喜怒哀楽を分かち合う）が必要不可欠であり、それら共助共生・分かち合いの心の、もう一歩先の心は、善意（慈悲慈愛のうち、他人のため社会のためを少しばかり思う心）と感謝の心による温かい素朴な心です。

しかし、慈愛も慈悲も仁も仁愛も恕も、分かち合いの心さえも、すべて上位からの目線ですから、善意の奉仕といいながら、心のこもった善意とならず、しばしば、上位から施す者の立場から事を論ずる危険を常に孕んでいます。善意と感謝の気持ちからの奉仕が、その感謝の部分も忘れ勝ちです。世の中に対する謙虚な感謝の心、下からの目線を忘れ勝ちです。助け合いの温かい奉仕になりません。「超我の奉仕」は、専ら社会のために尽くす奉仕です。物質的な見返りは度外視です。それ故に、一方的ですから、緩やかな「超我の奉仕」です。「彼我の奉仕」両利の「職業奉仕」については、現時点における考え方は、「最多果報」という誘因により最良奉仕・最良の職業をしようというもので、その精神の中には、慈悲、思いやりの心、助け合いの心などの精神は無い。あるとすれば、儲けさしているという感謝の心と、結果としての自己の利益と、社会に対する少しばかりの分かち合いでしょう。天から与えられた、社会から与えられた職業の分業という分かち合いの心でしょう。

突き詰めるとすれば、目的としてあるのは、物理的にも精神的にも、自己の職業を最善の努力により、最上の製品・最上のサービスを提供できる最高の職業にしたいという思いです。言わば、社会奉仕は社会に奉仕し、職業奉仕は職業それ自体に奉仕しているというべきでしょう。昔の職人氣質のように・・・。

以上のように、社会奉仕と職業奉仕とを貫道する太い心棒はない

というべきでしょう。

「唯私の奉仕」の人間向上奉仕も、人間の履践すべき道義論によるもので、社会奉仕・職業奉仕とともに貫道するものは、容易に見つけられませんが。見ての通り、共通項のない各奉仕の独自の精神・理念です。統一的な心棒はなかなか発見できません。

しかし、社会奉仕は社会に対し、職業奉仕は自己の職業に対し、人間向上奉仕は自己自身に対します。我々は、社会に誠実に対し、職業に誠実に対し、自己に誠実に対します。三奉仕を貫道するのは、誠実に対すること、誠実さではないでしょうか。三奉仕の理念・精神の底を流れる心根は、言い古されたことですが、誠実に人間を生きることではないでしょうか。

親睦を貫く誠実 誠意と寛容は誠実の表裏

ロータリーを貫く棒の如きもの 奉仕の中には、誠実に生きること以外にどうもなさそうです。これは、ロータリーの外に向かった奉仕の心棒のことです。クラブ内でのロータリアン同志の間を貫く棒は、どうでしょう。

ロータリアン同志の交友を律する最高の理念は、結論を先に言えば、三奉仕の中を流れる誠実より、一層容易に、これは、友人に誠実に対することだと、回りくどい理屈ぬきでその様に思われます。誠意・信頼・寛容とも言いますが、その現れ方の相違に過ぎません。誠意をもって交わり信を貫く。朋友も誠意を尽くし信をもって応える。時に誠意に行き違いが生じてもそう考えれば寛容でおられない筈はない。誠意と寛容は誠実の現れの表裏です。

誠実は、同志の間を律する最高の心念です。

誠実がロータリアンのフェロウシップを律する最高の精神とするならば、三私の奉仕を律する最高の精神も、誠実を措いてないような気がします。

中核となる価値観の奉仕・親睦・多様性・高潔制・リーダーシップの中にも、共助共生・分かち合い 善意・感謝と思いやり、慈愛・恕等々の中にも誠実にまさる共通項は見出せません。

皆さんも考えていただきたいと思います。

最後に、冒頭に掲記しました文。

これは、ロータリーの精神が最高の姿・形として一点に凝縮・融合したロータリーの思想・運動を表わした言葉です。

ロータリズムとは、ロータリーがロータリアンオブリジを以て「奉仕の理想」を実現しようとする思想とその奉仕運動である。という文章ですが、これは、ロータリアン100人に、次のような質問をしたとすれば、どんな答が返ってくるかを想定して、纏めたものです。

ロータリアンオブリジというのは、「何故に奉仕するか」の答の総和を「ロータリアンであるが故に」という意味に置き換えたものです。論じてきた「誠実」も含んでいます。

勿論、ノーブレスオブリジにならったものです。

あなたは何ゆえに「奉仕」するか

- 何となく・皆がするから
- 感謝・報恩として お蔭さま お世話になったから
(後履行・先履行) これからもお世話になるから
- 慈愛・憐憫・性善の心から
- 人間の生きる道(誠実に節度を以て生き、共助共生・分かち合いが人間として不可欠)だから
(ヒューマンオブリジ)
- 最良奉仕の最多果報(物心の果報)を信ずるから
- 入会の時奉仕を約束したから
- ロータリアンオブリジだから(自由意思による参加)

上記3つの奉仕を含めた内なる心を抽出し、更にはロータリーの根源的な心・精神を表わす言葉・他に抜きんでて特徴的・指標的な言葉を探し出すとすれば、「誠実」が最適であるように思われます。

クラブ（倶楽部）というロータリーの中であって、会員同志と如何に人間的な関係を築き、クラブの外・社会に対して「奉仕」という行為を以て如何に社会と関わり合いを持ち、社会の中に生かされている自分を如何に生きるか。

いずれにしても、究極的には、人間の生き方に掛かってくるものでありますから、それを離れてロータリーの基本思想は語れないと思われます。

誠意と節制をもって、真剣に生きる・・・。



点鐘は一点とは限らない

今日も会長さんは点鐘を1点打たれましたが、これは1点に決まっているわけではありません。外国には点鐘のない所もあるそうですから。そう、思い込んでいるだけです。

私は、名古屋東南クラブの会長の1995年度の最初の例会から、点鐘を3点打つことにし1年間ずっと続けました。

勿論、1点は奉仕の鐘、2点目は親睦の鐘。

もう一つの鐘は何でしたでしょうか。そうです、その奉仕・親睦の必須の前提である例会への出席です。

「出席なくして親睦なし 親睦なくして奉仕なし」と言って3点。

「ロータリーの目的は奉仕である。奉仕は親睦の中から生れ、それは出席より始まる」と念じて3点。

点鐘が3点というのに会員の皆さんも、ビジターの方々もびっくりしました。私は、冗談が過ぎるかなど、考えた末に多少のユーモアも交えたつもりです。

出席参加・親睦友好・奉仕貢献 の3点セットを、会員の皆さんに頭に刻み付けてもらうようにと3点を毎回毎回鳴らした訳です。この3点も、等間隔、同音程、同強弱にならないように、工夫してタタターン・・・と。

例会終了の点鐘は、この3つ、三位一体ですっきり一点です。

続く翌年度以降の会長は、何かを強調して3点か2点あるいは5点を打つか、楽しみの多いことだと思っておりましたら、義理点の一人を除いて現在に至るまで、点鐘連打の物好きな会長さんはおりません。

皆様方が、ワンイヤー・ワンカラー、ワンクラブ・ワンカラー、のお気持ちで存分にご活躍されることを願って止みません。

第 11 講

クラブ細則

ロータリーの定款・細則の意味

昔から、法三章（法はわずか 3 条でよい）とか、法は法なきを期す（法は法の無いのを目指す）とか言いますが、それは、法が無くても、法の目的とする正義、公平、自由が行なわれる平和な理想社会の願望を言ったもので、現実社会において法が無いのがよいと言ったものではありません。

国に法律があり、会社に定款・就業規則があり、学校に校則があるように、ロータリーも多種多様な人の集団であれば、その目的と規模に応じた決まりがなければならないものです。私の職業柄そのように言うものではありません。価値観が多様であればあるほど、ロータリーの目的をすべてのロータリアンの心に最大限沿う形で実現するために、その規模にふさわしい決まりがなければならないことを、当然であると思うから言うのです。

何よりも、現在、重要なクラブ運営の関連において、単年度制をとっていますから、その継続性の観点から、その大本を決めておくことが重要です。

ただ、国は統治体であり、会社は営利の集団であり、学校は教育の場でありますから、それぞれ目的に沿ったそれなりの厳しい決まりと厳しい適用が必要ですが、ロータリーは善意を持って集まり、大らかにゆとりを持ってスマートに、親睦を共通基盤としながら、些かながら世のため人のために奉仕活動をしようというのが本旨ですから、国や会社などのような性質の取決めではなく、一応会員の半数以上の人たちが現在のところこれがいいと思っている目安であり、今回は特別の事情があるからこうしてはどうかと、ケース・バイ・ケースに緩やかに考えればいい、そのような気楽な基準・取決めで

あると考えて下さい。その基準・取決めをロータリーの心が包んでいると思って下さい。

クラブ細則の見直しが急務です

現時点において、各クラブ・会員は、直接・間接に、RIが定めた「国際ロータリー定款」「国際ロータリー細則」と、RIが定め各クラブが採択しなければならない「標準クラブ定款」に拘束されています。

このところを、RIは、次のように定めています。

RIは、国際ロータリー定款第5条第3節で「RI加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによってRIの本定款および細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。」とし、これを受けて、クラブ定款について、国際ロータリー細則第2条2030で「標準クラブ定款は、すべての加盟クラブによって採択されなければならない。」としています。

従って、RIの規定審議会で、標準クラブ定款が改正され発効した時には、手続として、クラブは、遵守条項の履行として総会で改正部分について採択決議をして、改正部分をクラブのクラブ定款の一部として取り込み、会員に周知しておく必要があります。

この「国際ロータリー定款」「国際ロータリー細則」「標準クラブ定款」の外には、クラブは拘束されるものではありません。RI理事会の決議でもこの上記3つに根拠を有していなければ、個々のクラブが拘束されることはありません。3つの決めの外は、全く、各クラブの自由であり、各ロータリアンの自由です。

そうは言っても、この3つの規則だけでクラブの運営管理はできませんから、多くのクラブでは、RIが作成した「本細則は単に推奨されるにすぎない。」と註が付けてある「推奨ロータリークラブ細則」を採用しています。勿論、クラブがそれにとらわれず全くクラブ独自の細則を作るのも自由です。

しかし、全然、作らないことはできません。それは後に述べるように、定款が、クラブ細則に定めなければならないとしている事項があるからです。

そして、更に、この細則だけで、クラブ運営について、全部をまかなえるとも思われませんから、クラブ細則の下位規定として、分野毎の「〇〇規則」「〇〇に関する規則」などという規定が必要となります。

クラブ定款・クラブ細則・規則・細則・・・

その際の規定の規範段階としての名称ですが、定款の直ぐ下の下位規範の一般名称の、原語の「bylaws」を本来「規則」と翻訳し、「細則」の名称は使用せずにクラブに残しておくべきところ、「細則」と決めて翻訳しまっていますから止むを得ませんが、それを「クラブ細則」（又は「定款細則」という特別の段階の名称と理解し、「クラブ細則」より更に下位の規定の方を単なる「規則」とし、上記のように、「〇〇規則」「〇〇に関する規則」などとして使用し、その様な段階と考えたらいいと思います。※翻訳検討委員会議題 原語の「bylaws」は本来「規則」と翻訳すべきである削除

それら規則の制定・変更は、総会で出席会員の過半数によるものとし、さらにその下位の「〇〇細則」「〇〇に関する細則」は理事会の決議によるとするのが常識的でいいでしょう。

このような自由がありながら、無関心なクラブでは、クラブの実状が推奨細則と大分乖離しているにもかかわらず、推奨細則をそのまま採用しているところがあります。

できれば、クラブ細則改正検討委員会等を作って、クラブ細則の制定・変更の検討を始めて下さい。クラブに悪い影響は全然ありません。きっと会員に、ロータリーを考え、ロータリーを愛する機会を提供し、長い目で見れば、将来に互っていい影響を与えてくれるものと確信します。

クラブ細則の改正手続規定を検討する

もともと、クラブのどの機関がクラブ細則を制定する権限を有す

る機関とするかを考えなければなりません、すでにどのクラブでもその細則の改正手続を定めている細則を有していますから、制定の問題はありませんが、もし、新設のクラブでしたら、総会で出席者の過半数によって定めるということになるでしょう。

もし、また細則は持っていて改正手続規定が定められていないなければ、細則の改正は、取り敢えずは、これも総会で出席者の過半数によるということになるでしょう。

しかし、新しく細則の改正手続規定を定め、あるいは既にある改正手続規定を改正するとすれば、それは、クラブ定款が、第 19 条で、定款（第 2 条名称、第 3 条所在地域）の改正は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の多数の賛成の特別決議によると定めているのを参考にしますと、定款で定めるそれら名称・所在地域と同様な、クラブの組織・運営等の重要事項部分ですから、推奨細則がみずから規定しているように（第 16 条）、総会で、3 分の 2 以上の賛成によるとするのがよいでしょう。

勿論、総会ではなく理事会の権限とするということも考えられないことはありません。また、総会の特別決議でなく過半数でいいという考えもありましょう。しかし、細則改正の機関を理事会の権限とすることは、機動的な点にメリットがありますが、基本事項・重要事項と一般事項を区分せず、全面的に理事会に授権することは、会員の親睦・友愛の上にあるロータリークラブの観点から、勧められませんし、多数決についても、集団の意思決定方法として単純多数決に優る方法はまだ開発されていませんから、一般的な事項についても全会一致とか特別多数決議など意思決定を難しくする方法の採用や、反対に、基本的な事項や重要事項についても出席者による単純多数決でよいとしたりすることは、一長一短をよく検討のうえ採用を決める必要があります。

そうしますと、常識的には、軽重に関係なく形式的に「クラブ細則」の規定の改正は出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によるとするのがよいでしょう。

クラブ細則に定めるべき必要的事項

定款がいう「細則の定めるところに従い・・・」「細則の定めるところによって・・・」などの文言によって、必要に細則に規定されなければならない必要の細則事項の主なものを拾うと、次の通りです。

年次総会に関する事項 第6条2節

理事の選挙等に関する事項 第10条1節

役員選挙等に関する事項 第10条5節

委員会の設置等に関する事項 第10条2節※1

会費・入会金の負担等に関する事項 第11条

例会の日時（毎週1回・場所を除く）に関する事項 第6条

クラブ細則改正手続に関する事項 第17条

細則事項には、これらの必要事項の外に、当然、任意的細則事項があります。もし、任意的細則事項として定めていなければ、クラブの最高意思決定機関としてクラブ総会を置き、常時の最高管理監督・意思決定機関として理事会を置いているクラブの基本構造から、それらの権限は、内容の軽重により、総会または理事会が行使することになります。

任意的細則事項とした方が適当と思われる事項には、次のような事項が考えられます。

会員の責務・クラブの役割に関する事項

予算・事業計画の承認に関する事項

決算・事業報告の承認に関する事項

委員会の設置等に関する事項※1

例会の開催定例場所に関する事項

クラブの会員の維持増強・研習に関する事項

クラブの財政基盤、奉仕活動の長期目標・計画に関する事項

（クラブ細則の下位の）規則の制定権の理事会委任に関する事項

その他

会員の責務・クラブの役割の設定

上記の会員の責務・クラブの役割に関する事項について、若干その必要性を補充します。

推奨細則を見て下さい。

冒頭から、第1条定義、第2条理事会、第3条理事および役員
の選挙、と始まっています。何という殺伐とした細則でしょうか。

私は、本来、クラブ定款の方に、しかも、第4条のロータリーの
綱領の直ぐ後くらいのところに、

クラブ会員の心構えとクラブの役割

等の実のある事項に触れた条文が置かれて然るべきだと思っ
ていますが、定款の改正については、規定審議会の権限ですし、第2条
名称、第3条クラブの所在地域の改正以外はクラブとして何もでき
ませんから、次善の策として、各クラブが独自に任意的事項として、
クラブ細則の冒頭の辺りで、それらを規定すべきであると思っ
ています。

参考までに、私の所属する名古屋東南RCのクラブ細則のうち、
これらの会員の責務・クラブの役割と、上記で触れた改正手続等
に関する部分の条項を掲げます。

この細則は、これまで採用していた推奨細則を全面改正して、
2003年平成15年度から採用しているものです。(その後、部分的
な改正があります。)

名古屋東南ロータリークラブ細則

第1条 会員

会員は、親睦とロータリー活動を通して、人格を陶冶しつつロ
ータリー精神を体得し、社会から尊敬される「奉仕の理想」の実
践者でなければならない。

会員は、クラブの例会および諸行事に出席・参加し、委員等の
役職に選任されたときには、率先してその職責を果たさなければ
ならない。奉仕活動に協力を求められたときは努めて応じなけれ

ばならない。

第2条 クラブ

クラブは会員に、ロータリー精神を鼓吹し、「奉仕の理想」の実践を奨励しなければならない。

前項の目的を達するため、クラブは会員に対し、毎週充実した例会を開催してその出席を奨励し、併せて、効果的なクラブ組織、親睦行事および奉仕事業を企画・立案してその参加を求めなければならない。……

第11条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会時の総会において、出席会員の3分の2以上の賛成によって、または年度をそれぞれ異にした連続3度にわたる出席会員の過半数の賛成によって、改正することができる。但し、改正案の予告は、その総会の1週間前までに会員に通知され、または直前の通常の例会において会員に伝達され、その例会を欠席した会員にはその例会後直ちに通知されなければならない。

※ 1 委員会の設置・組織等に関する事項

委員会の設置・組織等に関しては、現行2007年度版
手続要覧所収の標準クラブ定款には「……細則に定めるところに従って……」あるいは「……細則に定めるところにより……」とかの規定はなく、同第10条理事および役員第2節に「理事会は全役員および全委員会に対し総括的支配力を持つものとし……」あるいは、同第9条出席第1節(a)6)に「……選任された奉仕委員会の会合に出席する……」などの設置に関する間接的な規定があるのみです。現行推奨細則にも、2004年版以前所収の推奨細則にあったような第6条委員会第1節「会長は理事会承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。クラブ奉仕委員会 職業奉仕委員会 社会奉仕委員会 国際奉仕委員会」、同第2節「会長はまた、理事

会承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。」というような規定もありますが、第9条委員会としてCLPの会員増強委員会・クラブ広報委員会以下の5委員会をあげ「・・常任委員会は次の通り任命されるべきものとする・・」としています。

細則で以上のことを規定していますから、RIは委員会の設置・組織については細則事項であると考えていると理解できます。

ただし、必要的細則事項なのか任意的細則事項なのかは推測の域を出ませんが、必要的細則事項と考えるべきかと思います。

具体的な選任は、会長が選任し理事会を通したうえで、総会の承認を得るとというのが一般的です。

第 12 講

クラブの組織（1）

例会・総会・理事会・理事・役員・委員会・クラブ協議会

クラブの組織について考えてみましょう。

皆さんのクラブの組織を思い浮かべながら考えてみて下さい。

初めに、定款のうち、クラブの基本組織に関する数条を、資料に抜き出しておきましょう。※1

まず、例会です。

例会 ー重要な位置付けー

2007年版手続要覧に記載の標準クラブ定款の定めるところによれば、毎週一回、細則に定める特定の日時に例会と称する会員全員参加の会合を開かなければならないとしています（6-1）。

この例会は静的な組織として「設置する」という感覚ではなく、動的な定例活動・行事として毎週「会合する」という感覚です。

開催の場所と時刻と時間と会合の中身については触れていませんから、例会開催の趣旨に合致する常識的な場所と時刻と時間であれば、自由に決められます。時間も一時間に限りません。

一箇所に全員が集まって顔を合わせ、会話と食事を楽しみ、親睦を深め友情を育み、その中で、奉仕の心を育て、自己の向上を図り、クラブの運営と奉仕を議論する。こんなのが例会の姿です。ロータリーの一番ロータリーらしい姿の見られるところです。

この毎週一回の例会は、ロータリーの仕組みの中では重要な位置付けがなされ、重要な役割を担わされている会合で、他の集団では見られない特色ある会合です。おいしい食事・楽しい会話・気楽な雰囲気の例会といわれますように、クラブに会員に、いろいろ重要な機会と場を提供するロータリーに不可欠のシステムです。ロータリーの特色・魅力として、強調して強調し過ぎることはありません。

ん。第8講で述べましたように、ロータリー五原則の中の第3の例会原則です。

総会と例会の関係

ところで、例会と総会の関係は、例えば、定款は「定款（第2条・第3条・・・）の規定は、定足数を満たした会員が出席した本クラブの例会においていつでも・・・改正することができる。」（第19条第2節）と言ひ、推奨細則は「本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。」（第16条）というように使われますが、意味するところは、開催と議題を予告したうえで、例会時にいつでも、臨時総会を開催して議決することができるということです。総会という語を使っていませんが、手続に従って全員参加で審議・議決するのが総会です。例会は、推奨細則第15条に列挙してあるような事項、来訪者の紹介、ロータリー情報の交換、委員会報告、協議、討論、食事、雑談スピーチ、それに総会など、これらに限りません、集まっているいろいろなことをする場です。

例会を離れた総会はない

因みに、総会は、例会開催時に合わせて開催され、例会とは別の日時・場所で、臨時総会だけを開くというようなことは、クラブ細則に定めてもできないように思われます。上記の定款改正手続を定めた規定の「・・・定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも・・・」というのは、「例会時の総会において」という趣旨ですから、例会を離れては総会はあり得ない、開催できないシステムになっていると考えられます。

ですから、例会日を変更しただけの例会は問題はありませんが、毎週の定例会以外に臨時例会を追加し、または、クラブの所在地域外での例会において総会を開催することなどはできないと思われま

組織の原則・基本組織 — 理事・役員の変遷原則

さて、RIが定め各クラブが採択している標準クラブ定款の定め

るところによれば、クラブの組織の基本的な枠組は、クラブの最高意思決定機関としてクラブ総会を置き、常時の最高意思決定・管理監督機関として理事会を置くこととし、執行機関として会長・会長エレクト・副会長（一人または二人）・幹事・会計・会場監督 SAA の役員を設置しそれらは総会で選出するものとしています。※ 2

そして、補助機関として、理事会の承認のもとに、各種委員会が設置されることを予定しています。

この基本組織以外のことは全部クラブの裁量に委せています。RI のクラブ統治に対する緩やかな基本姿勢を読み取ることができません。

総会

クラブ総会から見てみましょう。

定款第 6 条第 2 節は、役員を選挙するための年次総会を、必ず毎年 12 月末日までに開かなければならないと定めていますが、この規定については、いくつかの疑問点があります。

第 1 に、総会は役員を前年度の 12 月末日までに選ばなくてはなりません、理事会を構成する理事の方は、総会で選ぶ必要はなく、また、ある期限までに選ばなくてもよく、細則で定める方法により選ぶことができるということです。

執行機関の長である会長、幹事以下の役員の選出を必要的に総会でしなければならないとしながら、その役員に対し総括的支配力を持ち、時として罷免することができるという重要な職権を持つ理事会（10 - 2）の理事の選出は、総会で必ずしなければならないという訳ではないということです。

RI が定める標準定款によれば、上記のように、総会は、クラブの最高機関ですが、常時の最高管理監督・意思決定機関として、理事会を置かなければならないと言っていますから、組織論からいけば、総会は役員より先に理事を選出し、直後に役員を選出しなければならないと思いますし、事実、1992 年度当時の推奨細則では役員より前に理事を選ぶことを推奨していました。しかし、現行の定

款・推奨細則はそうではなく、まず役員を選挙せよと言っています。

禁止されている訳ではありませんから、現実には多くのクラブでも細則を定め、理事も役員と同時に選ぶ方法を取っていますから、不都合はないのですが、それにしても、クラブの一番肝心の理事会の基本的な構成員である理事は総会で選任する必要はなく、総会は理事の選任をさしおいて役員だけを必要的に選任するという、ロータリーの基本を定めた定款に示されているR1の考えは判りません。私には、非常に不可解です。

同一の総会で、役員と理事は双方とも、必要的に選任するというように定款を改正すべきであると考えます。

第2に、我々はこの定款の定めを素直に読んで、定款第10条第4節で定める次々年度の会長（会長ノミニーのこと）および次年度の役員（このうち次年度の会長（会長エレクト）は前年度に既に選任してありますから除かれています）は、全員、その年次総会で選挙しなければならないと解釈します。当然です。

ところが、推奨細則第3条第1節は、年次総会で選挙されるべき役員の中から会場監督だけを除き、同条第2節で「・・・選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合して、クラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。」と言っています。

推奨細則というのは、各クラブの便宜のため、またクラブの指導のため、あるいはクラブ組織の標準化のため等の理由により、R1が、模範的なロータリー細則の一例を提供するものですから、特別のクラブでなければ、まず、推奨細則をそのまま採択するか、あるいはそれを参考に若干手を加えるか、ということになります。

ところが、そのような意味を持つ推奨細則が上記のように、定款に違反するような選任方法を示しています。

がしかし、定款に違反するような推奨細則であることはあり得ないことですから、先の定款の読み方、解釈の仕方の方が違っていたと考えるしかありません。

どう違っていたかと言いますと、先程の定款の「・・・役員を選挙するための年次総会は・・・」という規定は、疑問なく「すべての役員を年次総会で選挙すべし」という趣旨を含んでいると解釈した訳ですが、理屈を言えば、「・・・役員を選挙するための年次総会は・・・」と言っているだけで「すべての役員を」と言っている訳でもなく、「年次総会で選挙すべし」と言っている訳ではありません。確かにそうです。

そのところの解釈として、RIが上記のように、すべての役員を年次総会で選挙しなければならないという趣旨ではないと有権的に解釈し、その解釈の範囲内において、推奨細則を以て、年次総会で選挙されるべき役員中、会場監督については、次年度理事会が選挙就任後1週間以内にクラブ会員の中から選任するという規定を、定款に違反しない一例として示している訳です。

随分と融通無碍で、結構な解釈だと感心します。※2

さてそれでは、会場監督を総会で選挙しなくて細則の定める方法で選ぶことができると言うならば、会計はどうでしょうか。幹事はどうでしょう。副会長はどうでしょうか。

これらの役員と会場監督とはここが違っているから、許されないという程の理由はいずれも見つけれられませんから、総会でなくてもいいのでしょうか。

ならば、次々年度会長（会長ノミニー）は許容されるのでしょうか。それは如何に何でも無理だと思われます。先程の定款の第6条第2節の「・・・役員を選挙するための年次総会は・・・」という規定の趣旨から、少なくとも、肝心要の会長ノミニーは年次総会で選挙しなければなりません。会長ノミニーについては「会長年度18カ月以上2年以内選任」（10-5(b)）「毎年12月31日期限役員選出年次総会開催」ということが、定款全体の中で基本的な前提になっているからですし、何をおいても、執行役員の方だからです。役員の方だからです。

定款第6条の「・・・役員を選挙するための年次総会は・・・」の「役員」

の原文は単数でなく複数になっていますから、会長ノミニーだけでは足りず、職権上、次年度の理事会のメンバーとなる次年度副会長までは、当該年次総会で必要的に選任しなければならないでしょう。

先に言いましたように、現実には多くのクラブで、その年次総会で、全役員を選ぶ方法を採用していますから、不都合はないのですが、以上のような訳で、役員の一部が全部、年次総会で選挙されなくてもいいという重要な結論が、さり気なく定款と推奨細則の間に隠れていますから、注意して読む必要があります。

総会の決議事項

疑問の**第3**は、役員を選ぶための年次総会は文字通り役員を選ぶ年次総会ですが、この総会は、当年度の前半に開催されその年度の年次総会と言いながら、次々年度の役員（会長ノミニー）および次年度の役員（次年度の会長を除くその余の次年度の役員）を選出するだけで、当該年度固有の事項については何の審議もしなくてもいい、言うならば、この総会は内容的には、次年度以降のための総会です。

当該年度の会長以下の役員にとって、晴れの重要な当該年度の期央の年次総会でありながら、当該年度に関する事項が1つも必要的審議事項とならないというのは、羊頭狗肉の類いの年次総会です。

採択しなければならない現行の定款は、この総会で審議すべき事項についてほかに何も言わず、全部クラブの自由に任せています。

年初年次総会・期中年次総会の二総会制

恐縮続きで恐縮ですが、私の所属のクラブでは、止むを得ず、クラブ細則で、新年度7月中に、前年度の決算報告・事業報告の各承認、新年度事業計画・新年度予算の各承認を審議事項として年初年次総会を開催し、定款のいう12月中開催の次年度の役員を選挙するための年次総会は期中年次総会として、定款が定める必須議題の役員選出（次々度会長および次年度役員）、定款が任意議題とする理事選出・重要委員会委員長（いずれも次年度の理事・委員長）の選任、当該年度の間事業報告・中間会計報告を審議事項として開催する

という、一年度内二年次総会制をとっています。※2 (続く)

※1 横書き巻末の資料中、クラブ定款抜粋を参照

※2 「すべての役員を選任すべし」と解釈すべきでないという理由が一つ加わりました。

2010年4月開催の規定審議会で、直前会長が役員に加えられました。前官待遇として役員となるのですから、選任という手続を要しない役員です。

この制定案が、標準クラブ定款違反であるという見解のもとに、RI理事会の審査により規定審議会に上程されなかったということはありませんでした。

第 13 講

クラブの組織（2）

理事会の構成を如何にするか

次に、理事会ですが、その構成については、定款は第 10 条理事および役員のところ「・（本クラブの）細則の定めるところによって構成される理事会・」（10 - 1）といい、「・ 会長、会長エレクト、および副会長は、全員理事会のメンバーとなり、幹事・会計・会場監督も細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。（10 - 4）とだけいっているだけです。各クラブは、この条項の範囲内で、最適な細則を定めて構成を決めればよい訳です。大半のクラブでは、推奨細則をそのまま採択しています。

ところが、推奨細則がその第 2 条で、「本クラブの管理主体は本クラブの会員〇〇名によりなる理事会とする。すなわち、会長、副会長、会長エレクト・ 幹事、会計、および会場監督である。理事会の裁量により、本細則第 3 条第 1 節に基づいて選挙された〇〇名の理事および直前会長を加えることができる。」と、会長以下の役員だけで理事会を構成するのが本則だと、トンデモナイことを言っています。推奨細則は何を錯覚したのでしょうか。

推奨細則の錯覚というのは、RI が定めた標準定款は、会長以下役員による執行と、役員の実行の基礎となる意思決定・その意思の下になされた役員の実行の監督とを原則的に分離し、その意思決定と監督を職務とする必須機関を理事会と名付けているのにもかかわらず、推奨細則は、理事が一人も入らず役員ばかりで構成する理事会が、基本的・標準的構成だと言っている訳です。理事会の裁量により、理事を加えてもいいとはどういうことでしょうか。

間違いと手違いはどこにあるものです。推奨細則が混乱している

ようです。この条文は、「本クラブの管理主体は本クラブの会員〇〇名によりなる理事会とする。」で終り、以下の一文は無いものと考え外はありません。

推奨細則第3条第2節の方は「選挙された役員および理事（順序を変えて理事および役員と言った方が正解でしょう）に直前会長を加えて理事会を構成する・・・」とまともな事を言っています。これを参考として下さい。※1

そしてもう一つ、見過ごすことのできない大事なことは、理事会は理事だけで構成されるのではなく、役員は定款第10条第4節に定められているように、そのうち、会長・会長エレクト・副会長は理事ではないがいわゆる職権上当然理事会のメンバーとなり、幹事・会計・会場監督も細則の定めにより理事会のメンバーであってもいいしなくてもいいのですが、そのほかに、更に細則で定めれば、理事でも役員でもない理事会メンバーという理事会構成員を付加することができるとして、直前会長を挙げています。RIはさり気なく重要なことを滑り込ませていることです。※1

過去との継続性、将来への継続性・見習い等の観点から、クラブでは、直前会長・直前幹事、会長エレクト・副幹事（次年度幹事となることを予定）も理事会にも出席できるようにするために、わざわざ役員にしたり理事にしたりしていますが、役員は定款に列記してある役職だけが役員ですから、会長エレクトは既に定款に定められている役員ですからいいとして、その他の役員の新設はお勧めできませんし、そうかといって、理事にするのでは、それら副幹事が本来役員的な役職ですから相応しくありませんし、他の役職との関係でもバランスがよくありません。

ですから、このような時には、「・・・直前会長を加える・・・」という手法に倣って、細則条文中に、理事会メンバーに副幹事を加えるとしておけばいい訳です。

直前会長・副幹事ばかりではありません。その外に、いろいろな理由により、直前幹事、あるいは創立〇〇周年実行委員長・IM（分

区大会) 実行委員長等、あるいは各クラブ独自の特別委員会委員長にも常時出席して貰いたい、場合によっては、クラブから出ている地区委員会委員長もという時がありますが、バランスを考えて、正規の理事とせずに、それらの者について例えば、「会長は、3名を限度として理事会メンバーに加えることができる。」と、員数制限とともに細則に規定しておけば、同じ目的を達することができます。勿論、理事会のメンバーにせずに簡単に、「会長は、必要があるときは、直前幹事・副幹事・特別委員会委員長等を理事会に陪席させることができる。」としても、同じことです。※2

理事会の員数・議決権

ところで、述べましたように、理事会の権限は、クラブの管理主体であり、全役員・全委員会に対して総括的支配力を有し、正当な理由のあるときは、役員を罷免し、委員長を解職し委員を罷免する権限を有し、また、会員に会費・出席等の資格条件に欠けることとなった場合には、会員身分を終結させること等の重要な権限を有していますが、この他に定款が個々に規定する事項をはじめ、常務的な意思決定権限を有しています。

そのような理事会の純粹の理事は何名位が適当でしょうか。

難しいことですが、理事会の職分としての意思決定・監督機能と純粹の理事以外の理事会メンバーの数とクラブ会員数との3つを勘案して決めていただければいいように思います。標準的な5～60人のクラブで5～6人位が適当でしょうか。

議決権については、推奨細則は、役員を含め理事会メンバー全員が当然有するとしているようですが、理事の外は、中枢役員の会長・会長エレクト・副会長・幹事のみが有し、他の理事会メンバーは意見を表明し情報を提供するところに意義がある訳ですから、発言権のみとするのが、RIの考える定款の原則に限りなく近く、簡明でいいように私には思われます。従って、理事会の定足数は、理事および会長・会長エレクト・副会長・幹事の過半数とし、出席した理事および会長・会長エレクト・副会長・幹事の過半数により決する

ことになります。

各地区に任命されていますガバナーは、本質的に独任専制です。これに対比しますと、合議制をとるクラブの運営・管理体制は両極端にある組織原理ですし、すべての点についてクラブの自主性が最大限尊重される枠組みとなっていますから、クラブの選択のしようによっては、非常に民主的な組織にすることもできますし、あるいは、合理性を追求した構成にすることもできますし、親睦と和に配慮した機構にすることもできます

各クラブでは、この裁量権を十分に活用したいものです。(続く)

- ※ 1 2010年4月開催の規定審議会で、直前会長が役員に加えられ、職権上の理事会のメンバーではないが、前官待遇による理事会のメンバーです。
- ※ 2 名古屋東南ロータリークラブ細則参考例(2007・7・1現在)
 - 第5条 例会・総会・理事会・役員会
 - 第3節 理事会
 - (a) 役員全員および理事に直前会長・直前幹事および副幹事を加えて理事会を構成する。
 - (b) 会長は、3名を限度として、地区役員、特別委員会委員長等を理事会メンバーに加えることができる。

第 14 講

クラブの組織 (3)

委員会の設置は会長のもとか理事会のもとか

次に、クラブ組織のうえで重要な一翼を担う委員会ですが、これについて、標準定款は設置を当然の前提にして、「理事会は・・・全委員会に対して総括的支配力を持つ・・・」（10 - 2）などと規定し、推奨細則は「これらの委員会は理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。」（9 - (b)）「それぞれの委員会は・・・委員会の全活動について理事会に報告するものとする。」（9 - (c)）としていますが、他に何も言っていませんから、クラブ計画書にクラブの組織図を表記する際に、委員会を会長の下に置くとするものか、理事会の下に記載するものか迷います。

まず、その点を考えてみましょう。

クラブ会長エレクト用資料によれば、CLP を採用した場合の推奨委員会構成として、クラブ管理運営委員会・奉仕プロジェクト委員会・会員増強委員会・広報委員会・ロータリー財団委員会等をすべて理事会の下に置くとしていますが、**基本的には、委員会の性格・目的・権能が何であるか、審議型の委員会であるか、執行型の委員会であるかにより決まる**訳ですが、一般的に言えば、通常、濃淡の差はあっても、少なからず意思決定と執行という両者の性格を有していて、純然たる一方型は、長期目標設定、定款・細則改正の場合など総会・理事会・会長に対し基本的な考え方を答申し・具申するような特別の委員会か、あるいは、周年記念事業のような特別事業の実行委員会等しかないように思われます。この種の特別委員会は、答申する先の機関、あるいは補助する先の機関の下に置くべきであると思われませんが、**通常の委員会は、理事会の決定した枠組みの範囲の事柄を会長以下の役員が執行する、その補助・分担機関である**

と思われまますから、前記推奨細則第9条b)の定めに関わらず、原則的には、クラブ会長の下に置かれるべきものと思われまます。

委員会構成

次に、委員会構成ですが、大部分のクラブでは、2004年版までの手続要覧所収の推奨クラブ細則を参考等にして、「理事会の承認の下に」、四大奉仕委員会として、クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、国際奉仕委員会を置き、ほかに新世代委員会を置き、クラブ奉仕委員会の下に、出席・職業分類・会報・親睦活動・雑誌・会員選考・会員増強・プログラム・広報・ロータリー情報・会場運営・ニコボックス等の各(小)委員会を置き、その各委員長でクラブ奉仕委員会を構成し、職業奉仕委員会には小委員会はなく、社会奉仕委員会の下にこの副委員長を委員長とする環境保全小委員会を置き、国際奉仕委員会の下にはロータリー財団・米山記念奨学の各委員会を置き、新世代委員会の下に、ローターアクト・インターアクト等のクラブを提唱していれば、それらの小委員会として置くというのが通常ようです。

地区内クラブ全体を見た場合の第一の直感は、50人以上のアクティブな会員を擁するクラブであればまだしも、会員50人に満たない多くのロータリークラブに、上記に準ずるような20委員会というのは、内部の目からでさえどうしてこんなに多くの委員会が…と思われる程に多過ぎるということです。当ロータリー愛知82の地区内の60人前後の標準クラブでも、会長以下の理事・役員の人数、85年規定(9-3(b))・年齢と在会年数の合計年数が85年以上の会員は申請により出席免除が得られるとの規定)に該当する人数を考えると、こんなに多くては実のある委員会活動はできないと思われまます。

ここ数年来、RIのいう効果的なクラブの点からいっても、組織として機能を細分化し過ぎています。

整理・再編が急務です。※1

CLP下の委員会構成

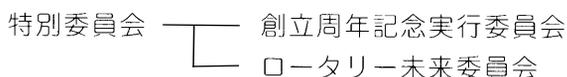
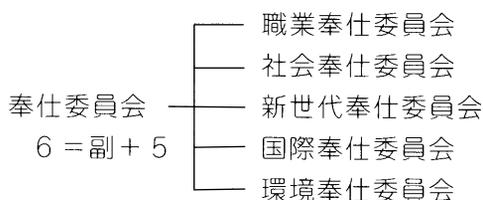
2006年度から推奨され、2007年版手続要覧に取り入れられているクラブリーダーシッププラン（CLP）は、クラブ機能を極端までに分解し、その機能を効果的・効率的に発揮させることに主眼があって、組織のバランス、理論的な構成という面は捨象されており、これまで長年親しんできたクラブ奉仕委員会をはじめ四大奉仕委員会は常任委員会（親委員会）としては設置を推奨しておらず、会員増強委員会・クラブ広報委員会・クラブ管理運営委員会・奉仕プロジェクト委員会・ロータリー財団委員会の五常任委員会の設置を推奨しています。※2

しかし、一方、定款には「四大奉仕部門」として、「四大奉仕部門は…クラブの活動の『哲学的小よび实际的な基準』である。」と規定され（5条）、推奨細則の方にもこれに呼応して、「四大奉仕部門はロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。…」(8条)とされています。（クラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕の四分類は、間違いなく、实际的・实践的な分類であり、うち、前三者の区分けは哲学的・理念的な分類でもありますが、後二者（社会奉仕・国際奉仕）の間は哲学的・理念的な分類ではありません。）

一方の定款の『哲学的小よび实际的な基準』である4大奉仕部門の条文は、2007年4月の規定審議会において審議され、世界中の530程の地区の多数意思により表明された思想であり、他方のCLPの5常任委員会設置の思想は、RI理事会の採用した考え方ですから、両者の思考の間には、相当に隔たった相違があるのも止むを得ないと思われませんが、2007年版手続要覧の舌足らずの文言だけでは、クラブに混乱を招くのではないかと危惧されるところです。RIは、両者の思想を統一的に解釈し把握できる有効な手立てを考え、発表すべきです。

当地区も、CLPの検討を推奨された当初から、各クラブより問い合わせが多数あり、2007年度のPETS・地区協議会等で、次のような趣旨の「地区見解」が示されたところです

「CLPはクラブ向上の一手段ですが、これを是が非でも採用しな



1 常任委員会（統括委員会・親委員会）の委員長は役員の兼任とする。

運営委員会委員長 = 副会長兼任

会員委員会委員長 = エレクト兼任

奉仕委員会委員長 = 直前幹事兼任

財団委員会委員長 = 直前会長兼任

広報委員会委員長 = 副幹事兼任

出席委員会委員長 = SAA 兼任

2 少員数のクラブは全部担当制でもいい。常任委員会のみ委員会制とし他は担当制でも、その他の組合せでもいい。

3 常任委員会（統括委員会・親委員会）は、その統括の小委員会の委員長を委員とし、専任の副委員長を置く。

4 広報委員会はクラブ外広報とクラブ内広報（雑誌・会報——ロータリーの友・ガバナー月信・クラブ週報）を職掌とし、子委員会を置かず、担当制とする。クラブ外広報担当とクラブ内広報担当を設け、担当長・副担当などとする。

5 ニコボックス委員会は委員長・副委員長・2委員の4名体制とする。ただし、別に理事・役員・委員長等を除外した

一般会員をあらかじめ1か月単位に各2名を当番（全員参加型当番制）に割り当て例会日を担当する。

- 6 環境奉仕委員会が社会奉仕・国際奉仕から独立しているのは第20講「地球に奉仕環境保全」を参照
- 7 委員会名の下に数字は員数。役員兼任の委員長の数を含まない。

理事・役員・委員長の兼任

次に、役職の兼任について考えてみましょう。

役職の兼任について、定款は何も語っていませんから、どのように兼任しても極端にならなければ定款違反ということにはなりません。ただ、考え方を吟味しておきましょう。

まず、**理事・役員の兼任**ですが、推奨細則第3条第1節には、役員と理事を総会で同時に選挙するとありますし、1995年時に、それまで兼任型・分離型の選択併記の推奨細則を※現行の分離型一本に変更した経緯もありますから、RIが現在採っている、常務基本決定・監督職責の理事と、執行職責の役員との分離原則の上から、兼任はない方がよいと考えているとみることができます。

次に、**理事・委員長の兼任**ですが、2004年版以前の手続要覧所収の推奨細則では、いわゆる四大奉仕の委員長は理事をもって充てる（細則7-1(c))ことを推奨していましたが、2007年版の推奨細則では兼任について一言も触れていません。

この兼任の是非については、**委員会が審議型の委員会であるか、執行型の委員会であるかを、設置目的等で先に吟味しなければなりません**が、前に述べましたように一般的に言えば、通常、委員会は執行の補助部門の性格をもって設置されますから、決定・監督権限の理事が委員長を兼任しない方が原則に叶います。

定款は、理事・役員の職務とその担当者をそれぞれ分離し、理事会はクラブの管理主体であり、クラブの管理運営の基本決定・監督の職分を担当し、執行を職分とする全役員・全委員会に対し総括的支配力を行使し、正当な理由があるときは理事会が選任したのでは

ない役職者の会長以下の役員・委員長・委員でさえ罷免する権限を有すると定めていますから、その構成メンバーの理事自体がその監督下に入る役職を兼任するというのは、現在の定款の原則的な思想からいけば、避けるべき方向です。

にも拘らず、四大奉仕の委員長は理事をもって充てることを推奨するとか、会員増強委員長は理事を充てるとかのことがあります。それは、理事会と会長以下の執行部・内閣との関係を限りなく曖昧にするもので、別の言い方をすれば、限りなく両者の一体化を指向するものであると推測されます。少なくとも、現在のRIが推奨している方向ではありません。

役員と委員長の兼任

では、役員と委員長の兼任はどうでしょう。 以上のように、理事と委員長の兼任は職務の分離原則から望ましいことではありませんが、役員と委員長の兼任はどうでしょうか。

会長、幹事が委員長を兼任するというのは、避けた方がいいでしょうが、副会長・会長エレクト・会計・SAA、あるいは直前会長・直前幹事・副幹事はどうでしょうか。

前に掲げました委員会組織での一部役員と委員長兼任は、そのうち、SAAはその職務の関連委員会です。直前会長・直前幹事・副幹事は準役員で（理事会のメンバーで発言権はありますが議決権はないこととすると参考例ではしていますから）いわゆる審議官と監督官との兼任ではなく執行部内の兼任ですから、理事との兼任とは異なって分離原則上の問題もなく、却って好ましい面があるように思います。

理事会と執行部一分離原則の見直し

これまで語ってきましたように、RI定款が採用する現在の理事・会長・副会長・幹事等の機関のクラブの組織原則は、決定・監督権限と執行権限との分離です。

しかしながら、その原則を一つの言葉で、あるいは1つの文章で明確に規定している訳ではありません。僅かに「理事会は全役員

および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当な理由のある場合は、そのいずれをも罷免することができる。」(第10条2節)という1条があるに過ぎません。特に、理事会の構成を含め理事の選任を全面的にクラブに委ね、理事会がどのような形にしても、総括的支配力と罷免権を有していれば、問うところではないとしていきますから、以上に述べました分離型とは対極の理事役員融合一体型の組織を作ることも可能です。例えば、12月の年次総会において、先に、次年度の理事を選出し、その中から、次々年度の会長(次年度の会長エレクト)を選出し、次いで同様に、次年度の副会長・同幹事以下の役員を選任する、従って、理事会は理事役員会となるようなクラブ細則による理事役員一体型の組織の選択も、却って、ロータリークラブには分離型より相応であるとする考え方もあります。

定款の許容する範囲内で、クラブの事情により最適な形の組織を選んで下さい。クラブの裁量のうちです。

※1 名古屋東南ロータリークラブ細則参考例(2003・7・1 施行)

第6条 常任委員会および特別委員会等

第1節 委員会の設置

(a) 会長および理事会の下に次の常任委員会を置く。

- 1 - i クラブ奉仕委員会
- ii 出席委員会
- iii 会場運営委員会(会場運営・プログラム)
- iv クラブ情報委員会(会報・広報・雑誌)
- v ニコボックス委員会
- vi 親睦活動委員会
- vii ロータリー研修委員会(ロータリー情報)
- viii 会員増強委員会(会員増強・会員選考・職業分類)
- 2 - i 職業奉仕委員会
- 3 - i 社会奉仕委員会

- 4 - i 国際奉仕委員会
- ii ロータリー財団委員会
- iii 米山記念奨学委員会
- 5 - i 新世代委員会（新世代・ローターアクト）
- 6 - i 環境保全委員会

※2 2007年の規定審議会で新世代奉仕を格上げして「五大奉仕部門」としました。



ロータリー用語の日本化の時

外国語が一度、意識でなくそのまま音写されて使用されだすと、それ以後のその言葉の意義的な深化はなく類語的な進展も反意語等の生成もなく、その音訳語は他の言葉から孤立し、思想の伝達用具としては耐え難く不十分となる。

今日の日本文化・産業経済の隆盛は、明治維新時の西洋文物の移入に際して、思想を伝達する用具である言語の翻訳が真に適切に開発されその後もその工夫がなされたことに少なからず負っている。

ところが、ロータリーの翻訳用語は、日本移入に際しては、すべてカタカナによる音写用語だった。それ以後、これを踏襲し、変更・改革のことを聞かない。

日本ロータリーの会員がどのように考えているか判らないが、ロータリーが日本に入って九十年も経つ。敗戦という特殊事情はあったにせよ、もうそろそろ日本語によるロータリーであってもとと思っている。「日本の香りのするロータリーを」と同期のガバナーも言っている。

まず、基本用語「ロータリー」という言葉であるが、台湾では「扶輪社」と意識して定着し、韓国ではそのまゝ「ロータリー」と言っているようである。「ロータリー」という名称は、今聞いてもさほどの抵抗感がなく、既に長年月のうちに日本語に溶け込んだと言っ ていいように思う。

しかし、IM（インターシティミーティング）などは、アメリカの地理上の関係から事実そのままに付けられた名称で、これと異なっ て、町が間断なく連なり、あるいは、そうでなくてもそんなに遠くない日本にそのまま持ってくるというのは、場違いの間違いだ。

ガバナー補佐が主催者となって分区単位で開催されるのだから、その実態に合わせてそのまゝ分区大会と言った方がいい。（2008年度は、分区大会という名称で開催し、愛称を「愛笑むIM」とし、友愛の広場は「愛笑むIMの広場」として開催した。）

ガバナー補佐により置かれる「ガバナー補佐幹事」も、ガバナーの「補佐幹事」と誤解されることもあり、「分区幹事」がいい。

問題はガバナーである。

ガバナーを韓国では総裁、台湾では総監の由。和して同ぜず。この点においては、まことに君子の国々である。

日本は、そのままガバナーとはまた何を思っただろう。急ごしらえの事情があったにしても、その後、改称の話が出ないことの方もおかしい。

私自身、内輪でガバナーと名告っても抵抗感は全然ないが、知事・市長・社長・友人などロータリー関係外の人に、ロータリー愛知81のガバナーですと、忸怩たる思いなくして名告ることはできなかった。特にガバナー（知事）の前では！

ガバナーという名称が未だに日本語として消化されていないからである。

各クラブの会長のまとめ役だから、平凡に「会頭」位が一番いいかと思案している。

その他の用語の整理

クラブフォーラムはクラブ対話でいい。フォーラムでは何をするのか判らない。クラブ討議・討論ではロータリーとして相応しくない用語だ。クラブアッセンブリーはクラブ協議会の方がよい。

そして、年度表示。

毎年度、例えば、2009年7月1日から2010年6月30日までの年度を表すのに、通常、2009—10年度、あるいは、2009～2010年度のように、両年を前後に上げその間にハイフン記号または乃至～記号を挿入し、後ろの数字の後に年度の語を付けて、年度表示をしている。何とも無駄なことで、手間なことだ。「ロータリーの友」の表示は、前者に統一されているようだ。ただし、当然1999—2000年などの大台跨ぎは1999—00年度ではなく1999—2000年度と表示されている。

しかし、RI定款の冒頭1条に定義されているように、2009年度と言えば、その年、2009年7月1日に始まる12カ月間だから、わざわざ、例えば、2009—10年度地区大会、あるいは、2009

～2010年度地区大会とする必要はなく、単に2009年度地区大会とすればよい。いや、却って間違いだ。もしロータリーの年度が、例えば10月から始まる12カ月間ということになれば、考えなければならぬが、幸い「7月1日から始まる12カ月間」だから、2009年度と表示して混乱することはない。ガバナーを2年続けておやりになれば、2009年度・2010年度ガバナーという簡潔な表示になるが、現表示によれば、2009－2010年度・2010－2011年度ガバナーとなる。3年続けば、2009年度～2011年度ガバナーと表記できるのに、現表示では、2009－2010年度～2011－2012年度ガバナーとなって煩雑だ。2009～2012年度では曖昧だし、第1、2009～2012年度という年度は無い。会長エレクトの年度表示も問題がある。次年度に会長になる人は、次年度会長エレクトと表記するか、本年度会長エレクトと表記するかの問題が・・・。

姓名 数字の表記も。

第 15 講

ロータリーの特長的特色

ロータリー！この素晴らしい！！人の集まりよ！！！！

ロータリーに入会后、ロータリーに対し物心が付いてから、常々、感慨深く思うことは、ロータリーとは何と素晴らしいところだろうか！ということなのです。

その人たち。個人として、職業人として、ロータリアンとして。そしてその精神と活動。これ以上の資質を持った集団があるだろうかということなのです。

このこと自体が希有のことと考えられますのに、それが百年を超えて現に存続していますから、更に驚きです。

近年、このような素晴らしさが色褪せていく感じがありますが、ロータリーにこの素晴らしさを齎してくれた特長的で特徴的な原動力は何であったのでしょうか。それを考えてみたいと思います。

私は、他に優れて特徴的な次の三つの点を挙げたいと思います。

第一は、ロータリーが、会員間の親睦・心の繋がりを非常に重視していることです。ロータリーの核心に親睦・心の繋がりがなければならぬという原則です。（親睦重視の原則）

第二は、ロータリーの目的の一つに職業奉仕を掲げ、「最良奉仕の最多果報」の職業倫理を以て実践していることです。（職業奉仕尊重の原則）

第三は、奉仕のための労力・浄財をクラブ外に求めず、クラブ内の会員自らが提供し捻出する原則の採用です。いわば、活動労力・資金の自給自足を基本にしていることです。（資源自給自足の原則）

ところで、これらの三原則は、単にロータリーの特徴であるばかりでなく他に優れて特長的なものでありますが、基本的には、ロータリークラブがクラブ組織による集団であることに起因していると思われます。

クラブ組織の特徴

ロータリークラブは、当初、その名の示す通り、純然たるクラブ組織として創立されました。クラブ組織というのは、趣味・スポーツ等同好の士が集って創るクラブという組織に見られるように、その趣味・スポーツ等の会員間の活動を通じて、会員間の心の繋がり・情誼・親睦を旨とし、会員の技量・品性・個性を重視し、従って会員全体の指向は内向的で、打算を越えた心の繋がりをより重視した閉鎖的な小集団を意味しています。よく言われますように、会員間の関係は、フレンドシップの関係を越えたフェローシップの関係にあるいわゆるゲマインシャフト的な集団を意味します。

ロータリーは発足に当たって、その組織を借り、寒々とした心と心の隙間を、温かい友情が包んでくれるような輪を創り、その輪の中では互いに信頼し誠実な取引をしようという同憂の士により創立されて以来、これまで、クラブ組織のこの基本精神がいろいろな手段を講じられながら脈々と守られてきています。

会員の一人ひとりが重視されるが故に、ロータリーも、会員資格に「善良な成人であって、職業上および／または地域社会で良い評判を受け・・・1) 一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員または支配人であること。または、2) 一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること・・・」(標準クラブ定款第七条・RI定款第五条)などの一定の基準を設定し、入会審査を厳しくし、その後、緩やかになったとは言え、各クラブとも、良質な素質を持った会員を選出することに務めています。

親睦重視の原則

他に優れて特長的な第一の親睦重視の姿勢については、他の集団と対比すれば、例えば、その集団が典型的な営利を追求する株式会社であれば、ロータリークラブとその会員は、その会社とそれを構成する株主に相当する訳ですが、その各株主およびその集団の目的は、従業員との労働力の売買取引も含め、外注先・販売先等の会社外部との諸取引により生じる、最少費用の最大利益の原則適用の利潤の獲得ですから、各株主は利潤獲得の諸事象が関心事であって、各株主間における親睦などということは、ロータリーと違って当然、視野に入ってきません。

また、ロータリーと類似の社会奉仕活動を目的としている同種の団体であっても、奉仕活動資金などを会員から求めず主として、組織外の一般の人に呼びかけ募金により得ている団体であれば、奉仕活動それ自体が外部指向的であるうえに、資金獲得の方向も外部的ですから、会員の目は内部に向けられず、ちょうど株主と同じように、会員間の親睦などということは視野に入ってきません。

また、実質的な会員により構成されているロータリーと類似の社会奉仕活動を目的としている同種の団体でも、親睦が大なり小なり叫ばれるでしょうが、ロータリーのように叫ばれることはなく、我がロータリーにおいては、創立以降、親睦が強調され続け、それを堅持するために、標準クラブ定款を以て、クラブの毎週一回の例会開催・会員の毎週一回の出席を制度的に義務化し、心交・親睦の場を用意し、心の絆が生まれ広く強くなるよう援護しています。会員もこぞってこれを強く支持しています。

ロータリーには核心に親睦がなければならないという親睦重視の思想は、その時代背景を考えれば、心の叫びであったのでしょうが、持続可能な前進の条件である組織の結束の強弱は、心の接触の量と質によることの重大性をいち早く理解し、出席・参加、そして、親睦に特別な価値と有用性を見出し、厳しすぎる程の例会出席制の方向を示したポール・ハリスを初めとするロータリー草創期の人達の正しい選択であったと思われます。

親睦は、ロータリーの発展の原動力として、その一翼を十二分に担っています。

職業奉仕尊重の原則

第二の職業奉仕の尊重の原則も、ロータリーが内向的なクラブ組織であったればこそ、その職業的道義の低下した時代背景のもとで、各会員の職業を取り上げ、会員間の公正取引を目的とするという、現在の職業奉仕の萌芽ともいべき発想が容易にできたと思われまじ、その後、職業の公正取引の発想を会員間という枠をはずして会員外との取引一般に広げ、普遍的に職業倫理の維持・向上を中核とする現在の職業奉仕に変容させて、ロータリーの目的の重要な一つとして宣揚することができたのも、その萌芽があったればこそであり、基を質（ただ）せば、ロータリーが発祥当時からクラブ組織であったことに起因していると考えられます。

そして、この職業奉仕の尊重も、特に日本人の熱烈な賛同を得て、ロータリーに、一方では倫理という特別な渋み味を付け、他方では利潤という誰もが愛する普段着の色合いを付け、ロータリーの発展に充分な役割を果たしています。

資源自給自足の原則

第三の人的物的資源の自給自足の原則に関しては、創立から時が経って、ロータリーが、クラブ外に向かって社会奉仕活動をしようにしても、もともと、内向的なクラブ組織ですから、異質な外向的な社会奉仕活動などはなかなか組織に馴染みません。しかし、それを目的の一つに掲げた以上は、それを支え、前進させなければなりません。クラブが本質的に内向的ですから、奉仕の労力・資金をクラブ外に求めず、クラブ内の会員自らが提供し捻出するのが自然の成り行きです。活動労力・活動資金の自力捻出・自給自足です。ロータリーの組織的・活動的特色です。

ロータリーの奉仕も、アイ・サーヴからウィー・サーヴへの趨勢にあります。いずれにしても従来のこの方式は、奉仕活動自体のロータリー外への影響力・働きかけは率先垂範の範囲を出でず、活

動労力・活動資金の捻出も自力捻出・自給自足で、その増強は、専ら会員増強に頼るしかない奉仕方法です。

将来、従来方式の殻を破る時が来て、更に進展しますと、ロータリーもレッツ・サーヴへと展開する時が来るかもしれません。広く不特定多数の一般市民に呼びかけて賛同者を募り、これを巻き込み、みんなで資金を集め、みんなで力を合せ、奉仕をしようというこの方式を、コー・サーヴ（co-serve）またはレッツサーヴ方式と仮に名付けますが、本来、ロータリーのクラブ組織とは馴染みづらい方法です。

ロータリー財団の設立なども、ロータリーのクラブ組織という制約がもたらした、奉仕活動・労力のクラブ外へのアウトソーシング・外注と見ることができます。

話を戻しますが、資源自給自足の原則が、ロータリーの他に優れた点であるかどうかは、まだまだ、再思参考を要します。ただ、既に、ロータリーの一部、RCC ロータリー地域共同隊やローターアクトなどには、不特定ではない特定の集団ですが、ロータリーが提唱または提携する集団とロータリーが共同奉仕するコーサーヴ・レッツサーヴの萌芽を見ることができます。※ 1

※ 1 コーサーヴ・レッツサーヴ

第 9 講ロータリー五原則の第 4 原則資源原則参照

第 16 講

公式訪問の最善策

公式訪問の最善をさぐる

当地区の現行のクラブ公式訪問の方式は、RI 推奨の DLP（当時地区ニューリーダーシッププランと言っていました）に従って、1997 年度から全国に先駆けた地区の 1 つとして採用した方式です。

それまでの公式訪問の方式は、①ガバナーによりクラブ毎に個別に訪問され、②例会時前後にクラブ三役との懇談会とクラブ協議会が開催され、その補助として③公式訪問の一・二週間前に、分区代理による事前訪問があるという方式でした。

私の入会の 1972 年当時、地区は愛知県・長野県にまたがる 360 地区で、ガバナーは、この広い地区の中の 70 を越えるクラブ（分割直前の最後の 1986 年度は 101 クラブ）を 1 年をかけて個別に訪問されて、役員との懇談、格調高いガバナースピーチとクラブ協議会の指導をもってされ、協議会の後はまた、クラブの折角の歓迎の誘いを断り難くお付き合いをするという、連日連夜の強行軍の連続であったという話を聞いています。

当地区は、1987 年度に 260 地区長野県・276 地区愛知県に分割となってできた地区ですが、それから 10 年後の 1997 年度にはクラブの数がまた 76 を越えることとなり、ガバナーの職務も公式訪問・地区大会開催に加え国際奉仕・社会奉仕・青少年活動等の奉仕活動・行事など、質・量ともに拡大し、ガバナーにとって限界を越えてきました。

地区分割十周年直後の 1997 年度、我が名古屋東南クラブの故犬飼栄輝さんがガバナーをされ、私も地区幹事を仰せ付かることになりました。そんな中で、負担の重過ぎる公式訪問の改善案・合理化案の策定作業が一つ、ガバナーノミニーマニース務所（当時はガバナー工

レクトを称する期間はガバナー就任直前の1か月ばかりの期間でした)のノミニ一年度の重要な課題でした。

公式訪問の意義

ガバナーの感銘深いロータリー講話、ガバナー参加のクラブ協議会での対話、ガバナーと同席の和気藹々の中の食卓での会話等の数少ないガバナーとの貴重な接触の機会、これらを通じて得られる個々のクラブの地区ロータリーとの一体感。その同志的一体感の醸成と奉仕活動の意欲の喚起が、ガバナーの公式訪問の大きな目的です。

この公式訪問の目的から言えば、ガバナー公式訪問は、毎年全クラブ単独訪問であることが最も望ましいのですが、それが現実問題として、不可能に限りなく近いのですから、次善の方式を考え出さねばなりません。その方式として描いたのが、クラブ毎に毎年の公式訪問を二年に一度とし全体として毎年半数のクラブを公式訪問するというクラブ協議会付き隔年訪問案でした。

ちょうど、時を同じくして、あたかもその検討に合せるように、公式訪問はクラブ単独訪問である必要はなく合同訪問でよく、クラブ協議会も別の機会でのガバナー補佐による協議会でよいとするRIの合同訪問案がガバナーノミニ事務局に配布・提示されたので、ちょうど渡りに舟、早速、両案の検討に入り、少なくとも私の頭の中では、公式訪問は毎年訪問という点よりも単独訪問という点の方に強い先入観と拘りがありましたから、クラブ協議会付き隔年訪問案の方が常識的であり、その年も既にこれまでと同じように八分区へ依頼した分区代理選任候補も上がってきており、合同訪問案を採用ということになれば、分区代理の職責の変更の了解の取り付けや、地区の組織もある程度変更をしなければならないという点なども考慮して、隔年案が有力と判断していましたが、RIの日本サービスセンターへの問合せで、ガバナーの公式訪問は毎年なされなければならないということが判明し、即時、隔年案は没となりました。あとは合同訪問案の採否のみとなり、結局、他の地区

の動向に気を揉みながらも、ガバナーの決断により、分区代理に、名称はそのままとして、現在のガバナー補佐と同様の権限を全面委譲し、クラブ協議会は分区代理の担当とし、合同組合せクラブ数も、2クラブを原則とし、場合により3クラブも原則許容、単独訪問は特殊事情により原則外許容として、内容的には大きな変革になりましたが、地区諮問委員会の全会一致の同意の下に、新方式を採用することとなった次第です。

当地区には輝かしい先例があった

実は、ガバナーノミニエ事務所としては、記憶になく後日耳にしたことですが、今から20年程前、当地区のガバナーが、手続要覧には、公式訪問をクラブ毎に1つ1つやらなければならないとは書いてはないということを見つけて、その年、日本で初めてではなかったかと推測しますが、クラブ合同の公式訪問をされました。このことは、現在でも少数の人の記憶にあるだけのようです。その時のRIの反応はどうであったかについては、注意を受けたとか叱声を受けたとかの情報があったようですが、その実は、RIからは一言も無かったと当時のバスターガバナー御本人にお聞きしました。合同訪問方式も公式訪問の一方法であると、RIは当時から認めていたということだったのでしょうか。こんな逸話もあった訳です。しかし、地区で、その後、今回の犬飼ガバナー年度の準備段階の時点まで、この合同方式について議論され、あるいはそのガバナーに続かれるガバナーはありませんでした。それ程、多数の人が、公式訪問は単独訪問という固定観念で固まっていたと思われます。

そして、ガバナーノミニエ事務所は、そのことを知らぬまま、上記のような犬飼ガバナー年度の準備を迎えたのでした。

公式訪問の現状と十年節目の反省と改善

その年度の終了時に編纂された地区分割十年記念地区史に、地区幹事としての私の不安げな次のような一文が残っています。「年度の最大の関心事は、全国に率先して採用したガバナー決断の『地区ニューリーダーシッププラン』の推進とその後の定着である。十年

先、定着してこの言葉が死語となるか、定着せずして死語となるか、興味津々である。・・・」

あれから十年余。

2006年度のガバナー補佐を歴任し、その年の内に計らずも二年後の2008年度のガバナーを拝命し、新合同訪問方式を自らの手で検証することになりました。

ガバナー就任までの公式訪問は、クラブ協議会はガバナー補佐に全面委譲し、訪問は単独を主力とされた年度はなく、2～5クラブの合同が原則となり、例外として、個別の事情により2・3の単独訪問があるという方式で、定着しています。単独訪問については、特定の数クラブに固定する傾向が見えてきていました。

このような合同訪問方式の中で、取り敢えず、次の二点について大いに改善の要ありと反省するところがありました。

一つは、現行合同訪問方式は、採用初年度から全部合同訪問方式で、合同・単独併用方式ではないという点については、公式訪問の目的を考えますと、合同訪問に片寄り過ぎで、単独・合同併用方式が望ましく思われます。

もう一つは、クラブ協議会をガバナー補佐に全面委譲しガバナーがその指導に関わらないという点についても、公式訪問の意義の半分を失なわせることになり、単独・合同併用方式を選択したうえで単独訪問時のクラブ協議会だけでもガバナーが担当する必要があると考えました。

以上のような反省から、2008ガバナー年度においては、単独訪問・合同訪問の併用とし、例会前会長幹事懇談会・例会後クラブ協議会を伴った個別訪問を17クラブ、例会前合同会長幹事懇談会のみを伴った合同訪問を24回、ということで実行しました。数のうえでは、合同訪問回数の方が多いのですが単独訪問にはクラブ協議会が付いて、均衡のとれた併用方式と思っています。

併用方式は、次のような原則によったものです。

①単独・合同を併せ訪問回数を81クラブの半分程度とする。

- ②各クラブの単独訪問を5年毎に1回とする（81クラブ÷5年＝16クラブ余り1クラブ）。他は合同訪問とする。
- ③単独訪問でのガバナー卓話、例会前会長幹事懇談会、例会後クラブ協議会はガバナー。合同訪問ではガバナー卓話、例回前合同会長幹事懇談会のみ。
- ④合同例会のクラブは、ガバナー補佐により、ガバナーの公式訪問に先立つ補佐訪問時にクラブ協議会を指導する。
- ⑤単独・合同訪問のクラブの振分けは、あらかじめ全81クラブを分区を跨がないように、1グループ3～5クラブからなる24のグループに区分する。
- ⑥各グループを更に5年間に相当するように（単独訪問1年目クラブ2年目クラブ3年目クラブ・・・）5つに区分する。
- ⑦毎年24の各グループから単独訪問の16クラブを抽出する（8グループは単独訪問クラブの抜けない年がある）。
- ⑧24の各グループは、⑥であらかじめ定めた順に1クラブが抜けて、16の単独訪問クラブ組となり、残余の2～4のクラブは合同訪問組になる。

再検討

以上のような5年原則を作って、その第1年目という前提（次年度以降を拘束するものではありませんから、あくまで仮の前提）で試みたものですが、問題点が2点残りました。

1点は、クラブとして単独訪問は5年に1度という点です。

5年に1度ということは81クラブを5年で1巡、すべてのクラブが平等に個別訪問の機会に接するという点ですが、2～5年の選択肢が考えられる中で、5年が最適かと言われると断言はできません。

もともと、手続要覧にどう書いてあっても、またRI理事会がどう言っても、ガバナーはRIの役員ですから拘束されますが、公式訪問を受けるクラブは拘束される筋合いのものではありませんから、クラブの意向を尊重する必要があります。クラブとしても、毎年の単独訪問は物心共に負担が過ぎると思われるかもしれませんが、反対に5年

に1度は間隔が長すぎる感を否めません。

2点目の合同訪問を24グループに分け24回という点です。合同のクラブ数が増え、その輪が大きくなりますと、却って各クラブが1カ所に集まらなければならないための時間や適当な会場探し・会場費用交通費等が高み、負担が著しく増えます。ガバナーの公式訪問の負担を軽くしその余力を他の重要な方面に振り向けられるようにし、各クラブ・会員の時間と費用の負担も増加しないようにし、かつ、公式訪問の目的を最大限に発揮できる方法は、①ガバナーのクラブ協議会参加を伴った単独訪問を主としつつ、却って合同訪問を分区単位の大合同訪問とし、同時にそれを分区大会・IMインターシティーミーティングとする。換言すれば、分区大会・IM時に合同訪問をする、あるいは、②公式訪問は毎年でなくてもいいとRIが見解を変えるか、あるいはまた、③RIがガバナー補佐による公式訪問を認めるか、この程度の発想の転換がないと上記の三つが同時に解決しないかもしれません。

考えてみますと、公式訪問の構成要素は、①単独訪問でなければならないか。②毎年でなければならないか。③ガバナーでなければならないか。④ガバナーによるクラブ協議会が開催されなければならないか。この四要素の是非の組合せです。

DLP採用前の四要素の組合せは、すべてYes・是の組合せ、すなわち、ガバナーによる毎年単独訪問協議会開催ということでした。DLP採用後は、①は否、②は是、③は是、④は否、です。

結局、解決の鍵は、公式訪問は現在のところ、ガバナーによる毎年の訪問でなければなりません。一つは、ガバナーの訪問のみを公式訪問と呼ぶか、ガバナー補佐の訪問も含めて呼ぶかにかかっています。ガバナー補佐にクラブ協議会の指導を委譲する等は、ガバナー補佐の意識・任務も年々充実してきていますから、一考の余地がありそうですし、二つには、ガバナーの訪問のみが公式訪問だとして、毎年公式訪問の原則を、何か制限付きで解禁するかどうかにかかっています。RIの考え次第です。



午前様 妻に4つのテストされ

真実かどうか。みんなに公平か。好意と友情を深めるか。みんなのためになるかどうか・・・。

前2つは、Is it・・・?で現時点でのこと、後2つは、Will it・・・?で将来時点でのことなどと聞いています。

歴史的に、4つのテストが職業奉仕の行動基準であることに相違ありませんが、このような行動基準は、職業奉仕だけでなく、冒頭の名句にありますように、ロータリアンのすべての行動の基準ですが、ロータリーにおいて特に職業奉仕にこのテストが強調される由縁は、それぞれの職業遂行行為自体が、彼と我との利益の衝突の危険な最先端にあり、相手方の損得ばかりでなく自己の損得に大きく関係していますから、その利得の実現行為がえてして、一般の行為より以上に、相手方等の一方的な損失においてなされ易いので、職業奉仕を「彼我の奉仕」「調和の奉仕」と名付けましたように、彼我に円満な関係が築ける職業遂行の枠を踏み外さないよう、その際の尺度となるべき明確な基準が必要になるからです。実に、職業奉仕のここに、四つのテストの存在理由が存する訳です。

ただ、私は、4つのテストの四項目とも、事実としてどうか、結果としてどうかと、外界の現象ばかりを基準にしていて、行為者・ロータリアンの内心のこと・心の在り方に少しも触れていない点に大いにもの足らなさを感じています。

事は、まず、行為者の心の有り様・持ち様から始まるのではないのでしょうか。

遠い昔から、儒教圏の東洋には、「吾、日に吾が身を三省す。人のために計りて忠ならざるか。朋友と交わりて信ならざるか。習わざるを伝うるか。」というような「3つの心のテスト」とでもいべきものがあります。

特に、職業奉仕においては、心の置き方あり方の倫理的な側面の比重が大きいのですから、その点だけが心許ない限りです。

第 17 講

ロータリー財団の意義

年度早々、財団セミナーを開催しましたところ、お忙しい中を、会長、幹事さん、クラブの財団委員長の皆様方、大勢が参集いただきました。まことに有り難うございます。

ご出席の皆様方も感じておられると思いますが、ロータリー財団のロータリーにおける役割の重要性が年を経る毎に益々増してきています。地区ロータリー財団委員会を核とする関連委員会全体の委員長・委員の方々の懸命な努力の積み重ねによるものであり、またそれによく応えられた各クラブのご協力の賜物であります。双方に感謝を申し上げなければなりません。

いろいろな意味において、ロータリーの奉仕活動の 50%位は財団プログラムの奉仕によっていると私は推測しますが、まことに財団関係にとって、ご同慶の至りであります。

と同時に、ここが重要で、今日の主題ですが、財団は、寄付寄付、こればかり言っている。会員を金のなる木とでも思っているのではないか。RIも、会員増強を金を集める手段として、財団に言わされているのではないか。現に CLP に、クラブ管理運営の効率性、奉仕プロジェクトの効率化、こんなの混じって

ロータリー財団への協力という毛色の全く違った項目がどうして入ってくるのか。クラブの活性化とどうつながるのか。RIの心底を計りかねる。衣の下から鎧が見え隠れしているようだ。そういう聲をよくお聞きする訳であります。

今日は、その点について前置きとして、お話ししたいと思います。ガバナーエレクトからガバナーになる半年前に、アメリカ・カリフォルニア州のメキシコ国境近くの風光明媚な都市サンディエゴで（15年間開催されてきた同じカリフォルニア州のアナハイムより 2006

年度ガバナー研修時より変更)で開かれる国際協議会という夫婦同伴で受ける1週間のきつい研修があります。私はこの研修でRIの会長以下役員の人たち、財団の管理委員長以下の人たちのスピーチを聴き、その活動ぶりをみて、この人たちは心底、我身を顧みず、文字通り、「超私の奉仕」を実践している、いや、「超私の奉仕」とか「最良奉仕の最多果報」とか、そのような理屈は抜きで、「没私の奉仕」をしている、あるがままに振る舞って、自然とそのような精神に沿っている。そういう感じを懐きました。

溢れんばかりの情熱です。本当に純粋な奉仕です。崇高な人類愛による奉仕です。感激しました。感動して帰ってきました。

このような感動は、理性の問題ではなく感性の問題ですから、そう思いそう感じれば言い訳ですが、余りにも、私の気持ちとその人たちの仏のような心の開きが大きいものですから、ツイ考え込んでしまった訳であります。

そして、身近な直前2代のガバナーにも、前・現の2代の地区の財団委員長にもお聞きし、俄か勉強して、心の整理ができました。理性的に整理ができました。

要点は次の3点です。今日の私の話の要点です。

第1は、ロータリーは元来純然たるクラブ組織であり、内向的であり閉鎖的です。そして、内向的組織でありながら、外に対して奉仕活動をする。しかし、奉仕の資金をクラブ外に求めずクラブ内の会員自らが提供します。その奉仕労力もアイサーブ・ウィーサーブです。

活動労力・活動資金について、自給自足原則の奉仕集団です。これは、ロータリーの誇るべき組織的・活動的特色です。※1

このようなクラブ組織だから、一般からは資金は集めない、というこの事実を我々はまず認識する必要があるということです。つい見過ごしてしまう事実ですが、ロータリーの奉仕の形式に関する重要な原点で、ロータリー五原則の一つです。※2

ですから、財団が、ロータリーアンを唯一頼りにするのはごく自然なのです。どうぞ、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

第2は、ロータリー財団は、国際ロータリーの完全な分身で、両者は完全に一心同体であるという事実です。

ロータリー財団設立定款および細則には、

ロータリー財団の会員は 法人会員の R I のみ。

財団の理事・管理委員の任命は R I による。

財団の定款・細則の制定・変更は R I の承認を要する。

財団の名称も「国際ロータリーのロータリー財団」という。

と明記してあります。(手続要覧 270 頁・262 頁)

前からそのように言われていたことですが、このことをもう一度確認する必要があります。

従って 財団に、ロータリー本体が何か言わされているというようなことは、組織的にはあり得ないことです。

第3は、ロータリーが採用している財団方式による奉仕活動のシステムは素晴らしい参加型分業方式であるということです。

財団方式というのは、財団を通じてする奉仕方法でいわゆる「奉仕の分業」のことですが、

資金について、

寄付募集・集金・送金は —— クラブが担当し

管理・運用は —— 財団が担当し

使用は —— 財団・地区・クラブがする

活動について、

奉仕に関する基礎研究・地域・国際社会におけるニーズの調査

開発・準備・企画等は —— 財団が担当し

現場の現実の奉仕活動は —— クラブがする

という、それぞれの役割を分担する分業システムです。

このシステムのどこが素晴らしいか。

この財団方式には 次のような利点があります

- ① 世界のロータリアンが協力して、個人では絶対できない世界的な規模の奉仕事業・活動ができ、効果的・広報的なスケールメリットが得られること。もし財団がなければ、世界に誇るべきポリオ・プラスもなければ、人道的補助金も国際親善奨学金や世界平和フェローもありません。RIだけではとてもできません。不可能です。
- ② 財団の奉仕事業が専門化することにより、奉仕プロジェクトの調査・開発・方法等に関するノウハウの蓄積が、効率の良い奉仕活動を可能にすること。
- ③ 奉仕活動等へのロータリー・ロータリーアンの参加が奉仕の分業システムの中に組み込まれていること。

この3点とも財団方式の優秀な利点ですが、特に3番目の点は、強調しておかなければなりません。

通常資金を送金＝寄付しますと、ほとんどその後は寄付側の関与がなく、従って、その後の実際の奉仕活動に関心になります。ただお金を出しただけで終わります。

しかし、財団方式は、奉仕の分業がそのまま分離にならず、最後に分業の融合があります。現実の奉仕活動への会員の参加が不可欠の要素として意識的に組み込まれています。

会員が参加するというシステムが、どれだけ、奉仕に参加しているという実感を会員に与え、奉仕の喜びの機会を提供し、そしてその喜び・感動が更なる奉仕の意欲を育てていることが、このことが非常に大きく評価される点です。

今 申し上げましたように、

第1に、ロータリーはクラブ組織であり、その会員の浄財を集め、それにより奉仕活動をし、

第2に ロータリー財団は国際ロータリーの完全な分身、両者は完全に一心同体であり、

第3に 一心同体のロータリー財団の財団方式による奉仕活動のシステムは素晴らしい参加型分業方式です。

この財団方式は、「ロータリーの、ロータリアンによる、
ノン・ロータリーのための奉仕」
というロータリーの奉仕の基本理念に沿った組織であることがお判りいただけると思います。RIもロータリー財団も、ロータリーの奉仕を真剣に考えています。

どうぞ、毎年、私も100ドルを、ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

※1 第15講ロータリーの特長的特色参照

※2 第9講ロータリーの心と形ーロータリー五原則ー参照

第 18 講

米山記念奨学会

— 多地区合同奉仕活動 —

財団法人ロータリー米山記念奨学会

どこのクラブにも標準的に設置されています米山記念奨学委員会（必ず記念の文字を落とさないように要望されています）が推進しています米山奨学事業の担い手の米山記念奨学会は、正式の名称を冒頭に掲げましたように「財団法人ロータリー米山記念奨学会」と言います。

その設立の経過は、1928年昭和3年度の日本初のガバナーで1946年に死去された米山梅吉氏を記念して、1952年、東京ロータリークラブにより単独で設立された「米山基金」が、1967年に「財団法人ロータリー米山記念奨学会」となったものです。

そして、2007年、米山記念奨学事業は、日本全国34地区が合同で推進する多地区合同奉仕活動（同年版手続要覧 p33・34）としてRIから認証されました。

この年度頃から「ロータリーの友」紙上に、米山関係の記事の掲載がRIに気兼ねせずにできるようになりましたし、毎年10月の「米山月間」も晴れて公認になったようです。

RIの認証が発足からなぜ50年もかかったかののでしょうか。事情はハッキリしていません。

米山奨学事業の特色

米山奨学事業の現在の特色の1つは、既に日本の大学等に在学している外国人学生を対象とする奨学制度である点です。学生の推薦も在学している学校の選抜によります。

国際奉仕委員会または新世代委員会が所管事業として押し進めている青少年交換プログラム・ロータリー財団の奨学制度は、日本人学生の外国留学を対象とする奨学制度です。15年程前に当地区と

フィリピン 3800 地区・3810 地区間に設立された日比愛知ロータリー奨学基金およびタイ 3360 地区間に設立された日タイ愛知ロータリー奨学基金の対象はそれぞれ相手国内生徒の国内勉学を対象とした奨学制度で、3つの奨学プログラムは棲み分けがなされています。

米山奨学事業のもう一つの特徴は、世話クラブ制度とカウンセラー制度が設けられ、この事業を充実したものにしています。

米山奨学事業運営の仕組み

米山奨学事業は、日本 34 地区合同奉仕活動として、国内全会員の普通寄付金・特別寄付金によりまかなわれています。当地区の 2008 年度の普通寄付（会員が平均的に拠出する額）・特別寄付の合計の一人当りの平均額は 3 万 3447 円、地区別の寄付総額は 16 万 9915 円でした。

当地区の両寄付の合計のそれぞれの一人当りの平均額も、地区別総額も、毎年全国平均より若干下回っていますが、2008 年度は、名古屋名東クラブの会員から例年になく多額の 1 億円の寄付がありましたから、一人当り平均額も、地区別の寄付額も全国 1 位となりました。

現在では、別記の一覧表の記載のように、年間事業費は 14 億 6 千万円で、日本国内最大の民間奨学事業になっています。年間奨学生採用数はおよそ 800 人です。※ 1

これらの寄付金によりこれまでに、累計で 1 万 5 千人の奨学生を支援し、元奨学生により、各地区と台湾、韓国、中国には、学友会がそれぞれ結成され、友情を交換し、奉仕活動に活躍しています。

多地区合同奉仕活動

米山記念奨学事業は、述べましたように、多地区合同奉仕活動ですが、全国 34 地区内総クラブは、事業の推進・管理運営を、その意思により設立した財団法人ロータリー米山記念奨学会に委託したものです。このような構成をとっています。

私も入会した当時、ロータリーと米山奨学会とはどのような関係

なのか解りませんでした。どなたかが私的に作られた米山奨学会と日本のロータリーが提携して、米山奨学会がしている事業を日本ロータリーが支援しているのか位に思っていました。しかし、その推測は大きく違っていました。

先にも触れましたように、全国共同事業になって50年も経ってはじめて、2007年度にR1へ、「多地区合同奉仕活動」として手続きが完了したということです。

これは、財団法人ロータリー米山記念奨学会の管理運営ですが、ロータリーの多地区合同奉仕活動で、全国の地区が主体でありますから、前講の「ロータリー財団の意義」でみましたように、ロータリー財団がR1と一体であることが、法律上も事実上も、保障されていますように、米山財団と全地区とが一体であることが法律上も事実上も、保障されていなければなりません。ですが、新法の定款に相当する現寄附行為によれば、理事を選任する評議員会の評議員は全国の地区の会員の中から理事会が選任することになっていますが、肝心の、評議員会において選任される理事は、その資格にロータリアンであることの制限がありません。

これをロータリー財団の原始定款と比較してみますと、ロータリー財団の方は、理事の選任や定款の変更および定款細則の制定変更は、R1の同意がなければならない等、完全なR1の監督下にありますが、米山奨学会の方は、以上のような規定だけで、日本34各地区の、各クラブの、各会員の意思反映・共同参加の制度的保障が完全ではありません。

それらの制度的保障、日本34地区と米山奨学会が完全一体であることの保障があって初めて、ガバナーが各クラブ・各会員に対して、寄付金・活動協力の呼びかけができることになるのです。

こんなことを老婆心ながら心配をしているところです。

新法に基づく公益財団法人に衣替えの際には、是非とも手当てしたいものです。

※ 1 一覽表

(単位: 千円)

	財 団 名	基 準	年 間 助 成 額	資 産 総 額	設 立 年	主 務 官 庁
1	大阪府育英会	新	13,977,631	4,892,512	1952	大阪府教育委員会
2	日本教育公務員弘済会	新	2,348,122	17,898,182	1957	文部科学省
3	武田科学振興財団	新	1,659,184	71,083,596	1963	文部科学省
4	中央競馬馬主社会福祉財団	新	1,362,190	7,243,885	1969	農林水産省、厚生労働省
5	ロータリー米山記念奨学会	新	1,250,063	8,135,774	1967	文部科学省
6	交通遺児育英会	新	1,068,500	34,572,929	1969	内閣府、文部科学省
7	沖縄県国際交流・人材育成財団	新	1,034,251	8,819,553	1972	沖縄県教育委員会
8	上原記念生命科学財団	新	1,028,950	83,255,486	1985	厚生労働省
9	交流協会	旧	633,709	226,973	1972	外務省、経済産業省
10	平和中島財団	新	631,801	28,352,419	1992	文部科学省
11	車両競技公益資金記念財団	新	622,926	16,666,640	1975	経済産業省
12	ローム ミュージックファンデーション	新	543,865	45,596,107	1991	文部科学省
13	島根県育英会	新	539,141	3,186,341	1958	島根県教育委員会
14	日本腎臓財団	新	520,956	1,612,218	1972	厚生労働省
15	三菱財団	新	453,000	19,536,604	1969	文部科学省、厚生労働省
16	河川環境管理財団	新	447,147	28,415,348	1975	国土交通省、経済産業省
17	トヨタ財団	新	439,318	36,672,976	1974	総務省
18	内藤記念科学振興財団	新	403,819	15,007,800	1969	文部科学省
19	発酵研究所	新	391,900	9,946,812	1944	文部科学省、経済産業省
20	住友財団	新	383,366	20,801,029	1991	総務省
21	栃木県育英会	新	367,968	2,665,633	1956	栃木県教育委員会
22	喫煙科学研究財団	新	363,000	2,554,651	1986	財務省
23	旭硝子財団	新	335,000	23,447,879	1934	経済産業省
24	笹川平和財団	新	306,440	80,845,564	1986	国土交通省
25	中島記念国際交流財団	新	305,469	23,133,447	2000	文部科学省
26	角川文化振興財団	新	288,830	12,093,662	1976	文部科学省
27	電通育英会	新	281,360	20,811,335	1964	文部科学省
28	日揮・実吉奨学会	新	272,772	15,184,989	1968	文部科学省
29	日産科学振興財団	新	254,300	6,627,508	1974	文部科学省
30	木下記念事業団	旧	249,160	13,841,669	1975	兵庫県教育委員会
31	田口福寿会	新	248,578	13,362,960	1967	岐阜県
32	日本鉄鋼協会	新	223,200	1,768,590	1915	文部科学省
33	ニッセイ財団 (日本生命財団)	新	217,605	11,603,390	1979	総務省
34	小野奨学会	新	216,560	17,938,290	1975	大阪府教育委員会
35	ヒロセ国際奨学財団	新	215,292	28,782,696	1995	文部科学省
36	臨床研究奨励基金	新	208,161	343,469	1984	福岡県
37	国際協力医学研究振興財団	新	207,881	847,024	1990	厚生労働省
38	池谷科学技術振興財団	新	205,980	14,002,082	1989	文部科学省
39	吉田育英会	新	205,858	13,608,297	1967	文部科学省
40	日本糖尿病財団	新	203,609	375,210	1991	厚生労働省
41	清水基金	新	202,800	5,348,090	1966	厚生労働省
42	日本科学協会	新	200,215	2,080,669	1924	文部科学省
43	福盛財団	新	200,000	61,972,155	1984	文部科学省、経済産業省
44	セコム科学技術振興財団	新	199,320	16,902,600	1979	文部科学省
45	三菱UFJ信託奨学財団	新	195,974	9,629,409	1953	文部科学省
46	むつ小川原地域・産業振興財団	新	191,744	5,552,151	1989	青森県
47	日本アレルギー協会	新	188,391	395,461	1967	厚生労働省
48	長寿科学振興財団	新	187,491	4,509,734	1989	厚生労働省
49	新技術振興渡辺記念会	新	186,373	8,441,237	1982	文部科学省
50	持田記念医学薬学振興財団	新	181,000	13,971,259	1983	厚生労働省



毎年の地区大会が盛大に行なわれて、ご同慶の至りですが、ガバナーとして地区大会の主催を経験してみて、費用がかさみ過ぎ、余分なことがあり過ぎ、肝心なことが抜け落ちているという反省の気持ちが、今更ながら、実感として湧いてきています。

簡素に地区大会

二千数百人が集まる地区大会、相当の費用をかけて、相当なエネルギーを費やして、かけた費用と労力ほどの効果が期待できるものか判然としません。

会員から毎年、地区の普通予算から地区大会費として400万円を支出し、地区大会協力金として一人当たり5000円の特別負担金を徴収し、そのうえ更に、出席者には登録料としてここ十年1万円から1万7000円、平均して1万3000円程の負担を強いている。

毎年、開催しなくてもいいものなら、と思うものの、RI細則では、毎年開催しなければならないと決めていますから、形だけでも小ぢんまりと、例えば、続けて2・3年小さく開催し、出席者も、希望者は別として、相当に絞り込んで、開催日も1日とする。そして、覚え易いように、例えば、3年毎の規定審議会開催の年に、あるいは4年毎のオリンピック開催の年には、これまで程度の規模による大会を開催する。

こうすれば、会場探しにこんなに困ることもなく、会員の登録料負担もホストクラブの労力負担も軽くて済む。奉仕の方にも回せる余力が生じると思うのだが・・・。

中身も肝心なことだけに

大会の中身についても、最少限、ロータリーの一体感を醸成する親睦と交歓の中で、ガバナーとRI会長代理双方の感銘深いスピーチと地区の管理運営・奉仕活動に関する現状報告・RI現況報告は必須のことと思われますが、そのほかに、PETSまたは地区協議会でやってなければ、地区資金の設定・賦課金の承認、予算の承認、決算の承認等の議事がなされなければなりませんし、中でも肝心な、

ガバナーノミニーの選任方法の採択、指名委員会手続方式を選択した場合の指名委員の選出方法等の採択、その他、RI理事指名委員会委員・規定審議会代議員指名委員会委員の選出、3年毎の規定審議会に提出する議案の審議等の議決がなされなければならないのに、往々にして落としてしまいます。

一方では、RI会長代理に感謝する件、直前ガバナーに感謝する件、大会ホストクラブに感謝する件などの大会決議等は、無くて済むもので、ガバナーが挨拶の中できちんと述べ、会場より温かい感謝の拍手を頂戴するようにすれば、杓子定規な決議より随分心温まるものになると思います。

第19講

新世代育成

カラカラの暑い日が続きます。

ロータリーに対する情熱も続いておられるでしょうか。

昔は、雨量がもっと多く潤いがあった様に感じますが・・・。

プロ野球は阪神の一人勝ち、テロの恐怖のなかで北京オリンピック、原油高は相変わらず、じり貧の日経平均、優柔不断の福田内閣改造・・・。

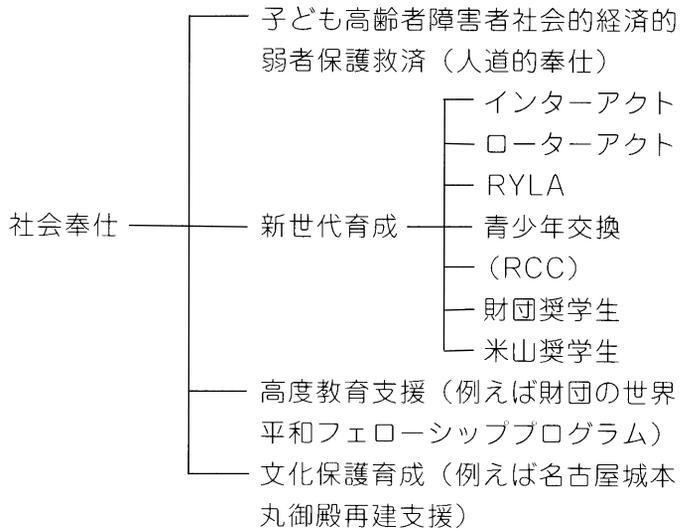
ロータリーに奔走していると、時事に疎くなります。専らロータリーの話でご容赦ください。

天下に英才を得てこれを育成するは 無上の楽しみなり

今月の月間強調事項は、新世代です。

インターアクト・ローターアクト・RYLA（ロータリー青少年指導者育成プログラム）、青少年交換、RCC（ロータリー地域共同隊）の指導による青少年奉仕団等のプロジェクト、財団奨学生派遣・米山奨学制受入れ等新世代の育成のプログラムは幾つかあります。

手続要覧によりますと、ロータリーが国内外の広義の社会奉仕の対象として掲げている分野は、子ども、高齢者、障害者等の社会的弱者保護・救済の人的分野と、新世代の（通常範囲の）育成と、新世代に限らない高度教育的支援と、文化保護育成との4分野に収斂されるようです。そのうち、次世代の育成分野のプログラムの多いのが目につきます。RIが次世代の育成・教育分野には特に力を入れていることが判ります。※1



たかだか 50 年ですが、我々は過去を現在に繋ぎ、新世代はこれから現在を未来に繋ぎます。同時代に生きるものとして、我々は新世代を全力を尽くして育成し、新世代に伝えるべきことをすべて伝えなければなりません。新世代は我々が未来に派遣する遣未来使であり、また未来から迎える未来通信使です。我々も未来通信使から未来を学ばねばなりません。

私の好きな名句名言に、皆さんもご承知の、孟子の「君子に三楽有り」というのがあります。

父母俱ともに有り 兄弟けいてい故（こ）なきは 一の楽しみなり（身近な家庭内の平穏）

仰ぎて天に恥じず 伏して地に羞じざるは 二の楽しみなり（大きな天地における公明正大）

天下の英才を得てこれを教育するは 三の楽しみなり（遠く将来に託す無上の楽しみ）

英才とか教育とかの言葉がこの孟子の時代に、既に有るということに驚嘆しますが、二千年以上前の昔から、新世代を教育すること

がいかに重大な関心事であるかということ孟子が取り上げていることにも感嘆します。

時空の中の小さな一点の束の間の平凡な家庭内の、自分自身の計らいの及ばない天の配剤的な肉親の平穩に触れ、この内に楽しみの原点があると最初に挙げ、次に、宏大な天地の空間における自己の意思による自己の行為に目を移し、人格の向上に務め、いつか自然に振る舞って天地に恥じるところのなくなるのが楽しみだとこれに対比させ、その上で、時間軸における次世代の教育へと転じ、次世代に託した夢が実現するかどうか、育成の成果をいつの日が見られる、それが無上の楽しみだと言っているのです。

ここにいう「楽しみ」はいずれも「喜び」の意味ですが、次世代育成も、直ぐには結果がでませんから、育成中、将来の育成の結果を待つ楽しさがあり、最後にまた「喜び」があります。

この「君子有三樂」を読むと、思うことがあります。

昔から言われる「修身齊家 治国平天下」という君子の実践倫理は、修身齊家の後ろに、直接、治国平天下と、「公」の国・天下に質的に飛躍するのではなく、その中間に、まず、家をととのえ家庭から出て、社会の中に入って人間の務めとして「教育新世代」に努め、その経験を積んだ後に治国平天下と続くのではないかと、「修身齊家教育新世代 治国平天下」ではないかと思うことです。

次世代を教育し育成するのは、次世代を生育し保護するという生物学的な本然の性に続く、唯一人類のみに課せられ、そして人類のみができる貴重な、現世代の次世代に対する本来的な務めです。社会的弱者を助けるという分野とは、幾分、その性格を異にする分野です。そうであるからこそ、社会奉仕・国際奉仕から、新世代奉仕部門として独立させるのです。孟子は、この義務を義務と感ぜず、自然なる我が喜びとしているのです。

インターアクト・ローターアクト・RYLA（ロータリー青少年指導者育成プログラム）、青少年交換、RCC（ロータリー地域共同隊）の指導による青少年奉仕団等のプロジェクト、財団奨学生派遣・米

山奨学制受入れ等新世代の育成に未充分のクラブには、天下に英才を得てこれを教育する無上の楽しみを味わってみてください。

- ※ 1 新世代奉仕部門が、2007年開催の規定審議会において、五大奉仕部門の一つとなり、第5奉仕部門となっています。

第 20 講

地球に奉仕 環境保全

地区特別強調週間 環境保全週間 5/30～6/5

5月30日は、当地区豊橋北クラブが、1975年に、現地区の前身の第360愛知・長野地区内各クラブにゴミゼロ運動を呼びかけ、その運動が日本ロータリーの内外に広がり、所により現在も継続されている、当地区には由緒ある特別の日です。

一方、6月5日は、1972年、ストックホルムでその後の地球規模の環境問題の端緒となる人類にとって永く記憶すべき人間環境会議が開かれた記念の日です。日本では1993年に制定された環境基本法により環境の日とされ、日本の提唱により国連では世界環境デーとされている日です。

当地区では、15年ほど前から断続的に、この5月30日から6月5日までのちょうど七日間の一週間を、地区独自に、特別の強調週間として環境保全週間として設定し、その期間内に、地区・クラブで特別に環境保全に関する活動をしていただくことを奨励してきています。心にとめていただきますようお願い申し上げます。

環境問題の経過と現状

- 1 環境問題が社会的な問題として取り上げられるようになりましたのは、昭和30年代の後半からの高度経済成長の裏に発生した、四日市喘息訴訟、八代湾の水俣病・富山湾イタイイタイ病訴訟等の産業公害訴訟を通じてでした。

そして、これらの産業公害による損害賠償訴訟を契機として、昭和42年に公害対策基本法等が整備され、大気汚染（ばい煙による窒素酸化物）・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（これらを典型七公害と言っています）等について、対症療法的に解決が図られる体制ができました。しかし、それらは、

直接人体に健康上の被害を与えることを防止するという観点を抜き出す、従ってそれは、その周辺住民の健康上の被害あるいは財産の被害の限りにおいての公害であり対策でした

従って、その対策も現在の複雑な環境保全問題と違って、これらを出させない、ということに尽きたわけでした。環境基準の設定等による排出量規制、土地利用の規制、公害発生施設設置規制等の制限手法により、対処するという方法でした。

2 その後の経済社会活動の急速な拡大に伴ない、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動と、これに合わせて、使い捨て・消費は美德という生活様式が定着し、人口・産業活動は都市へ集中し、都市地域での窒素酸化物による大気汚染、生活排水等による水質汚濁などの都市型生活型公害がひどくなり、ゴミ・産業廃棄物の急増は、「環境への負荷」を高め、環境汚染・自然破壊をさらにすすめ、地下水・水道水源の水質の悪化や農地・森林の有する環境保全能力・自浄能力の低下というところまで立ち至りました。

3 また他方、経済活動は貿易・金融等各分野にわたり世界的に相互依存関係を高めており、我が国を含め先進国による資源の大量消費、先進国による不用物の大量排出等により、また開発途上国の環境対策の遅れから、人類の生存基盤である地球の自然生態系の破壊につながるという、一国内の環境問題を越えた問題となってきました。

具体的には、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染、野生生物の種の減少、熱帯雨林の減少、砂漠化等々これも主なもの七種の所謂国境を越えた「地球環境」問題です。

4 現在、直面しています環境問題は、一つは所謂「都市・生活型公害」とよばれるところの身近な環境問題であり、一つは所謂「地球環境保全」とよばれる地球規模の環境問題です。

しかし「都市・生活型公害」にしてもこれが多数集約・複合される結果、「地球環境保全」問題に必然的に直結・転化すること

になり、従って「地球環境保全」問題が、空間的な広がりを持つと同時に、将来の世代にも影響するという時間的な広がりをもつ問題である以上、「都市・生活型公害」も空間的な広がりと同時間的な広がりを持っている問題でもある訳です。

これを要するに、現在、我々が直面していますところの、環境保全問題は、第1期環境問題から第2期環境問題へ、即ち、**地域規模から地球規模へ、現在世代から将来世代へ**の問題に深刻化しつつあり、このような多様にして複雑な問題を、これまでの対症療法的に一面的な対処の方法では不十分であるという段階にきているということです。

5 国は以上のような事態を踏まえ、この「都市・生活型公害」問題と「地球環境保全」問題の二つを総合的有機的に対処するために、昨年1993年11月に、これまでの公害対策基本法を廃止し、新たに「環境基本法」を制定し、関心の対象を、地域的な「公害対策」地域的な「生活環境」から、それらを含めた地球規模の「環境保全」へと一歩を進め、保護保全の対象も、「国民の健康の保護」「生活環境の保全」から「現在および将来」の「国民の健康で文化的な生活の確保」および「人類の福祉に貢献」することへと一段と大きなものへとその視点を前進させています。

6 世界に目を移しますと、国連では早く1972年（昭和47年）6月スエーデンのストックホルムで人間環境会議を開催し、人間環境宣言を採択し、1992年にはこの会議の20周年を記念したりリオデジャネイロで地球サミットを開催し「リオ憲章」「アジェンダ21」を合意したことはまだ耳に新しいことです。我がロータリーにおいても、1990年コスタ会長は「われらが天体・地球の保全」をサブテーマに環境の保全を訴え、地区には社会奉仕委員会の下に環境保全委員会を設置することが奨励されました。

当地区においても、早く、530運動が昭和55年1980年頃より始められ、地区環境保全委員会が設置され、各クラブにも環境保全委員会または環境保全担当委員が選任されているのが現在の

状況です。

環境奉仕活動の特殊性

社会奉仕といい国際奉仕といい、ロータリーの奉仕活動の基点は常に人間・人です。ロータリーの関心はこれまで人間にあって人間の外にはありませんでした。環境問題さえも人間のための環境保護でした。

ところが、今、我々が問題にする環境保全は、眼を、人間外に向けたものです。これからのわれらが天体・地球の保全は、これまでのような西洋思想による人間万能主義思想・人間中心主義の世界観による環境保全ではなく、山川草木悉皆成仏の東洋思想の世界観による環境保全、人間を視野の中心から外して、自然さえも同じ循環系の中の存在であり、人間にとってのみ都合のよい地球ではなく、等しくすべての存在を支える地球、この地球環境を環境として保全するという、これまでにない視点を持っているものです。

世界平和と地球環境保全はこれからのロータリーの二大奉仕部門

ロータリーはこの視点を強調し、ゆくゆくは、環境保全を社会奉仕、職業奉仕、国際奉仕、新世代奉仕に続く、五大奉仕部門（クラブ奉仕を除く）に持っていくべきものと思料します。

人間の科学技術に関する高度な知能が、人間を相手に、地球を滅ぼそうとしています。戦争によってです。これに対するロータリーの世界の平和実現のための活動は、世界平和フェローシッププログラムとして緒に就いたばかりです。

同じように、その高度な知能を、人間の果てしない欲望が利用して、自然を相手に、環境を破壊し地球を滅ぼそうとしています。

しかし、人間は同時に素晴らしい英知を持っています。

今こそ、その時です。世界平和と地球環境保全のために、ロータリーの英知を発揮すべきその時です。

第 21 講

会員増強

長期減少傾向の原因

1997 年～1998 年において 13 万人を越え頂点にした日本 34 地区全体の会員数が、2008 年度においても、まだその減少傾向を止めません。世界ロータリー人口の 1 割強を誇り、世界第 2 位を堅持していたその座をいよいよ、インド・韓国に明け渡す時が間近に迫っているようです。

往年の勢いが無いにしても、世界の会員数が増加する中、アメリカ・カナダと日本の会員が減少し続けるというのは、何か、日本に特別な構造的原因があるのではないかと、そろそろ、心配になってきます。1998 年 3 月 6457 人（ロータリーの友 6 月号）の最大の会員数があった当地区においても同様です。

もともと、会員数 50 人であっても 100 人であっても、1 年経てば、クラブの平均年齢は確実に 1 才高くなり、高齢化が進めば進む程、会員減少のスピードとクラブの活力の低下が早くなります。

そして、生物と同じように、クラブの自然減少に見合う新規会員の補充をしないと間違いなく新陳代謝不足・栄養失調として、精気を失ない、縮小・自然消滅の経過をたどります。

従って、新規の平均年齢より若い会員の獲得は、あれこれ考慮・思案する以前の必須の行動です。

一国のロータリー会員数の多寡は、その国の総人口の多寡によることは当然ですが、ロータリー会員数の対国民比率は、基本的に、その社会の成熟度とロータリーの国民への浸透率によるものです。成熟度と共にロータリー人口が多くなり、ロータリーの公共イメージ・認知度・共鳴度の向上と共に、対人口比が高くなります。そして、自然に、収斂するところに収斂します。

現在、ロータリーのある国のロータリアン数上位 20 位迄の国のロータリアン数の合計は 104 万人強で全ロータリアン数 121 万人の約 86% ですが、その国々の人口に対するロータリアンの数の平均比率は、0.05% です。日本の総人口 1 億 3 千万人に対する比率は、現在のロータリアン数はちょうど 9 万人ですから、ほぼ 0.07% 程度になり、わずかですが、20 位平均を上回っていますから、アメリカ・カナダ、イギリス・フランス・ドイツ・イタリアの欧州諸国の平均 0.09% (単純平均 0.078%) に比しても、日本におけるロータリーの歴史を考えれば、著しい遜色はありません。

ロータリー創立以来 85 年を経過している日本ロータリーのクラブ会員の数もほぼ高度普及圏内にあるものと推定されます。

13 万人を越えた 1997 年度の会員数は、当時のバブル波によるところが大きかったと思われますから、現在はその反動の大きな減少です。景気不景気に左右される会員の増減に一喜一憂することはありませんが、何か、クラブ特有の原因がないかどうかは、絶えず、注意する必要があります。

増強へ繋がる真の原動力は、ロータリーが魅力的であること

会員の増強は、ロータリーが、魅力あるロータリーであることに尽きます。

魅力あるロータリーとは、結局、魅力あるクラブ・魅力あるロータリアンのことです。魅力あるクラブは、クラブが魅力あるロータリアンで構成されていること、魅力あるクラブ運営活動があること、魅力ある親睦活動があること、魅力ある奉仕活動のあること等の総和です。

魅力あるとは、価値のあること、意義のあること、楽しみのあること、歓びのあること、安らぎのあること、気軽なこと、負担の無いこと、嫌なことの無いこと等の総和です。活気ある例会、感激のある奉仕、意義あるロータリーとも、活気ある例会・意義ある奉仕・価値あるロータリーとも言います。活気ある例会は 楽しい会話・

おいしい食事・気楽な雰囲気です。これらが、会員を繋ぎ止め、新しい会員を引きつけます。

増強の環境づくり

現在の当地区会員数 4946 人は、これまでの期中最大会員数の 6457 人から 2 割 3 分 5 厘の減少です。

全国の中でも、バブルの影響度の最も高かった地域の 1 つであったと思われます。

このキツイ減少を回復するために、次のような方策も有効です。

地区には、会員増強委員会のほかに会員増強リーダーが設置されています。会員増強リーダーは、増強委員会のうえにあって、増強委員会と共に地区内クラブの増強の方策を立案し、特に、その分区のガバナー補佐と共に協力して地区内 30 人未満の少人数 10 クラブと創立間もないクラブの増強について、効果的かつ具体的な支援・補助に当たることを主要な職務としています。

ロータリーの公共イメージの向上は、会員増強のためにも、既存の会員のためにも、無関心に放って置くことのできない課題です。日本人は、敢えて声高に吹聴することを好みませんが、等身大にあるがままを紹介することに躊躇があっては、正当な評価を受けず、却って、誤解を招き、場合によっては不当な評価を受けるようなことにもなり兼ねません。各クラブとも、奉仕活動の機会には、外部広報を心掛けましょう。その機会を積極的に作りましょう。

マスコットキャラクターを作って、レッツサーヴの奉仕イベント開催もその一つです。※ 1・2

勿論、ロータリーの中に対する内部広報も強化しなければなりません。各クラブの委員会ごとに、例えば、レコンキスタ（会員回復）・チャレンジ 50 などの増強キャッチフレーズを考えましょう。

会員増強における研習・研習の重要性

入会後の新会員研習は、会員に早くクラブに馴染んで貰うためには最重要な活動です。紹介者はその一年間は、入会者に密着しなくてはなりませんし、クラブも研修委員会（ロータリー情報委員会を

発展的に解消した委員会)が、入会后早期に研習を少人数対面方式でしなければなりません。そしてその後、分区単位で行なわれる三年未満研習に送り出さなければなりません。その後は数年に一度、入会年数に関係のないクラブ内全員研修を企画しましょう。※3

厳肅な入会式 宣誓書と認定証の交換

どこのクラブでも大同小異の形で行なわれていると思いますが、この入会式は、厳肅に行なえば行なうほど、新会員にとっては印象深いものとなるようで、クラブの定着率もいいように感じます。

閑話旧題②で触れていますような順序で進行しますが、新会員の宣誓書朗読署名とそれに対する会長の認定証の授与がこの入会式のメインイベントで、格調の高い宣誓書と認定状の交換で一挙に雰囲気が高まり、入会式を感銘深く記憶に残るものにします。※4

時間が20分ほど掛かりますので、何を馬鹿げたことに時間を掛けるのかとお叱りを受けるかも知れませんが、その会員にとっては一生一度のことです。この厳肅な入会式をやった新会員に1年位経った時点で感想を聞いてみて下さい。全員、その感動を覚えていてくれます。一度試しにやってみられることを推奨します。

取って置きの秘策

我がクラブに在籍する会員増強の名人級の地区増強委員長が、増強の秘策とその機微について言いますのには、まず入会の勧誘の素振りは絶対に見せず、照準を当てたその人をとにかく例会の食事に招待せよと。そして、そのテーブル周辺に、顔が立派で服装のきちんとした年相応前後の会員を座らせよ、余り饒舌は禁物。招待した会員がそのテーブルの雰囲気を適当に和ませよ、その間、真面目な片苦しい話を、世間話の間にちょっと混ぜよ、絶対に入会勧誘のことには触れないようくれぐれも気を付けよ。それが終わってから、本人には直ぐに連絡せずにそっとしておくことよ。三・四日後から招待のことは忘れていた体で電話せよ。そして思い出したように、ロータリーのことについて、初めて話題にせよ。興味を示してくること間違いない。示してこなければ、この時はそれまでとし、

二・三月おいてもう一度同じように招待を試みよ。それでダメなら諦めよ・・・と。

ご健闘を祈ります。

※ 1 キャラクター

朗太君 閑話旧題の⑨「朗太君」参照

※ 2 レッツサーヴの奉仕イベント

第 22 講ロータリーの潮流中、奉仕方式の変容を参照

※ 3 研修委員会

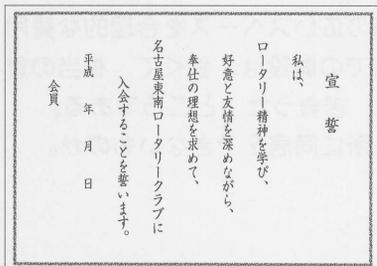
各クラブのロータリー情報委員会を改組し積極的に会員に働きかける会員研修を担う委員会 なお第 14 講「クラブの組織 (3)」を参照

※ 4 宣誓書と認定状

資料中の宣誓文と認定文ひな型参照

地区の現況 (2010 年 9 月末日現在)

地 区	国際ロータリー第 2760 地区		
	ロータリー愛知 82 愛知県全県 1 区		
会員数	4948 人		
クラブ数	82 クラブ		
分区数	尾張地域	3 分区	27 クラブ 1258 人
	名古屋地域	2 分区	24 クラブ 1732 人
	三河地域	3 分区	31 クラブ 1958 人



宣誓書



認定書



もう一つの GHQ

当地区ロータリー愛知 82 には、1998 年度当初より正式に、毎年移転するガバナー事務所とは別に、固定的な地区事務所を名古屋市内に開設している。1998 年度は、当地区が最多の会員数 6200 ～ 6300 人を擁した年度である。その当時の設置趣意書によると、ロータリー財団（GSE を含む）・米山記念・国際奉仕（青少年交換・WCS）の三委員会の膨大な事務量・物量を緩和し、それらの事務の継続性を確保し、併せて 15 人程度までの地区各委員会の開催の会場の便宜を図るために設けられたものである。その後、地区の歴史的資料・ロータリーの基本的文献等を保存する地区資料室としての役目を追加し、名称もガバナー事務所分室と変更し、場所も二カ所目であるが、いずれも会員、またパストガバナーから格安に奉仕をしていただいて賃借し、地区総務委員会が運営管理している。事務員は 1 ～ 2 人で、一昨年度・昨年度の決算によると、総費用負担は 1050 万円・800 万円となっている。会議室の利用率は、地区の委員会開催（無料）が大半であるが、好調である。また、昨年度末、新クラブ中部名古屋みらい創立以来、同クラブの例会場（毎週金曜日午後 7 時～ 8 時）としても利用（有料）されている。

これに引換え、本体の地区の指導・支援・管理運営部門の、文字通り、司令塔・GHQ、Governor Head — Quarters のガバナー本事務所の方が、ガバナーの出身クラブ所在地に毎年移転するのは、まことに止むを得ないことではある。

名古屋以外の地での開設は、相当の広いスペースを合理的な費用で賃借できるようであるが、名古屋での開設は、狭くて、相当の負担となるのが、ガバナーの頭の痛い、苦負うたところである。

名古屋での事務所開設の時は 1 カ所に同居？できないものか。

第 22 講

ロータリーの潮流 21 世紀のロータリー

自然な流れの方向と目指すべき方向—ロータリーの潮流—

ロータリーのこれから先、自然に任せて行き着く自然の姿・形と、手を加えて作るロータリーの理想の姿がある筈です。真理は両者の調和の中にあるのですが、持続可能な前進のために私の思うところを混ぜ、希望的観測も入れて、ロータリーの潮流を俯瞰してみたいと思います。

1 会員の増減の方向

会員増減問題については、前講会員増強のところで見ましたように、基本的には、会員数は、現在、成熟した民度とロータリーの高い浸透度により高止まりの域にあるものと考えられ、今回の 10 年余に互る減少現象も、過去の急激な増強の反動と、同様に過去の経済バブルの反動による減少と思われるので、今後の増減は、短期的には、高止まりの範囲において、時の経済状況の変動に連動して上下すると思われる。

毎年、持続可能な増強にとどめ、急激な増強は避け、長期的な会員維持に心を配れば、大きくは懸念するには及ばないように思われます。

世界の会員数は、国々にロータリーが移入された年数も平均的に浅く、国民への浸透率も今だしの感がありますから、世界経済に影響されながらも、ゆっくり、増加していくものと考えられます。

質と量の問題は、量が無くては質を作れませんから、研修委員会を設け、既存会員には研修を進めながら、量と質の調和のなかで、当面、各クラブとも最多時の数にレコンキスタ・会員回復が実現するまで、量に軸足を置き、入会後の研習を重視してクラブ

で質を作り出し、それを越えた時には、軸足を質にと考えたらどうでしょうか。

地区としても、研習・研修機能を充実し、地区（クラブレベルを越えた会員（幹事以上）・中堅会員）・分区（入会三年未満の新進会員）・クラブ（新会員）等の棲み分けを考慮しなければなりません。

2 社会奉仕（国際奉仕・新世代奉仕を含む）・職業奉仕の動向

大きな変化は無いものと思われます。

しかし、ロータリーの最終目標と思われる、世界親善・世界平和の部門が、国際奉仕の中から分離し、将来、ロータリーのメインプロジェクトになるものと予想されます。と同時に、第20講「環境保全」で述べましたように、知分知役、ロータリーの分をわきまえロータリーの役どころを念頭に置きながらも、しっかりと取り上げていかなければならないのが、地球に奉仕＝環境保全です。この分野も、将来、社会奉仕と国際奉仕から独立して、RIの二大主要プロジェクトになるものと思われます。

職業奉仕については、これまでのように、経験的哲学・実践哲学より導かれた「最良奉仕の最多果報」の理論による金銭的報酬に動機付けられた職業奉仕から、無動機の純粋な社会のための職業奉仕に変革・昇華していくものと考えられます。

指導理念の「最も良い奉仕をする者 最も多く報われる。」「最良奉仕の最多果報」の中から「最も多く報われる。」「最多果報」の部分の削ぎ落として「最良奉仕」のみの、とにかく「最良の職業をやりましょう」「最善の努力による最上のサービスを」という職業奉仕に流れていくと思われます。そして、職業奉仕も社会奉仕と同じ無因の「超我の奉仕」の理念に統一せられ、両奉仕の相違は、職業上の物またはサービスを以て社会に奉仕をするのか、職業以外の無色の金銭・労力（職業に関係しない特殊技能を含む）を以て社会に奉仕をするかの違いがあるだけで、職業倫理の遵守も社会奉仕上の倫理の遵守も、差程の質的な相違はないものと認

識せられ、考え方に変化が起こってくると思われます。

既に、R1に、第2標語の「最良奉仕の最多果報」を廃止する試みが出ていますが、これなども両者融合の流れの発端のようです。

しかし、この潮流にもかかわらず、「最良奉仕の最多果報」の考え方は、職業のみに妥当するものではなく、奉仕の理論は「・・人生における・・幸福の眞の基礎である・・」（決議23-34）と言われますように、職業に関連のない通常の社会奉仕においても、妥当する部分と同じようにあるからといても、また仮に、純化した職業奉仕と社会奉仕の間に理想的には差がほとんど無くなったとからとしても、実は、残ったその差こそ、ロータリーにおいて、歴史的にも政策的にも、いや、理論的にも、混同できない、乗り越えることのできない差であるように思います。

片や我利我欲の中だけでその欲の大小が葛藤の主題で、我が欲を越えようか越さずにおこうかの葛藤であるのに反し、此方の葛藤は、我利他利の間の損得の交換・衝突であるため、どうしても利益の獲得方法において倫理側面が問題にならざるを得ない点にあり、その間には大きな差があるように、私は思います。

ロータリーの言葉を借りれば、部門 Avenue は、職業奉仕と社会奉仕とは明確に分離しておくべきであると思っています。

3 奉仕方式の変容――

アイサーブ・ウイサーブからコーサーヴ、レッツサーヴへ

R1定款もクラブ定款も、「ロータリーの綱領は・・奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の事項を鼓吹、育成することにある。」と規定し、鼓吹し育成する主語の記載をしていませんが、常識的には、鼓吹し育成する主語は、冒頭の「ロータリー」ということになります。ただ、漠然と特定のない「ロータリー」ですから、R1もクラブも会員も、また地区も地区の役員もすべて含んだ総体としてのロータリーを意味するのでしょう。

当然のことながら、綱領の作成者は、R1定款の中の綱領であ

れば、R1であり、標準クラブ定款の中の綱領であれば、各クラブが作成者であると擬制されているものですから、各クラブです。

R1とクラブが、それぞれの立場から、同文の定款を作成し使用していますから、同文を矛盾することなく解釈しなければなりません。そんなことを前提にし、また綱領後段の「特に」以下の、各項の主語の記載・無記載を参考にし、「(R1の目的は)・・・ロータリーの綱領を推進するようなプログラムや活動を追求しているR1加盟クラブや地区を支援すること。」と規定しているR1定款第3条の条項を併せて熟読しますと、綱領というロータリーというのは、結局、クラブのことであり、従って、鼓吹し育成の旗振りにはクラブであり、鼓吹し育成されるのは会員であり、鼓吹されるものは心・精神・理念（を持つこと）と、4項目に摘示されている行為（の実行）であるということになります。実行することを鼓吹し育成されていますから、会員は実行しなければならないということでしょう。

しかし、この結論はこれまで言われてきたことと同じですから、問題はありません。問題は次の点です。一番の核心です。

1つは、クラブは、会員に対してのみ鼓吹し育成するだけで、会員外の不特定多数の一般市民に対しては、鼓吹し育成の働きかけをしないのか、また、会員を鼓吹・育成するだけで実行行為をしないのか。

もう1つは、会員も黙々と実行するだけで不特定のノンロータリアンに対して働きかけをしないのか、という問題です。

前に取り上げたロータリー五原則中第4原則の資源原則、奉仕活動のための人的・物的資源はロータリークラブ・ロータリアン自らが現物を捻出・拠出しなければならないとする原則は、この定款の思想を言っている訳ですが、両方とも、クラブは、内の会員に対しては鼓吹唱導式の旗振りが本則であり、外の大衆に向かっては、クラブも会員も、無言の率先垂範式が原則であると言っているのです。※1※2

これもロータリーの七不思議の一つですが、この根底には、ロータリーがクラブ組織の内向的性格の団体であることがある訳です。

綱領は以上のように言い、「決議 23 - 34」も控え目に「有言」垂範式と言っていますが、現に、クラブが、ローターアクト・インターアクト・RCC を提唱して青少年の育成を行なっているのは、クラブが会員に対してだけでなく、クラブの外部に向かって鼓吹・育成の旗振りをする方式の延長線上に一部重なる方向があるものですし、既に行なわれているチャリティー方式や、特定団体とのコラボ・共同奉仕活動方式（コーサーヴ方式）は、率先垂範式の枠を越えた有力な未来方式だと思われます。※ 3

更には、労力資源も金銭資源も、不特定多数に働きかける募集募金方式（レッツサーヴ方式）も、現実の問題となるのは、まだまだ先のことでしょうが、試みに、単発で大がかりな、大共同奉仕プログラムとして、また大共同募金運動などとして、実験してみるのも勉強のためになります。この方式も、本則とならず、数年に一度位の頻度で、しかも、分区・地区総出の大がかりな行事としてやってみるといふのならば、ロータリーの公共イメージの向上にもマイナスとはならず、ロータリーの認知度を高めるのに適した方法の一つで、推奨を検討にするに足ると思われれます。

4 地区大会・公式訪問等地区行事・地区組織の合理化・簡素化

昔と違って、人間の寿命は長くなりましたが、世の中の1年の巡りが早くなりましたし、私の時計でも、1日1年の経つのが世の中より更に早まりましたから、結局、寿命の主観的な長さは、同じことのように。

ですから、年1回などのように、等間隔で行なわれてきたものは、直ぐに巡ってくることになります。地区大会の開催も公式訪問も、役員の任期もそうです。ガバナーの一年も勿論でした。

地区大会のこれまでのような盛大な開催や個別公式訪問は数年に1回に。毎年開催・訪問は小規模・簡素に。

この方が、ガバナーと当のホストクラブの負担を少なくし、その分、他の重要なロータリー活動に振り向けられ、経済負担を軽くし、ロータリーの持続可能な前進にも叶うものではないかと思えます。主観的な時の巡りの間隔と感覚にも合います。

5 ロータリーの綱領の改正

ロータリーの綱領の改正の機運の芽が出てきました。第1講から3講にかけて述べましたように、現行の綱領には問題点が多くあります。また、綱領を含め4つのテスト、「最もよく奉仕する者 最も多く報いられる。」などの翻訳文も問題があります。これなども改訳され、日本化されるでしょう。使用語句も音訳でなく意識でなされるべきです。

6 日本ロータリー協議会の設置

日本全国34地区内の2310クラブの総クラブの同意によって、任意団体として、日本ロータリークラブ共通の問題を協議・決定する機関が必要です。仮の名を日本ロータリー協議会・日本ロータリー連盟とでも言いましょう。

毎年、当該年度の現役ガバナーによって任意団体としてガバナー会という協議・情報交換会ができていますが、この会もRIからは公認されている機関ではありません。現役のガバナーが当該年度の処理事項等において決断しかねる事項の情報を交換して参考としたり、全国各地区の足並みを揃えた対応をしたい場合などに、非常にいい会です。

ガバナー会で何かを決めたとしても、勿論、申合せ程度の意味しか持っていませんが、仮に申合せ程度の意味として申し合わせたとしても、1年の現役の期間内でしか申合せの効力を持ちえませんが、年度を越えた問題については、どんな小さなことでもその年にそのような申合せがあったという事実以外に、意味はありません。まして、当のガバナーは、自分の地区の当該年度の経営に手が一杯で、地区内の組織・制度・行事等の改革などでも継続的で次年度以降の年度を跨ぐ事項は、年度をまたぐと同時に権

限外のこととなっていき、諮問委員会などで、参考意見として希望を述べ、反省の独言を言うだけのほかに方法は無く、更にまた、地区の経営以外の全国レベルの問題については、ガバナー年度には思いを巡らす余裕などはないという状況です。

ですから、例えば、綱領の改定など全国レベル以上の問題などについて適切な対応のできる全国レベルの協議・決議機関が必要である訳です。

ガバナー会のうえに屋上屋を重ねるだけで必要がないという意見がありますが、以上のような事情で、是非とも必要の機関です。

問題は、日本全国 2000 を越えるクラブから、相当の年月の期間に互る継続設置の同意を取り付ける方法です。率直に言えば、数年度連続した現役ガバナーの数年に互る協力により、各地区内全部のクラブの書面の同意を取り付ける以外に、万全な方法はないと思われます。

簡便に、クラブレベルまで同意を持ち込まず、各地区ガバナーが各諮問委員会の承認のうえで、設置年のガバナーが同意をするという考えもありますが、ガバナーにも諮問委員会にもその権限は無く、それに続く後年度のガバナー会と毎年、設置の必要性の一から同じことをしなければなりませんし、仮に、その方法でも内輪では全部の地区が了解していれば何とかいけますが、例えば、全国 34 地区共同の法人を設立しようと思っても、地区ガバナーレベルの同意だけでは、クラブに対して権限踰越の同意となり、問題は解決しません。

時間と手間が掛かりますが、正攻法で設立されるべきです。

※ 1 第 15 講「ロータリーの特徴的特色」の資
源自給自足の原則の項参照。

※ 2 「決議 23 - 34」の 6) の g) 最終項「クラブがひと
固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、
広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するも

ののほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば実験室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。」

※3 「決議 23 - 34」の 2) は次のように、

控え目に言います。「本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。まず**第 1**に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。**第 2**に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。**第 3**に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして**第 4**に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますことである。」

第 23 講

ガバナーの年度計画

以下は、1998 年度の「地区便覧」に「ガバナー方針」として掲載したものです。

ガバナー方針

1) RIテーマと強調事項の推進

李東建（リー・ドンカン）RI会長の掲げられた本年度のRIテーマおよび強調事項は次の通りです。

夢をかたちに Make Dreams Real

「子供たちのために」

水保全 保健・飢餓救済 識字率向上

テーマの「夢」は誰の夢でしょうか。李東建会長の夢でしょうか、子供たちの夢でしょうか。それともロータリアン各自の夢でしょうか。

毎日、避けられる筈の原因で命を落とす3万人を超える子供たちの、そして、健やかに成長し人生を全うしたいと願っている子供たちの夢を実現してやりたいとRI会長は言っておられますから、子供たちの夢はこの「Dreams」のなかの第一の夢でしょう。子供たちの夢を叶えてやりたいという李東建会長の夢もまさしくその中の一つです。我々ロータリアンすべての夢も入っている夢です。

会長は「子供たちのために」「水保全 保健・飢餓救済 識字率向上」の各分野において力を注いでいただき、「夢をかたちに」していただきたいと強く要請されています。

クラブ・ロータリアン各位がこのテーマと強調事項にそって、国内外で格別の活動を展開されることをお願いします。

2) 地区目標の設定

地区目標を次の通り決めました。

1 地区方針

持続可能な前進！！組織運営で・奉仕活動で・会員増強で・
「持続可能な前進」という言葉は、1972年、ローマクラブが、将来的な世界人口の爆発的な増加と経済の急激な拡大は、食料生産・天然資源に対し無制限ではありえず、成長には限界があり、これら諸要素の負の遺産である地球環境の悪化は、このままでは、さほど遠くない時期に人類を死滅に至らせるであろうと、警鐘を鳴らした報告書「成長の限界」に淵源を有し、その後の初の地球規模のストックホルム人間環境会議、国連環境計画等において経済・人口の秩序ある成長・増加と環境の悪化防止の重要性が認識され、その過程において、「持続可能な発展・開発」という用語が開発されました。

ロータリーの永遠の存続のために、ゆっくり着実に、無いところを補い余るところを削り、曲がりたるを匡す、すべての点において、時の環境に適応・調和した前進を図りたいという気持ちがいっぱい詰まっているものです。

ロータリーが前進し生き残るためには、変化という代償を支払わなければならないのであれば、支払いましょう。

今のRI第2760地区ロータリー愛知81には相応しい語句です。

また、サブフレーズを次の通りとしました。

ロータリーに心を ロータリーを心に ロータリーの心を
としました。持続可能な前進ともども愛顧願います。

2 重点事項

(1) ロータリーの綱領（目的）の再確認

人の集団であるロータリーの基点は、ロータリーの目的、綱領です。ロータリー・ロータリアンに綱領、目的に対する明確な心の整理がないと、精神疲労を起し、精神失調に陥り、ロータリー精神の荒廃を招くことにもなりかねません。

ロータリーの綱領、奉仕の理想、超我の奉仕・最良奉仕の最多

果報の標語、友情と寛容の精神、4つのテスト等の意味、相互の関係など心の整理をしなければならないところが沢山あります。そういう意味を込めて、重点事項の第1として、ロータリーの綱領・目的の再確認を上げたものです。

新年度初月7月を地区特別月間「ロータリーを考える月間」として新定しました。

この地区特別月間を利用して、大いに議論されることを望みます。

(2) 地区・分区・クラブの管理運営機構の整備

会員5000人を擁する当地区・ロータリー愛知81の持続可能な前進のためには、目的と規模に適した組織・機構等を有しなければなりません。

ガバナーは建前上独任官で万能です。しかし独任官であるが故に常時、協議・助言機関が必要であり、最少限の規律・基準も必要です。このことはDLP以後の分区についてもまたCLPが提起されている各クラブについても多少意味を異にしますが同様です。

そういう観点から、重点事項の第2として、地区分区クラブの管理運営機構の整備を上げたものです。上記同様、大いに議論され実行されることを望みます。

(3) 「調和の奉仕」

綱領・目的等の再確認が心の問題、管理運営機構の整備が、形の問題なら、「調和の奉仕」は行動の面です。

ここにいう奉仕は一般的な意味における奉仕のことですが、奉仕はロータリーに不可欠の活動です。「奉仕なければロータリーなし」です。

しかし、ロータリーにいう奉仕は、親睦活動等の他のロータリー活動から浮き上がっては存在しえず、また、各奉仕の間においてもバランスのとれたものでなければならないと思っています。

「超我の奉仕」「彼我の奉仕」「唯我の奉仕」の調和

財団奉仕・米山奉仕・クラブ独自奉仕の調和

人道奉仕・育成奉仕・文化奉仕の調和
国際奉仕・社会奉仕・地域奉仕の調和
汗の奉仕金の奉仕・物の奉仕心の奉仕・
救う奉仕助ける奉仕・与える奉仕育てる奉仕の各調和
バランスのとれた奉仕を検討・選択・実践されることをお願い
します。

(4) 人的・物的資源の維持強化

以上の(1)～(3)は目的・組織・行為ですから(4)はこれらの基礎
となるべき会員および寄金の維持・強化です。

地区に会員増強リーダーを新設し、少数会員クラブの会員増加
に協力していきたいと思います。

東洋の君子に西洋の紳士を加えた将来の「日本の紳士」たるべ
き資質を備えた会員を増加し、クラブで分区で地区で、相協力し
ながら相互研習・切磋琢磨して、ロータリアンを強化しようでは
ありませんか。各クラブとも会員数に応じて純増5～10%を目
標に鋭意奮闘して下さいようお願い申し上げます。

ロータリー財団・米山への寄金の協力は、地区平均以下のクラ
ブは地区平均まで、平均以上のクラブは昨年実績以上を各目標に
お願いしたいと思っています。

なお、最新情報として、RIは、ポリオプラスの最後の撲滅に
向けて、今後3年間に同額を拠出することを条件に、ゲイツ財団
から1億ドルの補助金を受取り、これに協力していくことを発表
しました。RIが拠出すべき3年度に互る1億ドルの調達に関し、
地区にはまだ具体的な情報も要請も来ていませんので、地区とし
てもまだ方針が定まっていますが、ふさわしい再度の協力をい
ただかなければならないと思われます。

追って、具体的をお願い申し上げます。

- 2 上記の、4つの重点事項の1つ「地区・分区・クラブの管理運
営機構の整備」の具体化については、次のようなものでした。

(1) 地区に「地区運営委員会」を置こと

ガバナーは独任・単年度制ですから、その1年、手続要覧に従って、時のガバナーが思うように運営すれば良い訳ですし、これはこれで、ガバナーにとってまことに効率的で、好都合この上ないことです。これがRIが定める方法であり、許容する範囲でもあります。

しかし、継続性のない独自の1年間のジグザグ行進は効率の悪い結果となります。毎年新鮮な気持ちでマンネリに陥らず、しかも全体として進むべき道を外さず進むべき道を歩んでいる可能性が大きいのでしょうか、間違いなく目的に向かった効率性と継続性は落ちてきます。新規独自路線よりも前後3年位の継続を考えて進むべき道を協議していった方がその確率が高いと思われます。この故に、エレクトは現ガバナーと、現ガバナーはエレクトと直前ガバナーと、直前ガバナーはガバナーと、年間を通じて緊密に接触して、より効果的な年度変わりを心掛けなければならないと思われるところです。

それにも況して、ガバナーが当該年度内において年度計画に従って職務を忙しく遂行すること以上に、その1年に向けて事前に、乏しい経験と知識をもって準備・決断しなければならないことが多く、幾度となく、相談し協議する場があったならば・と思ったことです。

それとともに、地区として、ロータリー全般にわたる基本問題・地区重大問題等について、長期的に展望する機関が必要だと思われます。

当時の地区運営委員会設置規則案を次に掲げます。

地区運営委員会規則案

- 1 (目的) ガバナー・ガバナーエレクトの職務の効果的な遂行に資し、併せて、ロータリー・地区の基本問題・重要問題を議すために、ガバナーの下に、地区運営委員会を設置する。

2 (審議事項) 地区運営委員会は、ガバナー・ガバナーエレクトの求めに応じ、また進んで、次の事項について審議し、その決するところをもって ガバナーの職務遂行の参考に供するものとする。

- ① 規定審議会の立法案その他地区大会に上程する案件
- ② 地区の組織・役員人事・地区目標（地区指針・重点事項）（地区運営方針）および地区予算（個別的賦課金徴収案を含む）に関する案件
- ③ 地区の規程・規則・要領等の制定・改正等に関する案件
- ④ ガバナー補佐またはクラブから提出された重要案件
- ⑤ ロータリーの基本問題・長期展望に係わる重要問題案件
- ⑥ その他地区運営に係わる必要案件

3 (委員) 地区運営委員会は、次の者からガバナーが指名する 10 名以内の委員をもって組織し、任期は 2 年とする。

- ① 元ガバナー 1 名以上 3 名以内
- ② ガバナーエレクト 1 名
- ③ ガバナー補佐 1 名
- ④ 元ガバナー補佐 1 名以上 3 名以内
- ⑤ 元地区幹事 1 名以上 3 名以内
- ⑥ 地区委員長 3 名（クラブ奉仕委員・社会奉仕委員・未来委員）

(注) その他前各号に準ずる者

4 (会議) 地区運営委員会は、必要に応じガバナーの招集により開催されるものとし、元ガバナーが議長となり、委員の総数の 3 分の 1 をもって定足数とし、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(2) 分区に分区運営委員会を置くこと

地区リーダーシッププランが全国的に採用され、その 10 年の経過のなかで、ガバナー補佐の制度が漸く定着しガバナー補佐の

職務の重要性が認識され、またガバナー補佐の経験者の中からガバナーに選任されるケースが多くなると予想され、勢いガバナー補佐の資質・能力等が以前より重要視されることになったことに鑑みますと、将来にわたりガバナー補佐の選任手続を開かれたものとし、広く人材を集められる適正な体制を整備しておくことが喫緊の要事であると思われます。そしてまた、これまでのように、慣例により、分区内におけるクラブの創立順等により分区内クラブ・会員の関与なく選任されてしまうという状況よりも、分区内各クラブの参加した手続によりガバナー補佐が選出されたという事実は、選任されたガバナー補佐にも選任に参加したクラブ・会員にもその自覚が生れ、両者の関係に計り知れない心理的な好影響をもたらすと思われます。

地区分区間（ガバナー・ガバナー補佐間）の権限委譲関係、クラブの体力の変化等現状と将来的な展望を加味して、次の様に、分区内の諸事項に関してガバナー補佐と分区内クラブの意思疎通・協議の場として分区運営委員会を設置し、併せて、この機関に分区のガバナー補佐候補の推薦を委ねるのが最善であると思われます。

分区運営要領・ガバナー補佐推薦手続要領

1 分区運営委員会の設置・職掌

- ①ガバナーのもとに各分区にガバナー補佐を議長とする分区運営委員会を置く。
- ②分区運営委員会は、ガバナー補佐が招集する。
- ③分区運営委員会は、ガバナーよりガバナー補佐・分区に委託・要請された下記事項および分区の固有事業・運営等について協議し、ガバナー補佐を補助・支持する。
 - (a)分区ガバナー補佐の推薦に関する事項
 - (b)分区内開催の地区大会・地区協議会の共助・支援に関する事項
 - (c)IMの開催に関する事項

を加えた候補者の中から（届け出られた候補者のないときは、委員会が自ら選定して）指定された人数の候補者を（複数の時はコメントを付して）協議・選出して、推薦届出期限までにガバナーに推薦する。

⑥ガバナーエレクトは、期間内に、推薦された者の中から次期ガバナー補佐を選任し、ガバナーおよびガバナーエレクトの連名で委嘱する。

⑦ガバナー補佐は、補助者として幹事 1 名を選任して届け出ることができる。

⑧ガバナー補佐付き幹事は分区幹事と称する。

付則 この各要領は 2008 年 7 月 1 日から施行する。



純真な朗太君—ロータリーのマスコット

彼、朗太君が、自ら言うには、姓は理井、名は朗太。どこの生まれかは聞かずじまいである。彼は、快活聡明、スポーツが堪能で、好奇心が旺盛、何にも関心があるようで、取りわけ、ロータリーに興を示ようである。

十年程前、私が地区幹事をしていた頃でしたか、度々、遊びに来ていました。今では時なく寄宿しています。

朗太君は、判らないことがあると、ところ構わずふいに来て、話しかけてくるので、私は、誠意を以て、辛抱強く対応することにしている。長年のうちに、問答の好敵手になり、私の方から話しかけることもあるし、そうでなくても、教えられることがしばしばである。「我の外、すべて我が師」。彼は、我の外の一人である。



一日、朗太子、我に問いて曰く、一言にして以て終身行なうべきものありやと。聞きし様のこと也。慎重に応えらく、一言は不可なり。二言にして、慈愛と感謝の心と言わんと。次いで発す。何ぞ、よく然るやと。重ねて応えらく、かの恕は人を思いやるの心なり。慈愛の心は、計らい無き心を持ちて母の子に注ぐ心なり。その心、恕よりも深し。その故を以て、慈愛の心は恕に勝れり。しかれども、恕また慈愛、その心の通うや、上から下へなり。未だ円満なる心に欠くところあり。下から上へなる外様に感謝する心加えざるべからず。慈愛と感謝の心、相寄りて相通いて全きなり。慈愛と感謝の心、「超我の奉仕」の心の根底なりと。子、諒となす。

或る転寝の遅日、朗太子、我が耳を破る。

如何ぞ、ロータリー。楽しみの集り多くして、慈悲と感謝の心、

行ないに移すに時無きが如しと。

驚きて目醒む。・・・噛みて含むがに弁明す。

そも、ロータリー、奉仕のみに生きるに非ず。奉仕と親睦はロータリーの前後の両輪なり。奉仕は前輪にしてハンドルに連なり、車を目的地に導かん。親睦は後輪にしてエンジンに連なり、奉仕前進への力を育まん。奉仕の心は親睦から生まる。親睦なければ奉仕なし。故に、親睦は奉仕に先行すといえども、奉仕、その陰徳の故に目に写ることの少なきのみ。奉仕と親睦、持（じ）を以ちて調和すべきこと、ロータリーの要諦なりと。子、明快となす。

朗太君には、このような問答ばかりではなく、ガバナー補佐を受けるべきか否か、直近では、ガバナーを受けるや否やについても、思うままのところを聞いたし、奉仕の考え方についても実直なところを、拝聴している。

将来、頼りがいのあるロータリアンに育ってくれることを期待して間違いない。



高松 東三河 RC 「持続可能な前進」誓う

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。



名古屋めしも味わう

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。

友好きずな再確認

国際ロータリー第2760地区のメンバーが、2月4日(土)に高松市を訪れ、高松市と東三河地域のRCメンバーと懇話会を開催した。



30人超が愛知初訪問



国際ロータリー第2760地区のメンバーが、2月4日(土)に高松市を訪れ、高松市と東三河地域のRCメンバーと懇話会を開催した。

トヨタ工場や 徳川美術館視察

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市を訪れ、高松市と東三河地域のRCメンバーと懇話会を開催した。



次年度ホスト 大規模な大会準備

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。

RCへの共通認識深める

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。



初の新人会員合同研修

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。



高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。



参加クラブが活動報告

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。



持続可能な前進へ結束

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。

夢実現へ決意新たに

高松市と東三河地域のRCメンバーが、2月4日(土)に高松市で「持続可能な前進」を誓う会議を開催した。

経 歴 書

片山主水

生年月日 1939年昭和14年11月17日

住 所 名古屋市瑞穂区弥富町字上山194番地4

勤 務 地 名古屋市中区丸の内三丁目5番35号弁護士ビル7F

所屬クラブ 名古屋東南RC

職業分類 弁護士

ロータリー歴

1972年3月	名古屋東南RC入会
1984年度	クラブ幹事
1990年度～94年度	地区国際友好・WCS・環境保全委員長
1995年度	クラブ会長
1997年度	地区幹事（犬飼ガバナー）
1998年度～05年度	地区資金・クラブ奉仕委員長ほか
2006年度	ガバナー補佐（西名古屋分区）
2008年度	ガバナー

経 歴

1964年	名古屋大学法学部卒業
1968年～	弁護士
1985年	名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会） 副会長
1988年～2010年	名古屋地方・簡易裁判所調停委員
1994年～2000年	愛知県公害審査会委員・会長
1999年～2001年	愛知県事業評価監視委員会委員・長
2001年～2010年	愛知県公務災害補償審査会会長



資料

引用資料 目次

決議 23 - 34	160
4つのテスト	164
職業宣言	164
ロータリーの長期計画	165
ロータリー財団の未来の夢計画	166
「ロータリーに心を　ロータリーを心に」	169
奉仕と親睦と出席と	169
三我の奉仕	170
宣誓書　認定状	171
標準クラブ定款（抄）	172
国際ロータリー定款（抄）	179
国際ロータリー細則（抄）	182

社会奉仕に関する 1923 年の声明 (1923 Statement on Community Service)

手続要覧 2007 年版

次の声明は 1923 年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて、社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

- 1) ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、「最もよく奉仕する者、最も多く報われる」という実践倫理の原理に基づくものである。
- 2) 本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。まず第 1 に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。第 2 に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。第 3 に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第 4 に、個人

として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますことである。

- 3) RI は次の目的のために存在する団体である。
 - a) ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及
 - b) ロータリー・クラブの設立、激励、援助および運営の管理。
 - c) 一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI 定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかない、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。
- 4) 奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もクラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。
- 5) 各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を

危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そして RI は、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、しかし、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

- 6) 個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。
 - a) ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事のうえでその分を果たすべきである。
 - b) 一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない
 - c) ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。
 - d) ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって立派に行わ

- れている事業に乗り出すようなことをしてはならない。
- e) ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することが望ましい。
 - f) ロータリー・クラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられる他のすべての団体の協力を得るように努力すべきでありそして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であってもそれに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべての協力者の手柄にするようにしなければならない。
 - g) クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するもののほうがロータリーの精神にかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである。(23-34,26-6,36-15,51-9,66-49)。

4つのテスト
THE FOUR – WAY TEST

言行はこれに照らしてから

Of the things we think,say or do

- 1 真実かどうか
Is it the TRUTH ?
- 2 みんなに公平か
Is it FAIR to all concerned ?
- 3 好意と友情を深めるか
Will it built GOODWILL and BETTER
FRIENDSHIPS ?
- 4 みんなのためになるかどうか
Will it be BENEFICIAL to all concerned ?

ロータリアンの職業宣言

Declaration for Rotarians in Businesses and Professions

1989年規定審議会採択

事業または専門職務に携わるロータリアンとして、私は以下の要請に応えんとするものである。

- 1) 職業は奉仕の一つの機会なりと心に銘せよ。
- 2) 職業の倫理的規範、国の法律、地域社会の道德規準に対し、名実ともに忠実であれ。
- 3) 職業の品位を保ち、自ら選んだ職業において、最高度の倫理的基準を推進すべく全力を尽くせ
- 4) 雇主、従業員、同僚、同業者、顧客、公衆、その他事業または専門職務上、関係をもつすべての人々に対し、ひとしく公正なるべし。
- 5) 社会に有用なすべての業務に対し、当然それに伴う名誉と敬意を表すべきことを知れ。
- 6) 自己の職業上の手腕を捧げて、青少年に機会を開き、他人が

- らの、格別の要請にも応え、地域社会の生活の質を高めよ。
- 7) 広告に際し、また自己の事業または専門職務に関して、これを世に問うに当たっては、正直専一なるべし。
 - 8) 事業または専門職務上の関係において、普通には得られない便宜ないし特典を、同僚ロータリアンに求めず、また与えることなかれ (89 - 148)

国際ロータリーの長期計画

I 第1次 (2007年度)

使命とビジョン

ロータリー・クラブの世界的連合体である国際ロータリーの使命は、他者に奉仕し、高い倫理基準を促進し、事業と専門職務および地域社会のリーダーの間の親睦を通じて世界理解、親善、平和を推進することである。

国際ロータリーのビジョンは、世界理解、親善、平和を推進するための「超我の奉仕」に対するその献身が、あまねく認知されることである。

中核となる価値観

奉仕 親睦 多様性 高潔性 リーダーシップ

優先項目

- ・ポリオを撲滅する
- ・ロータリーに対する内外の認識と公共イメージを高める
- ・他者に奉仕するロータリーの能力の増大を図る
- ・質的にも量的にも会員組織を世界的に拡大する
- ・ロータリー独特の職業奉仕への取り組みを強調する
- ・国際ロータリー内の指導的才能を最大限に活用し育成する
- ・組織全体を通じて継続性と一貫性を保つために、長期計画の手順を完全に実施する

II 第2次 (2010年度)

ビジョン

私たちは、世界中の地域社会における人々の生活改善に貢献するために、活発で行動力のあるクラブから成り、人々から選ばれる奉仕組織である

優先項目

クラブのサポートと強化

- ・クラブの刷新性と柔軟性を育てる
- ・すべての奉仕部門における調和のとれた活動を行う
- ・会員の多様性を増進する
- ・課員の勧誘と維持を改善する
- ・ロータリーを進展させる
- ・クラブと地区における長期計画の立案を奨励する

人道的奉仕の重点化と増加

- ・ポリオを撲滅する
- ・以下の分野における奉仕の継続性を高める
 - 新世代奉仕プロジェクト
 - ロータリーの6つの重点分野
- ・協力組織とのパートナーシップおよび他組織との協力関係を拡大する
- ・地元と海外の地域社会で多大な成果をもたらすプロジェクトを創造する

公共イメージと認知度の向上

- ・イメージとブランド認知を調和させる
- ・行動を主体とした奉仕えお推進する・中核となる価値観を推進する
- ・職業奉仕を強調する
- ・クラブにおけるネットワークづくりの機会、ならびにクラブ独自の主な活動について周知を図るようクラブに奨励する

中核となる価値観

奉仕 親睦 多様性 高潔性 リーダーシップ

使命

私たちは、他者に奉仕し、高潔性を推進し、事業と専門職務および地域社会のリーダーの間の親睦を通じて、世界理解、親善、平和を推進する

ロータリー財団の未来の夢計画

一部改・抄録

2017年にロータリー財団100周年を迎えることを踏まえ、財団管理委員会は世界の最も差し迫ったニーズに対して、迅速、効果的、かつ戦略的に応えられる、活力にあふれ、未来へのビジョンを備えた財団を築き上げるための計画を立案した。その目標は、補助金の手続きを簡素化し、大きな成果とその長期的な持続が望めるプロジェクトにより多くのリソースを費やし、財団の業績に対する一般の人々の認識を高めることである。

計画立案の第一歩として、管理委員会は次の使命声明を採択した。

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが、健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成できるようにすることである。

補助金の構成

補助金の手続きを簡素化するため、未来の夢計画では、補助金は新地区補助金とグローバル補助金の2種類からなる。

この2種類の補助金を通じて、クラブと地区は、地域と海外で人道的、あるいは教育的な幅広い活動を実施することができる。

新地区補助金は、一括して地区に支給されるもので、地区財団活動資金(DDF)の50%までを利用することができる。新地区補助金は、地域で生じたニーズに迅速に応える柔軟性を持つと同時に、海外のクラブと協同でプロジェクトの実施を計画する目的にも使用できる。この補助金は、奨学金や職業訓練の支援に充て、また、奉仕活動の後援、災害救援、地域や海外での奉仕プロジェクトの実施

に充てることもできる。

一方、グローバル補助金は、財団の使命に関連する以下の6つの重点分野の一つにおいて、大きな成果とその長期的な持続が望める大規模なプロジェクトを支援するものである。

- 平和と紛争予防／紛争解決
- 疾病予防と治療
- 水と衛生設備
- 母子の健康
- 基本的教育と識字率向上
- 経済と地域社会の発展

クラブと地区は、重点分野の範囲内で独自のグローバル補助金プロジェクトを立ち上げることができる。または、ロータリー財団が立案したプロジェクトを支援するためにパッケージ化された補助金のスポンサーとなることもできる。

クラブ・地区が立案したグローバル補助金のプロジェクトには、国際財団活動資金（WF）からの組み合わせ資金（マッチング）が提供される。この補助金は、重点分野を専攻する奨学生や重点分野に関わる仕事に就く職業開発チームの派遣、または外国のクラブや地区と協同で実施する大規模な人道的プロジェクトに使用することができる。

一方、パッケージ化されたグローバル補助金は、重点分野を専門とする団体との長期的な協同関係の下で実施されるプロジェクトに使用される。例えば、近隣の村にきれいな水の供給システムを提供するプロジェクトを、この分野を専門としている団体と協同で行うことも考えられる。こうした協同組織は、技術や財政面での支援を提供する。パッケージ化されたグローバル補助金の100%は、国際財団活動資金（WF）と協同組織からの資金によってもたらされる。

ロータリーに心を
ロータリーを心に ロータリーの心を

- ロータリーに心を注ぎ
- ロータリーに心を開く
 - ロータリーを心に受け止め
 - ロータリーを心に住まわす
- ロータリーの心をみんなで考え
- ロータリーの心をしずかに思う
 - ロータリーの心は我等の心
 - ロータリーの心は世界の心

奉仕と親睦と出席と

- ロータリーの目的は奉仕であり
 - 奉仕は親睦から生れ
 - 親睦は出席・参加より始まる

三 我 の 奉 仕

第 1 は 専ら自己の出捐を以て、社会のために尽くす社会奉仕である

この奉仕は、慈愛と感謝の心・分かち合いの精神とによる共助共生を基本とする「超我の奉仕」の精神に基づく

第 2 は 自己と社会とを繋ぐ各自の職業の遂行を通じて、自己にできる物心ともに最良のサービスを社会に提供することによって、社会に貢献するとともに、自己に適正な利益を得ることとなる職業奉仕である。

この奉仕は、両利調和の「彼我の奉仕」・「最良奉仕の最多果報」の精神に基づく

第 3 は 専ら互いに人間向上をめざして自らに奉仕する「唯我の奉仕」であるこの奉仕は、多様な職業人よりなるロータリーは人間向上のための学習の絶好の機会なりと観じ、かつ社会に対して奉仕する心は清く寛く豊かでなければならぬと同時に社会の良き指導者とならなければならず、それ故、期待されるロータリアンとなるための人間向上は各人の人間的道義責任であるとの考えに基づく

宣 誓

私は ロータリー精神を学び 好意と友情を深めながら
奉仕の理想を求めて

名古屋東南ロータリークラブに
入会することを誓います

平成 22 年 2 月 23 日

会員

入会認定証

伝統ある名古屋東南ロータリークラブにご入会おめでとうございます。

ロータリーは、相手の身になって考え行動し、特に自分の職業の倫理を高めて、より良い明日の社会を築こうという志を同じくする者の集まりです。

本日、貴方は、このロータリーの基本精神を全面的に受け容れ、奉仕の道に献身すべきことを誓約されました。

よって、ここに、会員一同、心から、この入会を歓迎し、この入会認定証を授与します。

平成 年 月 日

君

名古屋東南ロータリークラブ

会長

標準ロータリークラブ定款（抄）

手続要覧 2007 年版

第 1 条 定義（略）

第 2 条 名称本会の名称は、_____ロータリークラブとする。

第 3 条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。

第 4 条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第 1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第 2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第 3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第 4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第 5 条 四大奉仕部門

ロータリーの四大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実際的な基準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職種の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重され

るべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自身を律し、事業を行うことが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の理想の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動からなるものである。

第6条 会合（略）

第1節 例会

(a)日および時間 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) . . .

(c) . . .

第2節 年次総会 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第7条 会員身分

第1節 一般的資格条件 本クラブは、善良な成人であって、職業上、および（または）地域社会において良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類 本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

第3節—正会員 RI 定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

．．．

第8節．．．

第8条 職業分類

第1節—一般規定

(a)主な活動。各会員はその事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。

．．．

(b)．．．

第2節—制限 5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。．．．

第9条 出席

第1節—一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a)例会の前後14日間 例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

(1)他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、

(2)．．．

．．．

(7)クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

(b) . . .

第2節－転勤による長期の欠席

第3節－出席規定の免除 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a)理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

(b)一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第4節－RI 役員の欠席

第5節－出席の記録 本条第3節(b)または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員は、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。

第10条 理事および役員

第1節－管理主体 本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節－権限 理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節－理事会による最終決定 クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら . . .

第4節－役員 クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または

数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。

第5節－役員選挙

(a)会長を除く役員の任期 各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b)会長の任期 会長は細則の定めるところに従って、就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。・・・

(c)・・・

第11条 入会金および会費

すべての会員は、細則の定める入会金および年会費を納入しなければならない。ただし・・・

第12条 会員身分の存続

第1節－期間

第2節－自動的終結

第3節－終結－会費不払

第4節－終結－欠席

第5節 他原因による終結

・・・

第10節－一時保留

第13条 地域社会、国家、および国際問題

第1節－適切な主題 地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事で

あり、会員の啓蒙となり各自が自己の意見を形成するうえで、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブはいかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第 2 節－支持の禁止

第 3 節－政治的主題の禁止

(a)決議および見解 本クラブは、政治的性質を持った世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b)嘆願 本クラブは政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

第 4 節－ロータリーの発祥を記念して ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 14 条 ロータリーの雑誌

第 15 条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、定款・細則の印刷物を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 16 条 仲裁および調停

第 17 条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、更に追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って時々改正することができる。

第18条 解釈の仕方

第19条 改正

第1節－改正の方法 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節－第2条と第3条の改正 定款の第2条（名称）および第3条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提出することができる。

国際ロータリー定款（抄）

手続要覧 2007 年版

第 1 条 定義

本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：国際ロータリー理事会
2. クラブ：ロータリー・クラブ
3. 会員：名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
4. 年度：7 月 1 日に始まる 12 カ月間
5. RI：国際ロータリー
6. ガバナー：ロータリー地区ガバナー

第 2 条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RI は全世界のロータリー・クラブの連合体である。

第 3 条 目的

RI の目的は、

- (a)ロータリーの綱領を推進するようなプログラムや活動を追求している RI 加盟クラブや RI 地区を支援すること
- (b)全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、そして管理すること。
- (c)RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること

第 4 条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある。

第 1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第 2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あら

しめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善を平和を推進すること。

第5条 会員

第1節—構成。RIの会員は本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行するクラブをもって構成されるものとする。

第2節—クラブの構成

(a)クラブは善良な成人であって、職業上良い世評を受けている正会員によって構成されるものとする。

(1)一般に認められた有益な事業または専門職務の持主、共同経営者（パートナー）、法人役員または支配人であるか、または、

(2)一般に認められた有益な事業または専門職務あるいはその地方代理店または支店において、裁量の権限ある管理職の重要な地位にあること、または、

(3)本サブセクションのサブサブセクション（1）または（2）に挙げたいかなる地位からも退職していること、そして以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあることを要する。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する正会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き適えている場合、その会員身分を保持できる。

(b)各クラブは、一事業または専門職務に偏らない均衡の取れた会員身分を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。但し、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くな

らない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブの会員の職業分類は、正会員に選出されることを排除するものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

(c) RI 細則は、ロータリー・クラブの会員種類を正会員および名誉会員と呼ぶと規定し、その各々に対する資格条件を定めるものとする。

(d) 「クラブ」という語が不穏当な意味をもつ国々のクラブは、RI 理事会の承認を得て、名称にクラブという語を使うには及ばない。

第 3 節－定款および細則の承認。RI 加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブは、すべて、それによって RI の本定款および細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、そして法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に遵守することを承諾するものとする。

第 4 節－例外。本定款もしくは RI 細則の諸規定または標準クラブ定款にもかかわらず、理事会は試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定が RI 定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブはその上限数を 200 とする。この試験的プロジェクト実施期間は、6 年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した際、RI 加盟の承認、または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で効力を持つ標準クラブ定款でなければならない。

国際ロータリー細則（抄）

手続要覧 2007 年版

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

- 13.010. ガバナー・ノミニーの選出
- 13.020. ガバナーの指名手続
- 13.030. 郵便投票によるガバナーの選出
- 13.040. 郵便投票の書式
- 13.050. ガバナー・ノミニーの証明
- 13.060. ガバナー・ノミニーの拒否または一時保留
- 13.070. 特別選挙

13.010. ガバナー・ノミニーの選出

地区は、ノミニーをガバナーとして就任する日の直前 24 カ月以上 36 カ月以内に選出するものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限を有するものとする。ガバナー・ノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催される RI 国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナー・エレクトとして 1 年の任期を務めてから、選挙後の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.1. ガバナー・ノミニーの選出方法

RIBI 内の地区を除き、地区は、ここに規定されている指名委員会の手続き、あるいは第 13.030 節および 13.040 節に規定されている郵便投票、あるいはその代わりに、13.020.13 項に規定されている地区大会のいずれかの方法によって、ガバナー・ノミニーを選出するものとする。その選択は、出席し、投票しているクラブの選挙人の過半数票によって地区大会で採択された決議案によって決定されるものとする。

13.020.2. ガバナーの指名委員会

ガバナー・ノミニーの選出に指名委員会の手続きを採用する地区においては、指名委員会は、ガバナー・ノミニーとして求める最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。指名委員選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会に出席し、投票するクラブ選挙人が採択した決議により決定される。但し、このような職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

13.020.3. 指名委員会手続を採択できなかった場合

ガバナー・ノミニー選出のために指名委員会の手続きを採用したにもかかわらず、指名委員を第 13.020.2. 項に定める通りに選出できなかった地区は、現在も当該地区内のクラブ会員である、最近の 5 人の元ガバナーを指名委員として活用するものとする。このように構成された委員会は、第 13.020. 節に従ってその務めを果たすものとする。このような元ガバナーが 5 名いない場合、RI 会長が、委員の数を 5 人とするために、その地区の適任者を指名委員に任命するものとする。

13.020.4. クラブからガバナー・ノミニーを提案

指名委員会の手続きによって、または、地区大会においてガバナー・ノミニーを選出する地区においては、ガバナーは、クラブに対して、ガバナー指名案を提出するよう要請するものとする。指名委員会の手続きが使われる場合、この推薦は、ガバナーが定め、通知した期日までに指名委員会に受理されたなら、審議されるものとする。この通知は、推薦書が指名委員会に受理される期日の少なくとも 2 カ月前に地区内クラブに送付されてなければならない。その通知には、推薦書の送付先が記載されていなければならない。この推薦は、候補者を推薦するクラブの例会で採択された決議という形式で提出されなければならない。この決議は、クラブ幹事によって正式に証明されなければならない。クラブは、自クラブに所属する会員を 1 名だけがガバナーノミニーに推薦できる。

13.020.5. 委員会による最適任のロータリアンの指名

ガバナー指名委員会がその選択を行うに当たっては、その選択の範囲は地区内クラブによって提案された指名に限定されるものではない。しかし、ガバナー職の任務を遂行するのに得られる限りの最適任の候補者を指名するものとする。

13.020.6. 指名の公表

指名委員会は、選出した候補者をガバナーに報告する。ガバナーは、次に、そのノミニーの氏名と所属クラブを地区内クラブに公表するものとする。

13.020.7. 委員会がノミニーを選出できなかった場合

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第 13.040. 節に規定されているように、郵便投票でガバナー・ノミニーを選挙するものとする。あるいは、指名委員会に推薦されている候補者の中から第 15.050. 節に従って地区大会でガバナー・ノミニーを選ぶものとする。

13.020.8. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過している地区内クラブは、ガバナー・ノミニーの対抗候補者を推薦することができる。年度初めの時点で設立からまだ 1 年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であることを条件に、対抗候補者を推薦することができる。対抗候補者は既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議に従って提出しなければならない。クラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、指名委員会によるガバナー・ノミニー選出公表から少なくとも 2 週間後とする。

13.020.9. 対抗候補者への同意

前記のように対抗候補者が提案された場合、ガバナーは、RI 所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗に同意するかどうかクラブに尋ねるものと

する。対抗者に同意する場合は、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の、年度初めにおいて設立から少なくとも1年が経過している少なくとも他の5つのクラブ、または年度初めにいて少なくとも1年が経過しているクラブの年度初めにおけるクラブ総数の10パーセント、このうちいずれが多い数の同意を得た対抗候補者のみが有効とみなされる。

13.020.10. 対抗候補者がいない場合

定められた期限までにそのような対抗候補者の指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミネーと宣言するものとし、締切期限より15日以内に地区内全クラブにその旨宣言しなければならない。

13.020.11. 対抗候補者の指名

定められた期限までに対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取っており、そして対抗候補者指名がその期限当日を含みその期限当日から15日の期間が満了するまで有効である場合、ガバナーは地区内の全クラブにその旨を通達しなければならない。この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。

13.020.12. 対抗候補者の指名が有効でない場合

上述の15日が経過したときに、対抗候補者の指名が全部効力を失っていたならば、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミネーと宣言する。ガバナーは、15日以内にこのノミネーを地区内全クラブ通達しなければならない。

13.020.13. 地区大会において投票でガバナー・ノミネーを選ぶ場合

地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。2票以上の投票権を有するクラブの票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべて

同じ候補者に投じられるものとする。

13.030. 郵便投票によってガバナーを選出

13.030.1 項の下に事情がそれを必要とするか、もしくは理事会の許可を得た場合は、地区は、指名委員会の力を借りずに、ガバナー・ノミニーを郵便投票によって選ぶことができる。

13.030.1. 手続

ガバナーは、地区内クラブの幹事に対して、ガバナー指名の公式要請を郵送しなければならない。すべて指名は書面によることとし、クラブは、ガバナー・ノミニーの候補者として自クラブに属する会員をのみ推薦することができる。その書面は、ガバナーの定める期限までにガバナーに受理されることを要する。ただしその期限は、公式要請発行日より少なくとも1カ月後でなければならない。クラブから推薦された候補者が1名の場合には投票を要しないものとし、ガバナーはその候補者をガバナー・ノミニーとして公表するものとする。

13.030.2. 2名以上の候補者がクラブから指名された場合。

候補者が2名以上ある場合、ガバナーは、このような候補者一人一人の氏名と資格条件を地区内の全クラブに通知し、ガバナー・ノミニー候補者全員が郵便投票において票決に付されることになる。

13.040. 郵便投票の書式

13.040.1. クラブの投票

各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブが2票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者

に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が確認し、所定の封印された封筒に入れてガバナーに送付するものとする。

13.040.2. 選挙管理委員会

ガバナーが、投票集計の場所、期日、時間を決定、発表し、選挙管理委員会を任命するものとする。委員会は3人の委員によって構成され、投票場の手配をし、その他、投票用紙の有効性の有無と集計の責任を負う。投票用紙の有効性の確認は、投票用紙の集計とは別個に行うものとする。選挙管理委員会は、投票用紙の守秘等、必要とされる他の手配をする。また、候補者はまたはその代理人が、投票の集計に立ち会えるよう手配するものとする。各クラブからの票が入った封印された封筒はすべて、候補者あるいはその代理人の立会いのもとに、開封されるものとする。

13.040.3. 過半数または同数の投票

投票の過半数を得た候補者が、その地区のガバナー・ノミネーと宣言されるものとする。……。

13.040.4. 選挙管理委員会の報告

選挙管理委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得すると、直ちに、この投票結果を、ガバナーに報告しなければならない。報告書には、各候補者の得票数も記載されなければならない。ガバナーは投票結果を各候補者に速やかに連絡するものとする。選挙管理委員会は、ガバナーから候補者に投票結果が告げられてから15日間、投じられた投票すべてを保管するものとする。その間、クラブ代表者がいつでも点検できるようにするものとする。その後、同委員会の委員長が、この投票用紙を破棄するものとする。

13.050. ガバナー・ノミネーの証明

ガバナーは、ノミネーの宣言後10日以内にガバナー・ノミネーの氏名を事務総長に書式で証するものとする。

13.060. ガバナー・ノミニーを拒否または一時保留

13.060.1. 資格条件に欠ける場合

13.060.2. 指名の一時保留

13.060.3. ノミニーを拒否

13.070. 特別選挙

地区がガバナー・ノミニーを選出できなかった場合、もしくはガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、そして国際大会における役員の年次選挙に先立って、その地区が別のノミニーを選出しなかった場合、ガバナーが、第 13.020. 節に従って指名手続を再度踏むものとする。・・・いずれの場合も、理事会が指名されたロータリアンをガバナー・エレクトとして選挙するものとする。・・・。

奉仕の理想

— ロータリーの心と形 —

RI第2760地区ロータリー愛知82

2008年度ガバナー

片山 主水